

令和5年度

# 業 務 概 要

徳島県南部総合県民局  
保健福祉環境部〈阿南〉



# 目 次

I	庁舎の概況	
1	沿 革	1
2	組織及び業務	2
3	定例業務	4
II	管内の概況	
1	管内図及び概況	5
2	人口動態等の状況	7
3	医療施設等の状況	13
III	令和5年度重点事業	15
IV	防災・企画医療担当の事業	
1	医事関係事業	19
2	救急医療体制確保対策推進事業	20
3	免許関係事務	21
4	医療保険関係業務	21
5	衛生統計事業	22
6	保健所実習事業	22
7	医師臨床研修	23
8	地域保健従事者実践能力強化事業	23
9	地域保健医療対策推進事業	24
10	在宅医療介護連携関係事業	25
11	健康危機管理対策関係事業	26
12	健康ライフサポート事業	30
V	生活衛生担当の事業	
1	食品衛生管理指導事業	31
2	薬事・毒劇物関係事業	35
3	献血推進事業	36
4	薬物乱用防止事業	37
5	生活衛生指導事業及び動物愛護管理事業	38
6	乳肉衛生管理指導事業	39
7	試験検査業務	40

VI	環境担当の事業	
1	南部総合県民局環境政策総合推進事業	44
2	「みなみから届ける環づくり会議」関連事業	46
3	海とつながるまちづくり事業	47
4	公害対策関係事業	48
5	廃棄物対策事業	54
6	自然環境保全の推進	56
VII	健康増進担当の事業	
1	母子保健事業	59
2	健康づくり事業	63
3	歯科保健事業	68
4	栄養改善事業	70
5	精神保健福祉事業	78
6	結核予防事業	84
7	感染症対策事業	87
8	難病対策事業	90
9	その他疾病対策業務	94
VIII	児童相談担当の業務	
1	業務の内容	97
2	相談の種類と援助の内容	97
3	業務の現状	99
IX	女性支援担当の業務	
1	業務の内容	103
2	業務の現状	103
X	統計資料	
1	食品衛生	107
2	廃棄物対策	108
3	母子保健	109
4	健康づくり	113
5	精神保健	114
6	結核	115
7	感染症	116
8	難病	118
9	児童相談	120
10	女性支援	122
XI	関係機関・団体及び関連施設	123

# I 庁舎の概況



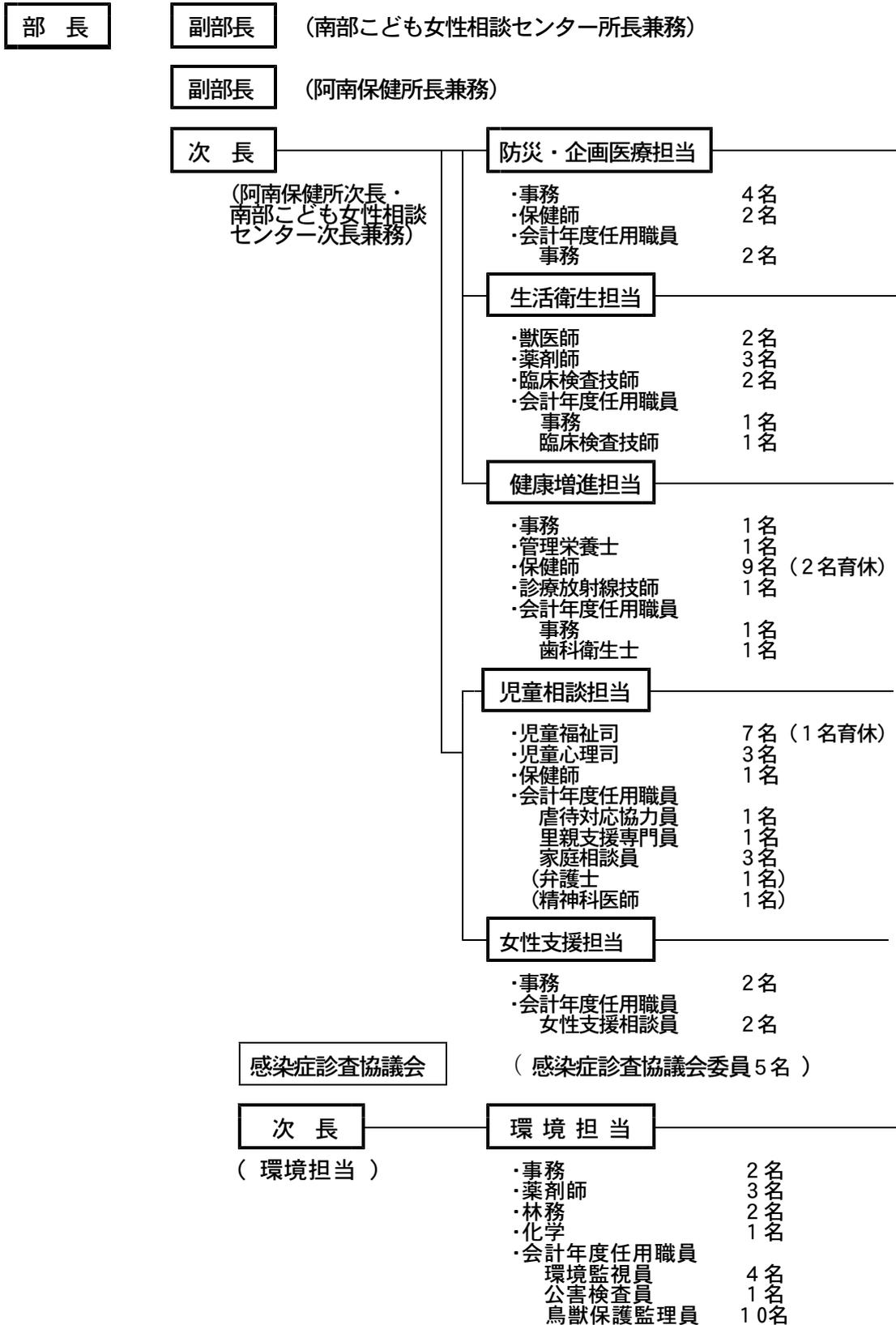
# 1 沿革

年月日	事	項
昭和		
19. 9. 30	富岡町富尾馨氏宅を借り一部改築し、富岡保健所を設置。	
24. 9. 4	富岡町安石の阿波メリヤス工場を買収し、改築移転する。	
26. 11. 1	機構改革により総務、衛生及び予防の3課を置く。	
33. 7. 8	阿南市制施行に伴い、阿南保健所と改称。	
41. 4. 1	組織改革により総務、衛生及び保健予防の3課を置き、食品衛生係及び環境衛生係を食品及び環境係に、総務係を庶務係に改める。	
41. 9. 30	阿南市富岡町佃町539番地の7に庁舎を新築する。	
45. 7. 1	食品化学検査センターを設置。	
47. 4. 1	機構改革により次長を置く。	
50. 4. 1	環境係を環境公害係に改める。	
56. 2. 1	庁舎3階を増築 (278. 31㎡)。	
63. 3. 25	まちなみ修景モデル事業により前庭を整備、車庫を新築。	
平成		
3. 3. 30	駐車場の整備、カーポートの新設及び倉庫の改築。	
5. 3. 31	庁舎の一部改造、身障者用トイレの新築。	
7. 4. 1	衛生課を環境生活課に、環境公害係を環境係に改める。	
9. 4. 1	保健予防課を健康増進課に、予防係を疾病対策係に、保健婦係を健康対策係に改める。	
11. 4. 1	小松島保健所を統合し、小松島支所を置く。 庶務係を総務係に改め、総務課に地域保健係を、環境生活課に試験検査係を、健康増進課に精神保健係を新設する。	
17. 4. 1	庁舎北側にプレハブ庁舎を増設し、庁舎東側民有地を職員駐車場として借地する。 南部総合県民局が発足し、保健福祉環境部として分庁舎方式により組織再編が行われ、阿南庁舎に企画担当、地域支援担当、生活福祉担当、環境担当が設置され、阿南保健所庁舎に医療企画担当、生活衛生担当、健康増進担当、児童相談担当（南部児童相談所）が設置される。課、係制は廃止。	
18. 3. 20	併せて所管区域の変更により小松島支所を徳島保健所に移管する。 阿南市、那賀川町、羽ノ浦町の合併により新「阿南市」となる。 所管区域は阿南市、那賀町、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町の1市7町となる。	
18. 3. 31	日和佐町と由岐町の合併により美波町になり、日和佐庁舎を美波庁舎に呼称変更。 海南町、海部町及び穴喰町の合併により海陽町となる。 所管区域は阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町の1市4町となる。	
18. 4. 1	那賀川町及び羽ノ浦町が阿南市に編入合併されたことに伴い、阿南庁舎の生活福祉担当が廃止された。	
20. 4. 1	阿南市領家町野神319（旧阿南農村青年の家跡地）にて保健福祉環境部阿南庁舎が供用開始。（敷地面積約6, 300㎡、RC造3階建て、延床面積約2, 990㎡） 阿南庁舎の地域支援担当が美波庁舎に移設され、阿南庁舎は企画医療担当、環境担当、生活衛生担当、健康増進担当、児童相談担当（南部児童相談所）の5担当制となる。	
22. 4. 1	南部児童相談所に女性支援機能を付加した南部こども女性相談センターの開設に伴い、阿南庁舎に女性支援担当が新設され、企画医療担当、環境担当、生活衛生担当、健康増進担当、児童相談担当と合わせて6担当制となる。	
25. 4. 1	阿南庁舎の企画医療担当が廃止され、防災・企画医療担当が設置された。	

## 2 組織及び業務

令和5年6月1日現在 職員 79名

(会計年度任用職員：7/24名、パートタイム24名を含む。)



部内の総合調整 医療機関立入検査 医療安全相談 救急医療 出前講座  
国民健康保険 衛生統計・人口動態統計 医療関係免許 健康危機管理  
学生実習 医師臨床研修 災害医療・災害時コーディネーター

食品衛生 乳肉食品衛生 生活衛生 薬事監視 毒・劇物取締  
薬物乱用防止啓発 狂犬病予防 動物愛護 旅館業法・温泉法  
住宅宿泊事業法 食品・添加物検査 感染症検査 献血

母子保健 健康づくり 生活習慣病対策 歯科保健 栄養改善・栄養表示指導  
精神保健福祉 通報対応 地域移行 自殺予防対策  
結核予防・感染症対策 エイズ対策 骨髄バンク  
難病対策・小児慢性特定疾患 肝炎対策 原爆被爆者対策

児童相談 児童虐待等親カウンセリング事業  
児童虐待防止ネットワーク事業 里親関係業務 発達相談業務  
心理療法事業 社会福祉統計

女性支援 相談 自立支援 保護命令制度利用援助 一時保護  
DV被害者支援ネットワーク研修会 社会福祉統計

公害対策（大気汚染防止・水質汚濁防止・土壌汚染対策、  
大気・水質検査）  
廃棄物の適正処理（廃棄物対策、リサイクル対策、浄化槽対策）  
自然環境保全（野生生物保護、鳥獣保護、狩猟の適正化、自然公園  
の保護・管理）

〈所属の各種協議会等〉

- ・地域保健医療福祉協議会
- ・救急医療対策連絡協議会
- ・徳島県薬物乱用防止阿南地区協議会
- ・地域職域連携推進協議会
- ・母子保健委員会
- ・精神保健福祉会議
- ・自殺予防対策会議
- ・難病対策地域協議会

### 3 定例業務

令和5年6月1日現在

	実施日	業務の内容
肝炎ウイルス検査	毎月第2・第4月曜日 10:00～11:00(予約制)	過去にB型・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方への相談と検査
梅毒検査	毎月第2・第4月曜日 11:00～12:00(予約制)	感染に不安のある方への相談と検査
エイズ相談・検査	毎月第2・第4月曜日 11:00～12:00	血液検査、結果は即日判明 匿名・無料・申し込み不要
HTLV-1(ヒトの白血球に感染するウイルス)相談	毎月第2・第4月曜日 11:00～12:00(予約制)	献血後、(HTLV-1)が陽性であるといわれた方への相談
骨髄バンク登録受付	毎月第2・第4月曜日 11:00～12:00(予約制)	ドナー登録希望者受付及び相談の実施
心の健康相談	毎月第2・第4水曜日 14:30～16:30(予約制)	メンタルヘルスの不調や精神疾患、ひきこもり、依存症、認知症など、こころの健康に関する相談に、精神専門医師が相談に応じる
犬害パトロール	毎週 火曜日	犬害防止のため、放浪犬の収容及び迷い犬の保護を行う。

## Ⅱ 管内の概況



# 1 管内図及び概況

## (1) 管内の略図

### 【行政区域】

防災・企画医療担当：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

生活衛生担当：阿南市、那賀町

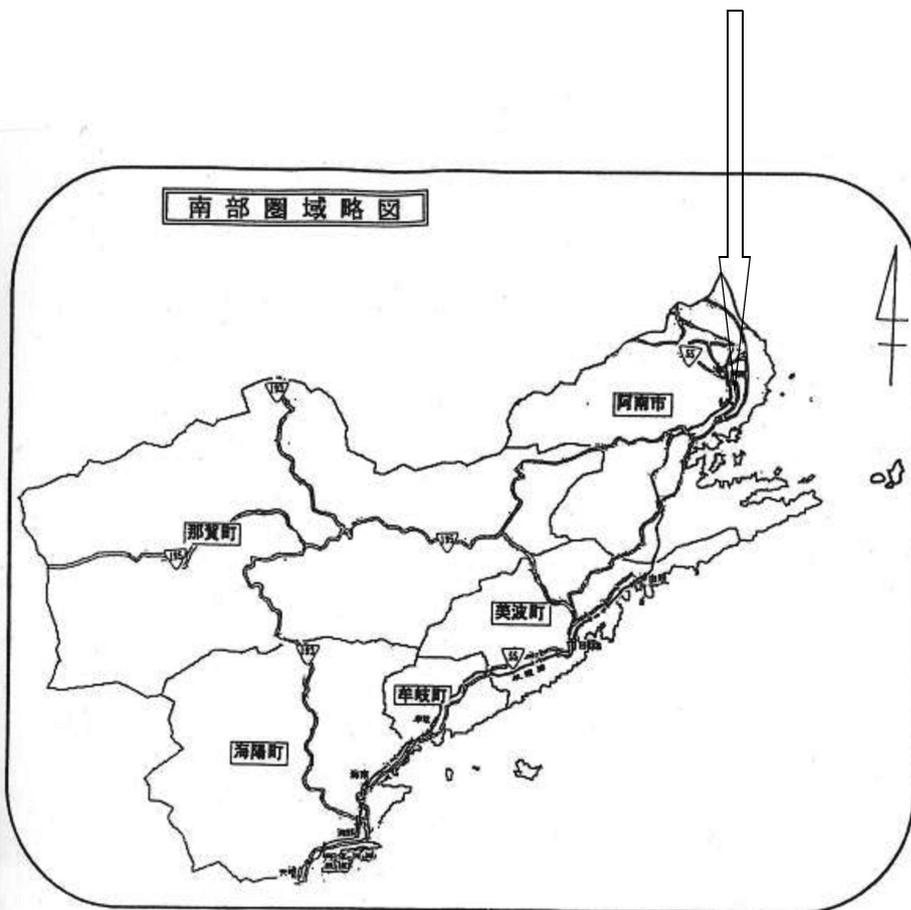
環境担当：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

健康増進担当：阿南市、那賀町

(南部こども女性相談センター)

阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎



## (2) 一般的状況と特殊性

管内は、阿南市、那賀町、海部郡の1市4町によって構成され、令和2年4月1日現在(国勢調査値)では人口95,160人(県全体の13.2%)、総面積は1,499.26k㎡(県全体の36.2%)となっている。

徳島県の南部圏域に位置し、南は高知県東洋町、西は高知県香美市、北は小松島市に隣接し、東は紀伊水道に面する風光明媚な室戸・阿南海岸国定公園が広がる海岸線を有し、自然環境豊かで気候温暖な地域と那賀川流域の剣山に山間部を有する地域である。山間部の面積は、管内面積の90%を超えるとともに、県内の大きな河川のうち那賀川及び海部川という2つを有している。

平野部、海岸部、山間部に大きく分類され、平野部は阿南市に集中しており、海岸部は阿南市から海陽町に掛けて、山間部は那賀川流域と海部川流域に位置している。

平野部は、工業都市として発展しており、住宅団地が形成されるなど、農村型から都市型に移行している。山間部は零細な農業・林業の第一次産業が主体であり、全般的に住民の所得は低く、人口の都市部への転出により、過疎と高齢化の進行が著しく、65歳以上の人口比率は令和2年4月1日現在で37.9%と高く、海岸部は沿岸漁業の不振、雇用の場の不足により住民所得も低く、生産年齢層の都市部への流出が続いている。

交通網は、鉄道として臨海地域に沿ってJR牟岐線、阿佐海岸鉄道があり、道路は南北に国道55号、那賀川に沿った国道195号を幹線とし、阿南市や高知県東洋町を起点とし京阪神や東京に向かう高速バスも運行されている。道路については、高規格道路の整備が進められ、平成23年7月には阿南安芸自動車道の日和佐道路が(小野一日和佐間)開通している。しかし、まだ、豪雨時における事前通行制限区間が多く、迂回路が無いこと等から救急医療等に支障をきたす場合がある。

東西に約100km、南北に約50kmと管内は広範囲であるが、交通の便は十分ではなく、関係市町、関係団体との連絡調整及び各種行事等の実施、参加について制約が多い。また、山間部・海岸部とも調査・訪問活動等に時間を要する。

農村地帯、漁村地帯及び山間部、離島等のへき地地帯においては、過疎化が年々進行している。

医療の状況では、無医地区が2町5地区、無医地区に準ずる地区が2市町6地区、無歯科医地区は4市町7地区、無歯科医地区に準ずる地区が2市町5地区となっており、医療の確保が望まれる。(令和4年現在)

また、南部圏域は台風の常襲地域であることや地理的条件から、これまで繰り返し災害に見舞われているほか、那賀町を除く4市町は南海トラフ巨大地震発生時の津波対策が課題となっている。

## 2 人口動態等の状況

### (1) 人口・面積

令和2年10月1日（国勢調査値）

区分 市町村名	人口(人)			世帯数 (戸)	面積 (km <sup>2</sup> )
	総数	男	女		
県計	719,559	343,285	376,294	308,210	4,146.75
阿南市	69,470	33,694	35,776	27,439	279.25
那賀町	7,367	3,521	3,846	3,187	694.98
牟岐町	3,743	1,735	2,008	1,718	56.62
美波町	6,222	2,923	3,299	2,677	140.74
海陽町	8,358	3,965	4,393	4,018	327.67
合計	95,160	45,838	49,322	39,039	1,499.26

### (2) 市町別の年齢3階級別人口及び構成割合 令和2年10月1日（国勢調査値）

	年齢別人口				年齢別割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
県計	719,559	77,129	375,657	238,346	11.2	54.4	34.5
阿南市	69,470	8,291	37,365	23,131	12.1	54.3	33.7
那賀町	7,367	559	2,981	3,808	7.6	40.6	51.8
牟岐町	3,743	232	1,495	2,016	6.2	39.9	53.9
美波町	6,222	482	2,668	3,071	7.7	42.9	49.4
海陽町	8,358	623	3,813	3,873	7.5	45.9	46.6
合計	95,160	10,187	48,322	35,899	10.7	50.8	37.7

注) 年齢不詳が含まれるため、総数と3区分別合計数とは一致しない。

### (3) 2045年における市町別将来推計人口（平成30年3月推計）

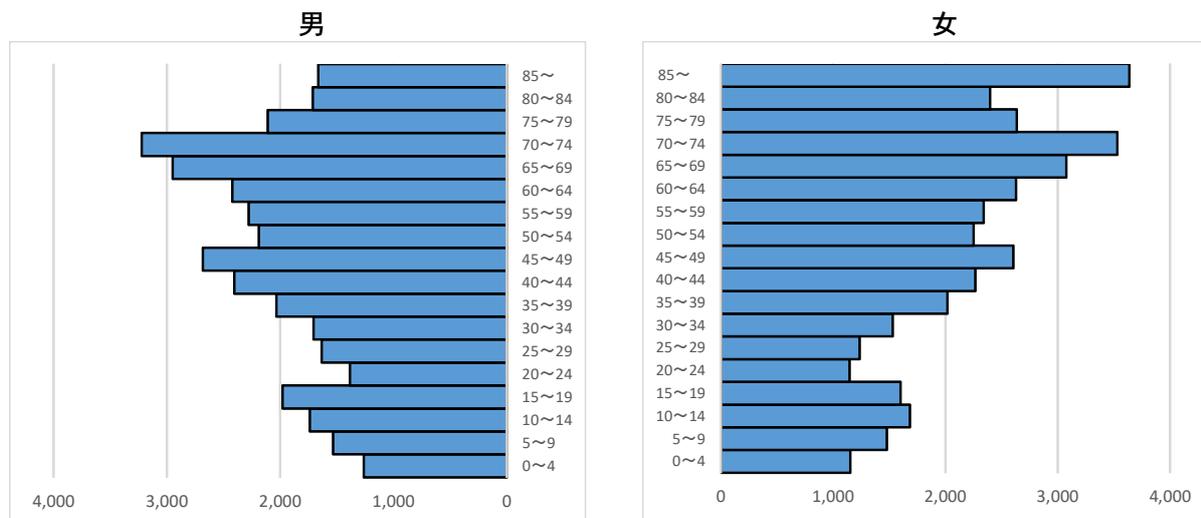
	年齢別人口				年齢別割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
県計	535,370	52,214	261,041	222,115	9.8	48.8	41.5
阿南市	50,622	5,313	25,352	19,957	10.5	50.1	39.4
那賀町	3,223	183	994	2,046	5.7	30.8	63.5
牟岐町	1,603	76	522	1,005	4.7	32.6	62.7
美波町	3,415	257	1,411	1,747	7.5	41.3	51.2
海陽町	3,810	195	1,339	2,276	5.1	35.1	59.7
合計	62,673	6,024	29,618	27,031	9.6	47.3	43.1

国立社会保障・人口問題研究所

今後、管内人口は令和27年(西暦2045年)までには65.8%に減少するとともに、65歳以上人口の構成比が43.1%になると見込まれており、高齢化がさらに進むこととなります。

(4) ① 阿南市・那賀町の性別年齢階級別人口

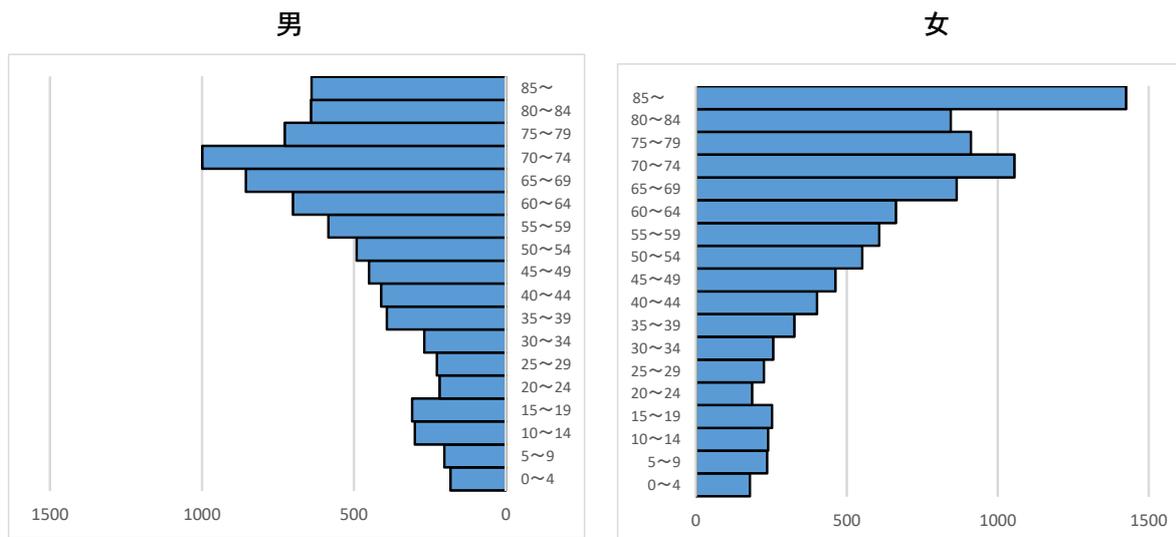
(歳)



(令和2年10月1日)

② 海部郡の性別年齢階級別人口

(歳)



(令和2年10月1日)

## (5) 人口動態総覧

令和3年

		出生 (率：人口千対)	死亡 (率：人口千対)	乳児死亡 (率：出生千対)	新生児死亡 (率：出生千対)	死産 (率：出産千対)	周産期死亡 (率：出産千対)	婚姻 (率：人口千対)	離婚 (率：人口千対)
阿南市	数	384	999	0	0	4	0	244	87
	率	5.6	14.6	0	0	10.3	0	3.6	1.27
那賀町	数	23	202	0	0	1	0	27	2
	率	3.2	28.2	0	0	41.7	0	3.8	0.28
牟岐町	数	13	102	0	0	0	0	2	6
	率	3.6	28.1	0	0	0	0	0.6	1.65
美波町	数	27	160	0	0	2	0	10	9
	率	4.5	26.5	0	0	69.0	0	1.7	1.49
海陽町	数	33	173	0	0	0	0	14	12
	率	4.0	21.2	0	0	0	0	1.7	1.47
徳島県	率	6.1	14.8	1.6	0.7	19.7	3.4	3.5	1.53
全国	率	6.6	11.7	1.7	0.8	19.7	3.4	4.1	1.50

資料：令和3年保健・衛生統計年報

## (6) 市町村別の主要死因別死亡数・率（人口10万対）

令和3年

		阿南市	那賀町	牟岐町	美波町	海陽町	徳島県	全国
悪性新生物	数	236	39	33	36	36	2,490	381,505
	率	344.1	544.8	908.8	595.8	441.0	352.7	310.7
心疾患	数	159	23	9	21	24	1,593	214,710
	率	231.8	321.3	247.9	347.6	294.0	225.6	174.9
脳血管疾患	数	69	12	11	21	18	734	104,595
	率	100.6	167.6	302.9	347.6	220.5	104.0	85.2
肺炎	数	44	10	5	9	9	690	73,194
	率	64.2	139.7	137.7	149.0	110.2	97.7	59.6
不慮の事故	数	36	8	1	5	5	319	38,355
	率	52.5	111.8	27.5	82.8	61.2	45.2	31.2
自殺	数	12	1	1	1	1	108	20,291
	率	17.5	14.0	27.5	16.6	12.2	15.3	16.5
老衰	数	136	33	11	8	28	1,085	152,027
	率	198.3	461.0	302.9	132.4	343.0	153.7	123.8
腎不全	数	14	3	0	3	2	264	28,688
	率	20.4	41.9	0	49.7	24.5	37.4	23.4
肝疾患	数	12	4	0	2	2	153	18,017
	率	17.5	55.9	0	33.1	24.5	21.7	14.7
慢性閉塞性 肺疾患	数	9	2	1	3	1	154	16,384
	率	13.1	27.9	27.5	49.7	12.2	21.8	13.3
糖尿病	数	16	1	1	2	1	101	14,356
	率	23.3	14.0	27.5	33.1	12.2	14.3	11.7

資料：令和3年保健・衛生統計年報

(7) 主要死因別標準化死亡比 (SMR)

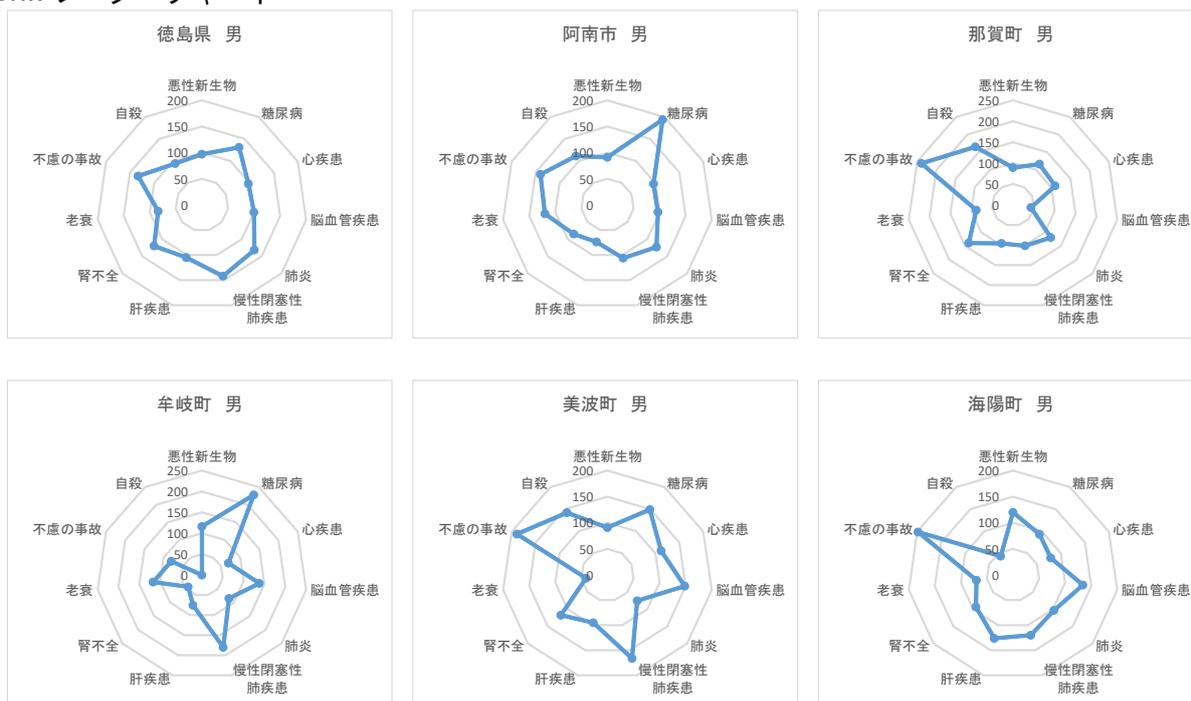
使用年数：2017年～2021年

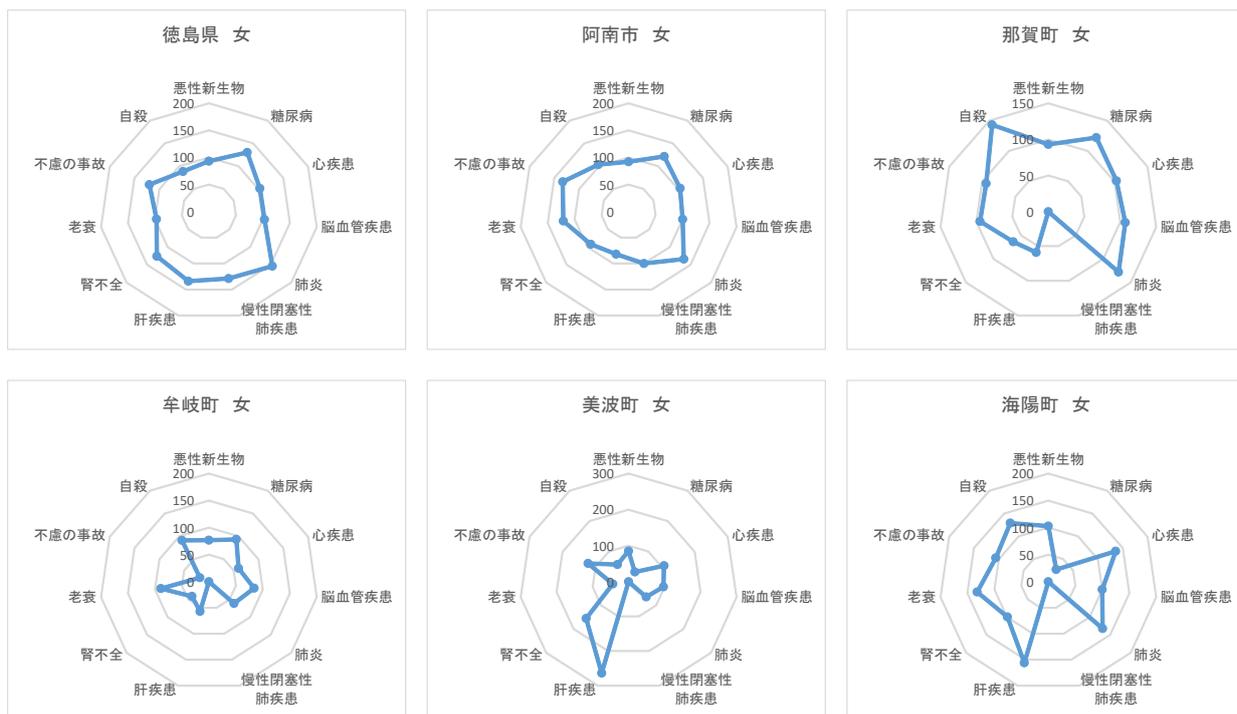
	悪性新生物		糖尿病		心疾患		脳血管疾患		肺炎		慢性閉塞性肺疾患	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
阿南市	91	92	194	121	96	104	97	100	123	134	106	100
那賀町	89	93	116	122	110	103	43	107	119	128	102	0
牟岐町	116	77	228	93	69	60	138	84	85	61	180	0
美波町	91	85	149	32	112	107	148	97	75	64	166	0
海陽町	120	103	93	27	79	136	134	100	103	132	120	0
徳島県	97	93	131	130	97	103	100	103	132	154	142	129
	肝疾患		腎不全		老衰		不慮の事故		自殺			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
阿南市	74	82	85	92	120	121	140	133	111	103		
那賀町	96	59	139	64	88	95	239	94	165	143		
牟岐町	75	57	43	41	117	89	80	18	0	91		
美波町	95	264	117	155	41	44	189	123	142	57		
海陽町	126	156	93	99	70	132	198	106	43	129		
徳島県	105	134	120	126	84	97	133	120	94	88		

資料：徳島県人口動態データベース

※ 標準化死亡比：各地域の年齢階級別人口と、基礎となる人口集団の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数とその地域の実際の死亡数との比をいい、主に小地域比較に用いる。  
標準化死亡比が基準値(100)より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪く、基準値(100)より小さいということは、全国より良いということを意味する。

SMR レーダーチャート





(8) 部位別死亡標準化死亡比 (SMR)

使用年数：2017年～2021年

	食道		胃		大腸		結腸		直腸		肝	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
阿南市	56	31	100	98	81	91	89	88	65	100	111	116
那賀町	43	91	45	101	67	34	70	44	61	0	176	166
牟岐町	249	0	100	85	118	130	117	101	118	230	216	71
美波町	53	0	106	58	85	53	90	45	76	77	112	24
海陽町	185	0	114	122	59	155	50	135	77	222	120	101
徳島県	79	58	95	94	92	87	89	85	97	96	118	122
	胆		膵		肺		乳		子宮		白血病	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
阿南市	66	82	89	85	96	88	0	90		104	104	115
那賀町	180	110	121	91	74	67	0	44		127	70	204
牟岐町	35	70	78	52	118	71	0	137		120	136	0
美波町	139	95	126	162	77	86	0	90		39	88	193
海陽町	165	61	107	135	136	80	0	128		31	102	107
徳島県	101	97	90	90	103	94	118	89		94	91	108

資料：徳島県人口動態データベース



### 3 医療施設等の状況

#### (1) 医療施設数

区分 市町村名	病 院							一般診療所		歯科 診療所
	病 床 数							有床	無床	
	一般	療養	精神	結核	感染症	計				
阿南市	6	348	253	114			715	2	55	31
那賀町	1	40					40		11	2
牟岐町	1	102			4	4	110		7	3
美波町	2	50		144			194		8	3
海陽町	1	45					45		6	6
計	11	585	253	258	4	4	1,104	2	87	45

(計数は令和5年3月31日現在)

#### (2) 医療施設数・病床数の人口10万に対する率 令和3年10月1日現在

区 分	病 院		診 療 所		歯科診療所
	施 設	病 床	施 設	病 床	施 設
阿南市	8.7	1,042.6	84.6	55.4	46.7
那賀町	14.0	558.8	139.7	—	27.9
牟岐町	27.5	3,029.5	192.8	—	82.6
美波町	33.1	3,210.9	132.4	—	49.7
海陽町	12.2	551.2	73.5	—	85.7
徳島県	14.9	1,907.7	98.5	186.9	59.7
全 国	6.5	1,195.2	83.1	66.7	54.1

資料：令和3年保健・衛生統計年報

#### (3) 医師等の状況

令和2年12月31日現在

市町村	医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
阿南市	124	51	130	41	29	640	188
那賀町	10	3	19	9	0	47	36
牟岐町	19	4	16	4	0	87	32
美波町	11	3	15	13	0	85	35
海陽町	8	9	25	1	0	38	23
計	172	70	205	68	29	897	314
徳島県	2,567	810	2,619	396	283	9,295	3,425

資料：令和3年保健・衛生統計年報

(4) その他保健衛生施設

区分 市町名	水道施設	ゴミ焼却場	し尿処理場	火葬場	と畜場
阿南市	6	1	1	1	0
那賀町	20	1	1	0	0
牟岐町	1	海部郡衛生処理事務組合 1	海部郡衛生処理事務組合 2	1	0
美波町	4			2	0
海陽町	1			2	0
計	32	3	4	6	0

(計数は令和5年3月31日現在)

## Ⅲ 令和5年度重点事業



## 防災・企画医療担当

### 1 健康危機管理体制の整備

保健所は地域における健康危機管理の拠点として位置づけられており、新型インフルエンザ等をはじめとする大規模感染症や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害といった多様化する健康危機事象への迅速かつ的確な対応が求められている。

このため、災害時における初期対応体制の確保に向けて、市町や保健医療関係機関等との連携強化を図るとともに、災害後の避難生活における二次的健康被害を防止するため、医療救護活動や避難所運営等について学ぶ各種研修会の開催や、災害医療訓練等を通して、危機管理対応能力の向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症の拡大に対処する体制の整備に努める。

## 生活衛生担当

### 1 食品の安全確保対策の推進

食品の製造・加工・保存技術の高度化や流通システムの進歩により食生活が豊かになった一方、飲食物に起因する度重なる事件・事故の発生により、消費者からの信頼が大きく揺らいでいる状況の中で、製造・流通・保管・調理・販売等各段階における衛生確保対策が根本的に見直されつつあり、その重要性の再認識が求められている。

営業者による食品関連情報の記録・保存・消費者への情報提供等その責任を明確にするとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及、情報収集、分析、監視指導等の適切な施策を的確に実施することが重要となるため、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を実施することによって食品衛生の確保に努める。

また、国際的な衛生管理手法であるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) が、法改正により制度化されたことから、食品事業者へのHACCPに関する知識の普及と導入を推進する。

### 2 薬物乱用防止の推進

子供の頃からの薬物に関する正しい知識の普及を目的として、教育機関との連携を基に小・中学生を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催する。また、地域住民に対しては徳島県薬物乱用防止協議会（阿南地区）と連携を図り、「薬物乱用防止」の推進に努める。

### 3 動物の適正飼育及び愛護思想普及の推進

市町等関係機関と協力して、ペット動物の適正飼育の啓発を行っているが、依然として犬の放し飼いや、捨て犬、捨て猫、適切に管理されていない多頭飼育などが後を絶たない。

これらの行為は不幸な動物を増やすばかりでなく、人畜や財産に被害を与え、動物との共生を模索する上で大きな障害となっている。このような状況の中、動物愛護管理センター等関係機関と連携を図り、動物愛護思想の普及を図るとともに、野犬対策としては犬害パトカーと犬捕獲器による効率的な捕獲を実施し、人と動物が調和した社会づくりに努める。

## 4 検査機能の充実

南部総合県民局保健福祉環境部〈阿南〉及び〈美波〉における感染症病原体の検査を実施しているほか、食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP：Good Laboratory Practice）に基づいた検査を実施している。

検査業務に対しては正確性はもとより迅速性も求められており、精度管理による信頼性の確保、新しい検査法の導入等を積極的に行い、技術向上と検査環境の充実を図る。

また、集団給食施設等の大量調理施設の拭き取り及び食品の細菌検査を実施し、その結果をもとに衛生指導を行うことにより、食中毒の予防に努める。

## 環境担当

### 1 環境保全対策の推進

自然環境が豊かな県南域において、将来にわたりこの良好な自然環境が保全されるよう、水質・大気等の公害防止対策、廃棄物対策、鳥獣・自然保護対策等の各種施策を関係機関、管内市町とともに推進する。

### 2 海とつながるまちづくり事業

県南の美しい海浜環境を維持・保全するため、ビーチコーミングや生き物観察会等を地域と連携して実施するとともに、海に繋がる河川の水質環境や生活系廃棄物の適正処理等について、子どもを含め家庭から環境を考える機会を創出することで、海を思いやるまちづくりの推進を図る。

また、関係機関で構成される「千年サンゴと生きるまちづくり協議会」に参加し、牟岐町の大島内湾にある「千年サンゴ」の保全活動に取り組むとともに、県南の自然の魅力を発信する。

### 3 環づくりボランティア促進事業

地域の環境課題解決に取り組む民産学官協働団体「みなみから届ける環づくり会議」において環境保全活動を推進すると共に、高校生等の環境活動への参加を促進するため「環境ボランティア活動証明制度」の周知活動等を展開する。

## 健康増進担当

### 1 生涯にわたる健康施策の推進

地域の健康課題であるがん・糖尿病・COPD（慢性閉塞性肺疾患）等について、学校・地域・職域保健等の関係機関と連携を図りながら、課題解決に向け、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度の向上や野菜摂取量アップに向けた取組みを総合的かつ一体的に推進し、「生涯健康とくしま」の実現を目指す。

また、妊娠・出産に関する安全性の確保と育児不安への支援、虐待予防や思春期保健対策の強化等、市町の母子保健事業と連動した切れ目のない母子保健対策を推進する。

## 2 精神保健福祉施策の推進

精神障がい者に対して、適切な治療が提供され、地域で自立した生活を営むことができるよう偏見の解消や就労に向け、保健・医療・福祉・教育・労働等、各分野の関係機関と密接な連携により、地域精神保健福祉対策の総合的な推進に努める。

自殺予防対策では、自殺の危険を示すサインに気づき専門機関へつなぐ役割を担う自殺予防サポーターを養成するとともに、自殺未遂者、うつ病等のハイリスク者対策として、医療機関、消防、警察、市町等の関係機関との連携により、支援体制の強化を図る。

さらに、「けんなん”ほっと”つながるステーション事業」によるワンストップコーディネートによる相談窓口ネットワークを構築し、自殺対策の更なる充実を図る。

## 3 感染症予防施策の推進

感染症発生時には、関係機関と連携し、迅速に疫学調査、接触者健康診断、保健指導等を行い感染拡大防止に努める。平常時には、感染症発生動向等による最新情報の提供や感染症予防に関する知識を普及する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、健康危機管理の観点に立った迅速な対応ができるよう、医療機関、行政、教育委員会、消防、警察等との連携強化を図るとともに、感染者発生時には効果的なクラスター対策を実施し、感染拡大の最小化に努める。

結核対策については、結核の早期発見と確実な治療のため、接触者健診の強化や地域連携パス等を活用し、服薬管理の徹底を図る。

## 4 難病患者支援施策の推進

地域で生活する難病患者・家族等の日常生活上における不安や悩みの解消及びより良い療養環境構築に向け、相談体制を充実させると共に、個々のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に向け、保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを強化する。

また、難病患者の災害時の支援方法については、関係機関との連携を図りながら「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」や、県とくしま難病支援ネットワークにおいて作成した「とくしま災害支援手帳」の普及と活用を推進する。

## 児童相談担当

### 1 関係機関との連携強化

管内全市町に設置されている「要保護児童対策地域協議会」等の関係機関との連携を強化し、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応に努める。

## 女性支援担当

### 1 関係機関との連携の構築

警察、市町関係課、福祉事務所等関係機関との連携体制を構築し、DV被害者の安全確保や自立支援を円滑に推進する。

性暴力被害者に対する相談を行い、被害者の希望やニーズに合わせた支援を提供する。

## IV 防災・企画医療担当の事業 (令和4年度実績)



医事関係業務、医療従事者の各種免許申請、国民健康保険・老人医療に関する業務、衛生統計などを実施しています。また、企画調整に関する業務として、各担当との連携のもとに保健所の専門性を活用した健康ライフサポート事業の実施、保健所情報提供機能の整備等を通じて、住民の自主的な健康づくり活動を支援しています。また、各担当を越えた横断的な事業として保健所機能強化関連事業等の実施により、地域保健の推進に努めています。

## 1 医事関係事業

病院及び診療所が医療法等の関係法令に定められている構造設備及び人員を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査するとともに、病院の実情に即した指導と助言を行いました。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対応により一部書類審査を行いました。

### (1) 医療機関立入検査の状況

区 分	対 象 数	実 施 数	検 査 内 容			
			指摘なし	不適合指摘	改善勧告	その他 (口頭指示)
病 院	11	7				3
有床診療所	2	2				1
計	13	9				4

### (2) 許認可事務処理状況

許認可事項	受理件数	処 理 件 数		未処理件数
		可	不 可	
診 療 所 開 設 許 可	5	5	0	0
診療所開設許可事項変更許可	0	0	0	0
診療所構造設備使用許可	0	0	0	0
診療所兼任管理許可	28	28	0	0
病 院 開 設 許 可	0	0	0	0
病院開設許可事項変更許可	2	2	0	0
病院構造設備使用許可	1	1	0	0
病院兼任管理許可	0	0	0	0
宿 日 直 免 除 許 可	1	1	0	0
計	37	37	0	0

## 2 救急医療体制確保対策推進事業

救急医療対策連絡協議会を開催し、地域における問題点を協議し、関係機関等の理解を得るとともに、地域住民に対して応急手当に関する知識の普及・啓発に努めています。

### (1) 救急医療対策連絡協議会事業

開催年月日	出席人員	議 題
令和4年12月8日	39	・ 南部医療圏における救急搬送について ・ 情報提供等 ・ 質疑応答・意見交換等

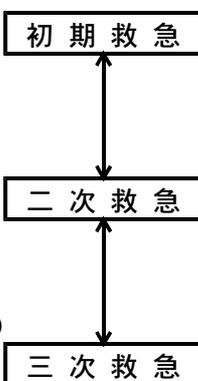
### (2) 救急法等講習会事業

実 施 日	参加人員	備 考
新型コロナウイルス感染症対応のため実施せず		

### 管内の救急医療体制 (令和4年度)

#### 《 阿南・那賀地区 》

阿南市夜間休日診療所  
在宅当番医制度  
休日(9:00~17:00)  
夜間(18:00~22:00)  
(日・祝17:00~22:00)  
救急告示医療機関輪番制  
阿南医療センター  
(第2・第4日曜、毎週月水木金土曜)  
原田病院(第2火曜)



徳島赤十字病院(救命救急センター)

#### 《 海部地区 》

海部郡医師会在宅当番医制度  
平日・土曜日(18:00~21:00)  
日曜・祝・年末年始(9:00~17:00)  
救急告示医療機関  
美波病院  
海部病院  
海南病院

\*小児救急医療(令和4年4月11日から)  
夜間休日診療: 毎日22:30~翌9:00  
救急搬送・紹介患者: 毎日24時間体制

県立中央病院小児救急医療拠点病院(365日24時間体制)

### 3 免許関係事務

免許種別	交付申請	書換交付	再交付	抹消	計
医師	4	1	0	0	5
歯科医師	1	1	0	0	2
診療放射線技師	3	0	0	0	3
臨床検査技師	1	1	1	0	3
衛生検査技師	—	0	0	0	0
理学療法士	4	3	0	0	7
作業療法士	4	1	0	0	5
視能訓練士	0	0	0	0	0
薬剤師	4	2	0	0	6
保健師	6	0	1	0	7
助産師	0	0	0	0	0
看護師	26	14	3	0	43

### 4 医療保険関係業務

#### (1) 後期高齢者医療指導事業

南部総合県民局管内1市4町における後期高齢者医療事務が適正かつ健全に行われるよう、指導・助言を行っています。

##### ① 事務打ち合わせの実施状況

市町名	実施日	備考
阿南市ほか4町	書面審査	阿南市、牟岐町、那賀町、美波町、海陽町

#### (2) 国民健康保険指導事業

南部総合県民局管内1市4町における国民健康保険事務に関して、負担金に対する交付決定、支払等を行っています。

##### ① 負担金（県費）支払い状況

名称	交付先	金額	目的
保険基盤安定負担金	阿南市外4	384,710,139円	国民健康保険における被保険者の保険税負担の緩和を図る。
未就学児均等割保険料負担金	阿南市外4	762,679円	国民健康保険における未就学児である被保険者が属する世帯の保険料（税）負担の軽減を図る。

## 5 衛生統計事業

人口動態調査をはじめとして、各種の保健医療関係の調査を行っています。こうした調査結果は、国において集計分析され、保健衛生面において重要な役割を果たしているだけでなく、各種施策の資料としても活用されています。

	調 査 名	調査客体数	調 査 時 期	備 考
定期 報 告	人 口 動 態 調 査	1,935件	毎 月	令和4年分 出生 425件 婚姻 241件 離婚 116件 死亡 1,147件 死産 6件
	病 院 報 告	7 病 院	毎 月	患者票
	地域保健・健康増進 事 業 報 告	保健所及び 2 市 町	毎 年 度	
	衛生行政報告例	2 表	毎 年 度	
定期 外 報 告	国民生活基礎調査	501世帯	6月2日	10地区
	医師・歯科医師・ 薬 剤 師 届	263名	12月31日	医師101名、歯科医師39名、 薬剤師123名
	保健師・助産師・ 看護師・准看護師 業 務 従 事 者 届	662名	12月31日	保健師5名、助産師22名、 看護師501名、准看護師134名
	歯 科 衛 生 士 ・ 歯 科 技 工 士 業 務 従 事 者 届	121名	12月31日	歯科衛生士105名 歯科技工士16名

## 6 保健所実習事業

将来、公衆衛生と関係の深い職種になる医学生、看護学生、栄養学科の学生を徳島県保健所実習生実習実施要領に基づき可能な範囲で受入を行っています。

	徳島大学医学部 保健学科	四国大学 看護学部	富岡東高等学校 専攻科	四国大学 助産学分野
実人員	7	6	37	3
延実習日数	4	3	2	1
延人員	28	18	74	3
	徳島文理大学 人間生活学部	四国大学 生活科学部	徳島大学医学部 医科栄養学科	
実人員	15	11	12	
延実習日数	5	5	5	
延人員	74	55	59	

## 7 医師臨床研修

平成17年度から、医師臨床研修（地域保健）の受入を行っています。

研 修 期 間	研修医数	所 属
令和4年9月26日～9月30日	1	徳島赤十字病院
令和4年10月24日～10月25日	1	

## 8 地域保健従事者実践能力強化事業

保健師等地域保健関係職員を対象として、資質の向上を図るために研修会を開催し、地域保健の専門職としての理解を深めるとともに、各職場における人材育成のための体制や環境づくりを目指しています。

種 別	事業内容
地域保健従事者 実践能力強化事業	<p>1 徳島県中堅期保健師合同研修会</p> <p>(1) 開催日：令和4年12月22日</p> <p>(2) 方 法：オンライン</p> <p>(3) 内 容：講義「中堅期保健師における人材管理・業務管理マネジメント」 講師 NPO法人看護職キャリアサポート フリージア・ナースの会 会長</p> <p>(4) 参加者：45名</p> <p>2 地域保健従事者（新任期）合同研修会（県）への参加</p> <p>(1) 開催日：令和4年10月19日、11月1日、12月5日</p> <p>(2) 方 法：集合、オンライン</p> <p>(3) 内 容：個別支援</p> <p>(4) 参加者：延16名</p> <p>3 地域保健従事者（管理期）合同研修会（県）への参加</p> <p>(1) 開催日：令和4年12月16日</p> <p>(2) 方 法：オンライン</p> <p>(3) 内 容：DX社会における管理期保健師への期待</p> <p>(4) 参加者：1名</p> <p>4 南部圏域保健師等関係職員研修会</p> <p>(1) 開催日：①令和4年6月2日 ②令和4年6月16日 ③令和5年2月28日</p>

	<p>(2) 場 所：保健福祉環境部阿南庁舎</p> <p>(3) 内 容：①感染症について ②保健師キャリアラダーについて ③ひきこもり事例の検討</p> <p>(4) 参加者：延27名</p> <p>5 南部圏域地域保健従事者等連絡会</p> <p>(1) 開催日：令和5年2月22日</p> <p>(2) 方 法：オンライン</p> <p>(3) 内 容：平成26年水害対応について</p> <p>(4) 参加者：30名</p> <p>6 阿南保健所管内地域保健従事者等連絡会</p> <p>(1) 開催日：令和4年6月28日</p> <p>(2) 場 所：保健福祉環境部阿南庁舎</p> <p>(3) 内 容：大規模災害時の保健活動の前に知っておいてほしいこと 令和4年度事業計画等について</p> <p>(4) 参加者：20名</p> <p>7 第68回四国公衆衛生学会への参加</p> <p>(1) 開催日：令和5年2月3日</p> <p>(2) 場 所：香川県</p> <p>(3) 参加者：2名</p>
--	---

## 9 地域保健医療対策推進事業

阿南保健所地域保健医療福祉協議会等を開催し、地域における保健、医療及び福祉の一層の連携を図り、それらに関する施策の総合的な推進に係ることを協議するとともに、徳島県南部圏域地域保健医療計画の検討、進捗管理等を行います。

開催年月日	開催場所	出席委員数	主な協議内容
令和5年3月10日	阿南保健所庁舎	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿南保健所地域保健医療計画における目標管理の状況</li> <li>・ 情報提供 「けんなんほっとつながるステーション」事業について</li> <li>令和4年県民健康栄養調査について</li> </ul>

## 10 在宅医療介護連携関係事業

在宅医療介護連携に向けて、医療機関から在宅への移行が円滑にできるよう、退院支援の仕組みづくりを全県展開し、より良い連携体制の構築を図っています。

また、市町が取り組む「在宅医療・介護連携推進事業」を支援するため、会議等へ参画し、地域包括ケアシステムの推進を図っています。

事業名	事業内容
医療と介護の連携に関するアンケート調査	調査期間：令和4年12月1日から31日までの1か月間 対象：介護保険法における指定を受けている居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの介護支援専門員
在宅医療介護コーディネート事業研修会	<p>1 在宅医療介護コーディネート事業研修会</p> <p>(1) 開催日：令和4年12月20日</p> <p>(2) 方法：ハイブリッド型</p> <p>(3) 内容：訪問看護における新型コロナウイルス感染症についての現状と課題</p> <p>(4) 参加者：在宅医療介護関係者等 25名</p> <p>2 在宅医療介護コーディネート事業担当者会</p> <p>(1) 開催日：令和5年3月30日</p> <p>(2) 場所：保健福祉環境部（阿南）</p> <p>(3) 内容：①要介護・要支援者に対する歯科口腔ケアのポイント ②訪問歯科診療の実際 ③徳島県歯科医師会在宅歯科医療連携室（南部）の役割</p> <p>(4) 参加者：在宅医療介護関係者等 37名</p>
市町支援	阿南市在宅医療・介護連携推進協議会等への出席 2回 もしバナゲーム貸出 4回

## 11 健康危機管理対策関係事業

### (1) 健康危機管理地域連携事業

地域における広域的で具体的な危機管理事例を想定しながら、健康危機管理体制整備の強化を図るため、関係者会議、研修会等を行っています。

事業名		事業内容	回数	参加 延人員
圏 域	南部圏域 高病原性鳥 インフルエンザ 研修会	開催日：令和4年11月15日 令和4年11月16日 内容：保健所における高病原性鳥インフルエンザ対策 について	2	56
	高病原性鳥 インフルエンザ 対応訓練	(1) 健康調査会場設営訓練 開催日：令和4年10月20日 内容：初動対応についての説明、健康調査会場設営訓練 動線確認等 対象：南部総合県民局保健福祉環境部<阿南・美波> 職員	1	13
		(2) 南部総合県民局保健福祉環境部<阿南><美波> 鳥インフルエンザ訓練 開催日：令和4年12月14日 内容：健康調査会場設営訓練、健康調査訓練等 対象：南部総合県民局保健福祉環境部<阿南・美波> 職員	1	22
南 部 圏 域 健 康 危 機 管 理 関 係 職 員 研 修 会	(1) 開催日：令和4年8月5日 内容：①避難所における災害時の栄養管理について ②災害時のペット対策ガイドラインについて 対象：縣市町村職員、圏域内関係施設等職員等	1	64	
	(2) 開催日：令和4年12月1日 内容： <第一部> ①現地調査結果を基にした第7波の振り返り ②平時の備え、初動対応、施設内療養対応、 防護服着脱等 <第二部>※会場参加者のみ 防護服着脱演習、座談会 対象：高齢者施設職員等	1	32	

		(3) 開催日：令和4年12月9日 内 容：①高齢者施設におけるノロウイルス対策 について ②水害時の感染症予防（消毒）について 対 象：高齢者施設職員 等	1	33
阿 南 庁 舎	所属内検討会・ 訓 練	災害時業務マニュアル説明会（令和4年9月改訂） 開催日：令和4年9月30日	1	19
	関係機関への 情 報 発 信	メール、ファクシミリ等による災害等の情報発信		

## (2) 感染制御啓発・介護連携体制構築事業

地域の医療機関や福祉施設等の従事者を対象とした院内感染対策研修会を実施することにより、感染対策に関する正しい理解を深めるとともに、医療機関における院内感染対策の推進を図っています。

実施日	事業内容	参加延人員
令和4年12月9日	(南部圏域健康危機管理関係職員研修会と合同開催) 開催日：令和4年12月9日 内容：①高齢者施設におけるノロウイルス対策について ②水害時の感染症予防（消毒）について 対象：高齢者施設職員等	33

## (3) 保健・医療・福祉分野「災害時コーディネーター」体制整備事業

圏域毎に各分野のコーディネーターを配置し、発生後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護所等の状況を的確に把握し、本県及び他県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行います。

また、発災初動期における各分野の体制を整えるための現状を把握し、機関相互の共通認識を図ります。

事業名	事業内容
研修会・調整会議	<p>1 南部圏域災害時コーディネーター研修会及び調整会議</p> <p>(1) 開催日：令和4年11月17日 形式：オンライン開催（事務局：保健福祉環境部阿南庁舎） 内容：            &lt;研修会&gt;            ①被災地支援活動の紹介            ～令和2年7月豪雨 徳島県保健師チーム～            ②南部圏域災害時医療体制と災害拠点病院の役割            &lt;調整会議&gt;            ①災害医療体制を基盤とした4コーディネーターの役割            ②保健医療福祉調整本部について            ③災害対策に関する情報交換・意見交換            参加者：災害時コーディネーター等 64名</p> <p>(2) 開催日：令和4年11月19日 形式：オンライン開催（会場：南部総合県民局美波庁舎） 内容：災害時に強くなる視覚障害者            ～視覚障害者は災害に対し何をすべきか～            参加者：災害時コーディネーター等</p>

災害医療訓練  
の実施・参加

四国の右下防災旬間関連事業（阿南市避難所開設・運営防災訓練）

(1) 第1回打合せ

開催日：令和4年8月30日

場 所：阿南市見能林公民館

参加者：阿南市、阿南警察署、阿南市消防本部、阿南防災士の会、  
地域創生防災部（美波）、保健福祉環境部（阿南） 等

(2) 第2回打合せ

開催日：令和4年11月10日

場 所：阿南市見能林公民館

参加者：阿南市、阿南警察署、阿南市消防本部、阿南防災士の会、  
地域創生防災部（美波）、保健福祉環境部（阿南） 等

(3) 阿南市避難所開設・運営防災訓練

開催日：令和4年11月27日

場 所：阿南市見能林小学校

参加者：阿南市、阿南市医師会、阿南警察署、阿南市消防本部、  
阿南防災士の会、地域創生防災部（美波）、  
保健福祉環境部（阿南） 等

美波町指揮機関訓練（図上訓練）

(1) 調整会議

開催日：令和4年10月25日

場 所：美波町コミュニティホール

参加者：訓練統裁部、訓練指導部

(2) 勉強会

開催日：令和4年10月27日

場 所：美波町コミュニティホール

参加者：美波町職員、地域創生防災部（美波）、  
保健福祉環境部（阿南・美波）

(3) 美波町指揮機関訓練

開催日：令和4年11月11日

場 所：美波町コミュニティホール

参加者：美波町職員、自衛隊、徳島県警察、牟岐警察署、海部消防、  
美波町社協、地域創生防災部（美波）、  
保健福祉環境部（阿南・美波） 等

(4) 勉強会

開催日：令和4年11月25日

	場 所：美波町コミュニティホール 参加者：美波町職員、地域創生防災部（美波）、 保健福祉環境部（阿南・美波）
--	--

事業名		事業内容
阿南庁舎	災害用通信訓練	衛星携帯電話・防災無線 定期通信訓練 開催回数：令和4年4月～令和5年3月 延12回 参加者：延40名

## 12 健康ライフサポート事業

地域住民の方が、健康で生き生きと暮らしていくための健康づくり支援をしています。

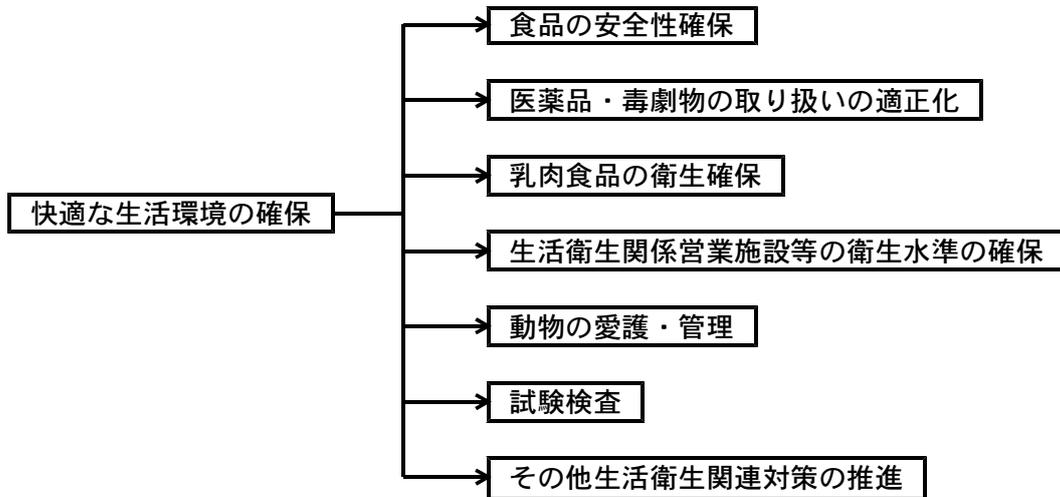
区分	講座数	受講者数	依頼機関別受講者数								従事者		
			職域等				学校等					その他住民等	
			各種団体	グループ	企業	その他	小学校	中学校	高校	保育所園			その他
感染症	1	20			20								保健師
精神	2	44	23				21						保健師
成人老人													
栄養/健康増進	4	169					169						保健師
歯科													
医事業事	10	464					177	287					薬剤師
食品	4	139	139										薬剤師
環境													
その他													
計	21	836	162		20		367	287					

# V 生活衛生担当の事業

(令和4年度実績)



## 生活衛生担当事業の概要

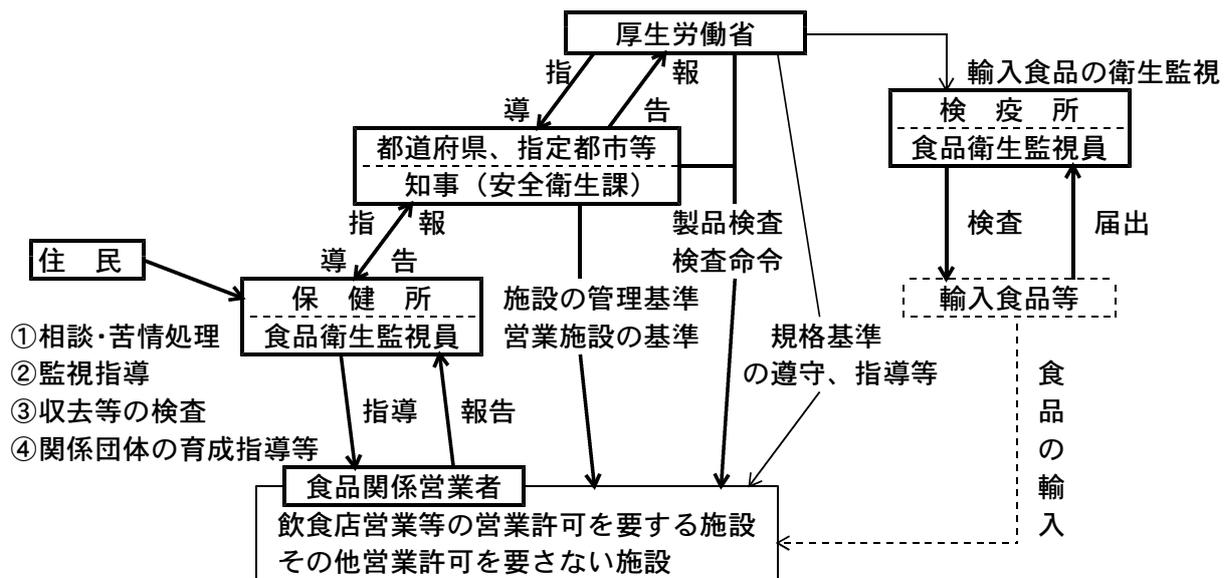


### 1 食品衛生管理指導事業

食品の製造加工技術の高度化や輸入食品の増加など、食生活を取りまく環境が著しく変化しており、食品の安全性に対する消費者の不安や不信が高まっている中、食品等の製造方法の複雑化、流通形態の広域化、加工食品の多様化、輸入食品の増大等に伴う残留農薬、食品添加物、遺伝子組み換え食品、アレルギー物質含有食品等における安全性の確保が大変難しくなっています。

一方、全国的には、カンピロバクター、ノロウイルス等の食中毒も発生しており、飲食物に起因する事故防止のために、監視指導、食品収去検査、施設拭き取り検査等による衛生指導を実施するとともに、食品安全情報の収集と提供に努めています。

### 食品等の安全確保対策の概要



## 食品衛生管理指導事業

食品衛生法に基づき飲食店・食品製造業・食品販売業等の営業許可業務を行い、食品関係営業施設に立ち入り、施設及び食品の衛生的取り扱い、表示等について監視指導を行っています。

また、施設の拭き取り検査及び収去検査を実施し、的確な助言指導を行えるように努めています。

### (1) 食品衛生監視業務の状況

	施設数	監視回数	行政指導、処分状況
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する施設	767	366	営業停止 0 始末書 4 説 諭 14
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する施設	371	285	営業停止 0 始末書 0 説 諭 7
届出を要する食品関係営業施設	569	260	説 諭 4
計	1,707	911	営業停止 0 始末書 4 説 諭 25

#### 〈改正前の食品衛生法に基づく許可を要する施設〉

飲食店営業、菓子製造業（パンを含む）、乳製品製造業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、かん詰又はびん詰食品製造業、喫茶店営業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業、乳酸菌飲料製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、氷雪販売業、乳処理業、特別牛乳さく取処理業、集乳業、食肉製品製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、納豆製造業、食品の放射線照射業

#### 〈改正後の食品衛生法に基づく許可を要する施設〉

飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業

#### 〈届出を要する食品関係営業施設〉

魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）、食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）、乳類販売業、氷雪販売業、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）、弁当販売業、野菜果物販売業、米穀販売業、通信販売・訪問販売による販売業、コンビニエンスストア、百貨店・総合スーパー、自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）、その他の食料・飲料販売業、添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）、いわゆる健康食品の製造・加工業、コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）、農産保存食料品・加工業、精穀・製粉業、製茶業、海藻製造・加工業、卵選別包装業、その他の食料品製造・加工業、行商、集団給食施設、器具、容器包装の製造加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。）、露店、仮設店舗等における営業の飲食の提供のうち、営業とみなされないもの、その他

## (2) 食品の収去検査の状況

収去品別	化学検査		微生物検査	
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数
魚介類	0	0	0	0
魚介類加工品	0	0	276	0
肉・卵類及びその加工品	0	0	268	27
乳製品	0	0	24	0
穀類及びその加工品	0	0	300	0
野菜類・果物及びその加工品	0	0	780	10
菓子類	0	0	120	0
缶詰・瓶詰め食品	0	0	0	0
その他の食品	0	0	1,056	6
計	0	0	2,824	43

## (3) 器具容器包装等の現場検査状況

区分	化学検査		微生物検査		
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数	
食品	水	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
器具・容器包装	食器類	0	0	0	0
	食器棚	0	0	16	0
	冷蔵庫	0	0	130	2
	まな板	0	0	529	73
	調理台	0	0	567	93
	包丁	0	0	15	3
	蛇口	0	0	571	89
	その他	0	0	378	0
調理人の手指	0	0	0	0	
計	0	0	2,206	260	

(4) 苦情処理、食中毒の発生状況

食品に対する住民の関心は高く、年間を通じて様々な相談・苦情が寄せられています。

① 苦情・相談件数及び苦情内容

分 類	件 数	監視回数	微生物検査 項目総数	化学検査 項目総数	その他の 検査総数
有 症 苦 情	11	0	0	0	0
異 物 混 入	10	7	0	0	1
腐 敗 ・ 変 敗	0	0	0	0	0
異 味 ・ 異 臭	4	1	0	0	0
表 示 不 適 等	9	8	0	0	0
営 業 苦 情 ( 不 衛 生 等 )	4	14	0	0	0
食 品 添 加 物 等 規 格 基 準 違 反	1	1	0	0	0
そ の 他	13	9	0	0	0
計	52	40	0	0	1

② 食中毒の処理状況

該当なし

(5) 食品衛生講習会等の実施状況

営業関係者及び一般の消費者に衛生教育・講習会を実施し、食品衛生知識の向上を図っています。

	食品関係営業業者	集団給食施設	一般消費者等	小 計
開催回数	13	4	0	17
参加者延数	345	147	0	492

(6) 旅館営業監視指導状況

旅館業者への立ち入りを実施し、公衆衛生の向上を図っています。

許 可 施設数	令和4年度の許可・廃業		監 視 延 件 数	営 業 禁 止	措 置 命 令	始 末 書	説 諭	そ の 他
	新規許可	廃業件数						
117	2	4	36	0	0	1	0	0

## 2 薬事・毒劇物関係事業

医薬品の適正な取り扱いや、不良・不正表示医薬品等の発見、除去のため、また、毒物・劇物による危害防止を図るため、その取り扱い及び保管状況について監視指導を行っています。  
また、住民における医薬品の適正な使用方法等について普及啓発に努めています。

### 薬事許可・監視指導事業

薬局・医薬品等販売業者への立入検査を実施し、不良・不正表示医薬品、不適正な広告の除去、医薬品の適正な取り扱い指導を行うとともに、毒物・劇物による危険防止を図るため、販売店における取り扱い及び保管状況等について監視指導を行っています。

また、緊急予防薬品として、乾燥まむしウマ抗毒素を管内10カ所の医療機関等に毎年5月1日から10月31日の間、配置・補充しています。

#### (1) 薬事監視の状況

業種	監視対象数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備考
				改善命令等	廃棄等	その他	
薬局	36	9	8	0	0	8	
店舗販売業	20	6	4	0	0	4	
特例販売業	1	1	1	0	0	1	
高度管理医療機器販売・貸与業	19	3	1	0	0	1	
管理医療機器販売・貸与業	230	2	0	0	0	0	
計	306	21	14	0	0	14	

#### (2) 毒物・劇物関係監視事業

業種	監視対象数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備考
				措置命令等	回収命令等	その他	
毒物・劇物販売業者	31	21	10	0	0	10	

## (3) 緊急予防薬品（乾燥まむしウマ抗毒素）の配置状況

令和4年度

名 称	所 在 地	電 話
阿 南 保 健 所	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
原 田 病 院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-2715
馬 原 医 院	阿南市新野町信里6-1	0884-36-3339
阿南市国民健康保険加茂谷診療所	阿南市加茂町野上30	0884-25-0200
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
コノブ薬局	那賀郡那賀町中山小延3-3	0884-62-2153
国民健康保険日野谷診療所	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-0073
町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137-1	0884-66-0211
国民健康保険木頭診療所	那賀郡那賀町木頭和無田字ワツツ1	0884-68-2102
国民健康保険木沢診療所	那賀郡那賀町木頭字広瀬5-2	0884-65-2409

## 3 献血推進事業

地域住民、市町、協力団体（事業所）等の協力により、献血思想の普及啓発の推進に努めるとともに、徳島県赤十字血液センターの移動採血車による献血を実施して、徳島県献血推進計画で必要とされる血液量の確保に努めています。

## 移動採血車の配車、献血実績

配車台数 (全血車)	献血実施 事業所数
73	72

400mL 献血者数	成 分 献血者数	献血者数 合計(人)	献血量 (ℓ)
1,706	0	1,706	682.4

## 4 薬物乱用防止事業

麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による保健衛生上の危害防止を図ることを目的とし、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の各種啓発活動を通じて、薬物乱用防止阿南地区協議会指導員等のボランティアの協力のもと、薬物乱用のない明るい社会づくりに努めています。

### ※「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

新国連薬物乱用根絶宣言(2019～2029年)の支援事業の一環として、薬物乱用問題に対する認識を高め、国連決議による「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図るため、パンフレット等の啓発資材の配布、ヤングボランティア等による街頭でのキャンペーン運動を実施するとともに、薬物乱用防止の啓発を行っています。なお、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、街頭キャンペーンは中止しました。

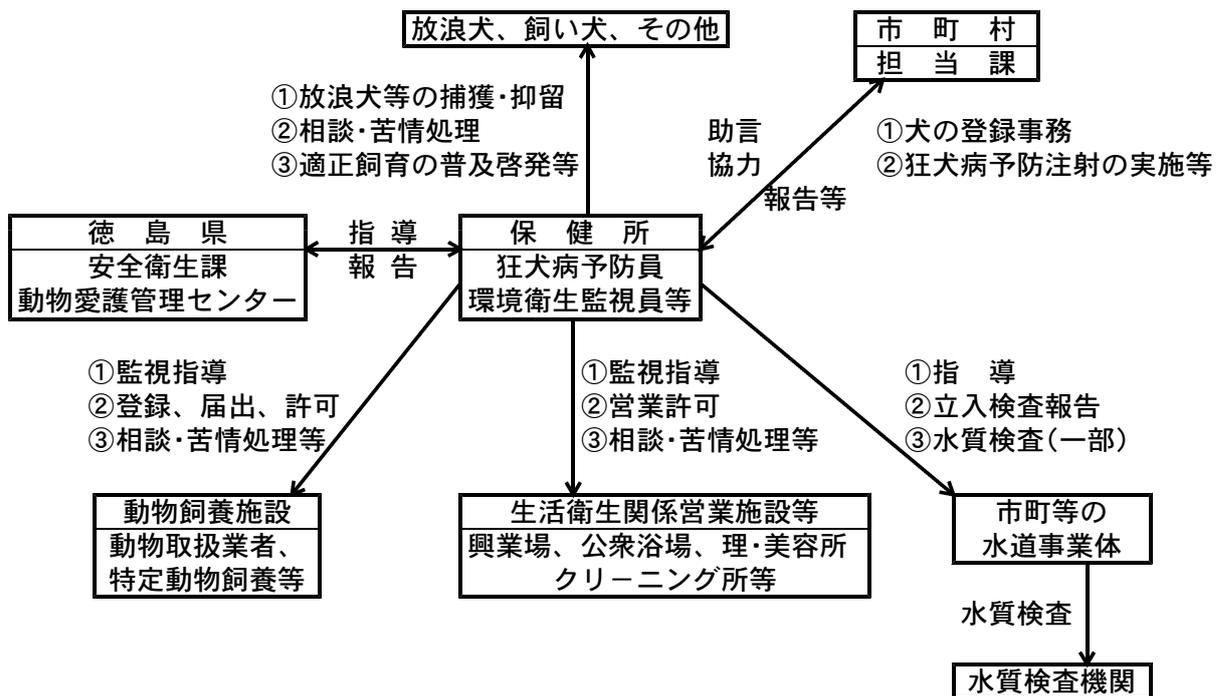
年 月 日	場 所	対 象 者	啓発人員	内 容
令和4年6月20日 ～令和4年7月19日	阿南市・那賀郡	一般住民	2,610人	地区協議会による国連支援募金箱の設置
令和4年5月22日 ～令和5年1月17日	阿南市・那賀郡	一般住民	1,250人	指導員による地域における啓発活動
令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	阿南市・那賀郡	小中学校	464人	保健所職員による薬物乱用防止教室の実施
令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	阿南市・那賀郡	一般住民	551人	講習会等における啓発資材配布

## 5 生活衛生指導事業及び動物愛護管理事業

日常生活に密接に結びついている生活衛生関係営業施設（クリーニング所、理容所、美容所、公衆浴場など）について、それぞれの法律に基づいて衛生監視指導を行うとともに、水道施設の衛生指導や快適な生活環境の確保に努めています。

また、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、放浪犬等の捕獲、飼い犬の適正飼育の指導及び普及啓発、動物飼養施設の指導や登録及び届出の受理を行っています。

### 生活衛生指導事業の概要



#### (1) 生活衛生施設数及び監視指導の状況

施設名	新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導件数
興行場	0	0	1	0
公衆浴場業	0	0	16	13
理容所	1	3	103	21
美容所	5	5	199	25
クリーニング所	1	3	53	9
仮設興行場	0	0	0	0
合計	7	11	372	68

(2) 水道関係施設数及び水道普及率

	水道施設数		給水人口	普及率 (%)
	上水道	簡易水道		
阿南市	1	3	65,763	97.5
那賀町	0	17	5,173	69.9
管内計	1	20	70,936	92.3

(3) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

市町村名	新規登録頭数	登録原簿記載頭数	注射頭数
阿南市	307	3,596	2,574
那賀町	34	506	361
計	341	4,102	2,935

(4) 放浪犬等の収容状況

放浪犬 収容頭数	引取頭数		負傷動物収容頭数			返還 頭数
	犬	猫	犬	猫	その他	
11	17	24	1	2	0	11

注) 返還頭数で保健所取扱分は 7件

(5) 動物の適正管理に係る苦情処理及び動物愛護法及び条例に基づく指導状況

	苦情処理 件数	指導 件数	立入 件数	勧告 件数	措置命令 件数	措置命令件数(条例)				告発 件数
						係留	口輪	検診	その他	
犬	120	59	60	0	0	0	0	0	0	0
猫等	235	146	32	0	0					0

(6) 動物取扱業の登録及び指導状況

登録件数		廃業 件数	苦情 件数	立入 件数	勧告 件数	措置 命令	罰則 適用	登録 抹消
新規	更新							
1	4	1	2	14	0	0	0	0

## 6 乳肉衛生管理指導事業

食品衛生法に基づく動物性食品の監視指導及び、化製場等に関する業務を実施し、公衆衛生の向上を図っています。

(1) 化製場等に関する法律関係業務  
該当なし

## 7 試験検査業務

南部総合県民局保健福祉環境部の阿南及び美波管内の検査業務を行っています。また、食品衛生の試験検査については食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領（GLP）を導入することにより、検査機能の強化と信頼性確保を図るとともに、食中毒・感染症の発生時には、迅速かつ正確に原因の追求と検索を実施し、住民の健康被害の拡大防止に努めています。

### (1) 感染症予防にかかる検査

#### ① 感染症行政検査（二類感染症）

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
結核菌塗抹検査	0	0	0
結核菌培養検査	0	0	0
クオンティフェロン検査 <sup>*1</sup>	5	0	5
計	5	0	5

<sup>\*1</sup> 阿南保健所にて培養後、徳島保健所が測定。

#### ② 感染症行政検査（三類感染症）

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
腸管出血性大腸菌	0	2	2
コレラ	0	0	0
細菌性赤痢	0	0	0
腸チフス	0	0	0
パラチフス	0	0	0
計	0	2	2

#### ③ 肝炎ウイルス検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
HBs抗原検査 <sup>*</sup>	2	1	3
HCV抗体検査 <sup>*</sup>	2	1	3
HCV・RNA検査 <sup>*</sup>	0	0	0
計	4	2	6

<sup>\*</sup>：阿南保健所にて採血、遠心分離後、外部委託。

#### ④ HIV検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
HIV迅速検査	35	10	45
HIV精密検査 <sup>*2</sup>	0	0	0
計	35	10	45

<sup>\*2</sup>：保健製薬環境センターが実施。

## (2) 健康診査関係

### ① 原爆被爆者健康診断

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
尿一般定性・蛋白	1	0	1
・糖	1	0	1
・ウビリノゲン	1	0	1
・潜血	1	0	1
計	4	0	4

## (3) 食品衛生検査

(美波保健所管内の値は、美波保健所が採取し阿南保健所で検査した件数を計上。)

### ① 食品理化学検査 収去食品及び苦情品の食品添加物検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
着色料	0	36	36
保存料	0	9	9
漂白剤	0	0	0
甘味料	0	3	3
その他	0	0	0
計	0	48	48

### ② 食品細菌検査 食中毒、有症苦情、苦情、監視指導

#### イ 食品等の細菌検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
収去食品	2,824	784	3,608
苦情食品	0	0	0
計	2,824	784	3,608

#### ロ ふき取り検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
通常衛生指導	2,206	0	2,206
食中毒関連	0	0	0
有症苦情関連	0	0	0
計	2,206	0	2,206

ハ 検便検査

	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
食中毒関連	0	0	0
計	0	0	0

③ 食品異物検査 苦情食品の検査

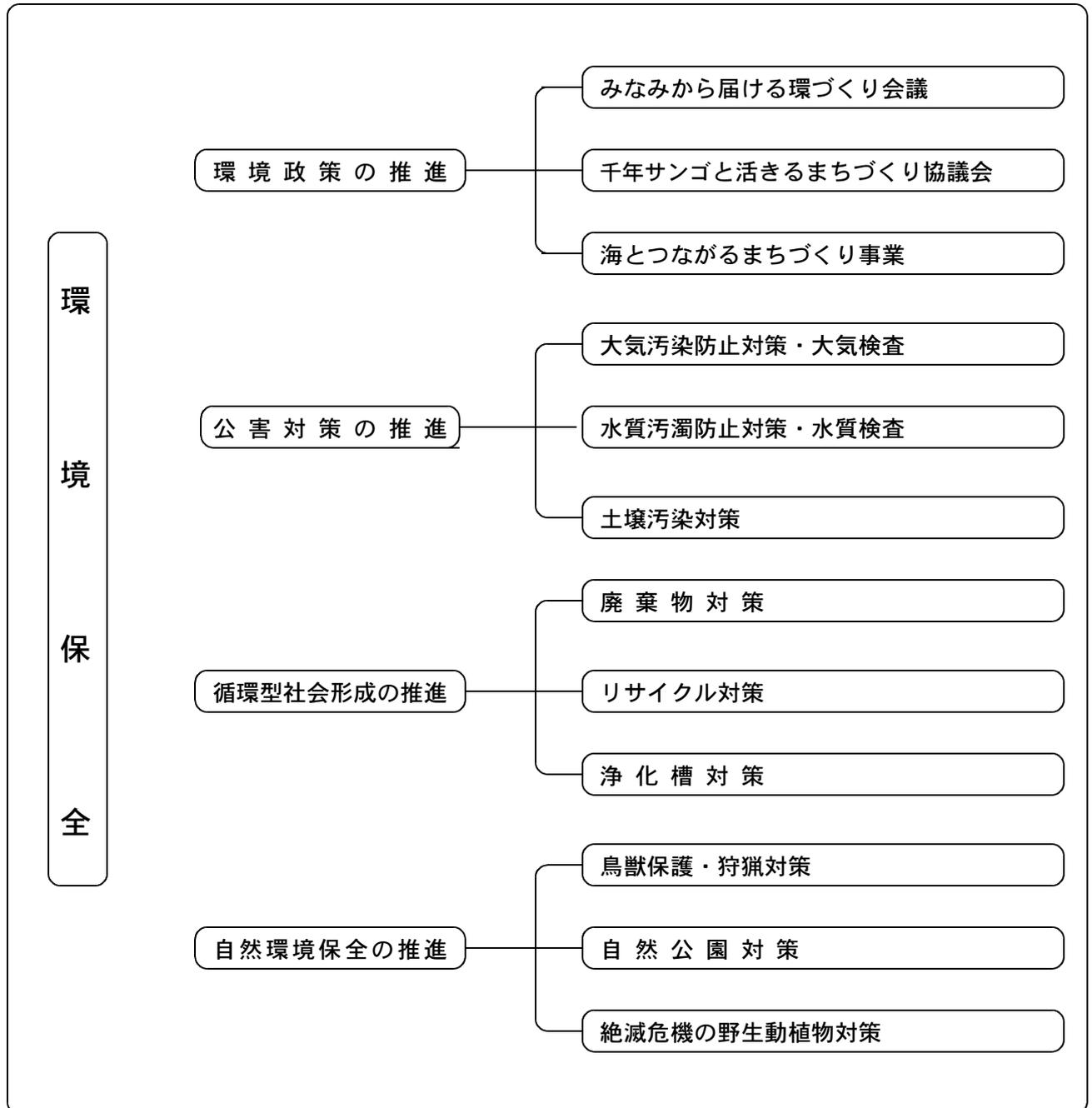
	阿南保健所管内	美波保健所管内	計
顕微鏡検査	0	0	0
その他	0	0	0
計	0	0	0

## VI 環境担当の事業

(令和4年度実績)



## 環境担当事業の概要



## 1 南部総合県民局環境政策総合推進事業

環境関連法令に基づく監視・処分・保全事業等における情報の一元化を図ることにより、予算の弾力的活用と、連携による環境政策を総合的に推進しています。

### (1) 地球環境保全に向けての取組

管内におけるフロン回収・処理を適正に行うため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」に基づき、管内の第 1 種フロン類回収・処理の実態を把握するため、立入・指導を実施するとともに、第 1 種フロン類回収業者の登録等を行いました。

### (2) 公害苦情への対応

公害の種類別苦情件数（新規直接受理）

公 害 の 種 類		令 和 4 年 度	
		件 数	構 成 比 (%)
典 型 7 公 害	大 気 汚 染	4	57.1
	水 質 汚 濁	3	42.9
	土 壌 汚 染	0	0.0
	騒 音	0	0.0
	振 動	0	0.0
	地 盤 沈 下	0	0.0
	悪 臭	0	0.0
	計	7	100.0
そ の 他	0	0.0	
合 計	7	100.0	

(3) 県生活環境保全条例に基づく特定事業（土砂埋立）許可申請件数

事業目的		許可申請件数	変更許可申請件数
特定事業	宅地造成	0	1
	商業地造成	0	0
	農地造成	0	0
	砂利採取埋戻	0	0
	その他	3	2
一時堆積事業		0	0
合計		3	3

特定事業届出・報告等処理件数

土砂等搬入届	着手報告	変更届	完了（廃止）届	休止（再開）届	承継届	状況報告	水質・土壌 検査報告
340	4	8	2	0	0	12	13

## 2 「みなみから届ける環づくり会議」関連事業

「みなみから届ける環づくり会議」では県南における環境保全に係る課題について、企業・研究者・民間団体・行政が協働と役割分担のもと、各ワーキンググループで課題解決に向けた活動を行っています。環境担当は事務局として、活動に係る調整を担い、活動への県民参加の推進を図っています。

### (1) 水質ワーキンググループ

若年層が、身近な環境問題について考える機会として、小学生とその保護者を対象とした「川の調査探検」を開催し、阿南市の三谷川の上流・中流、打樋川の下流において、CODパックス、透視度、生き物などの調査を行いました。

また、「青少年のための科学の祭典」において、「あなんの水をキレイに！！大作戦」を開講し、水環境保全に関する啓発を行いました。

### (2) 参加協働ワーキンググループ

- ① 「環づくりボランティア促進事業」として、「ボランティア活動証明制度」を推進しました。
  - ・ 会員及び関係団体にボランティア受入れメニューの提供を依頼するとともに、県南部各高等学校及び高等専門学校に制度の周知を行いました。
  - ・ 南部圏域の高校生にボランティア活動手帳の表紙の扉絵（イラスト）を依頼して、親しみやすいものを作成し、県南の全高校に配布しました。
  - ・ 表彰について制度の表彰基準を改定し、表彰基準を満たした高校生 5 名に対し、表彰状等を授与しました。
  - ・ 各校ボランティア部の情報交換を目的に、情報交流会をオンライン方式で開催しました。
- ② 自然植生の再生を目的として育苗された苗木の植栽を、那賀高等学校との連携により行いました。
- ③ 「モデル事業」として、県南の高校生が、地域の自然や環境について学ぶとともに、地域の団体と協働して、世界初の DMV 営業運行を開始した阿佐海岸鉄道周辺を活動の場とし、交通関係施設の清掃、花鉢の設置等の美化活動を行い、地域の魅力を高める活動を推進しました。

	ワーキンググループ開催回数	活動回数
水質ワーキンググループ	5	2
参加協働ワーキンググループ	1	2

※ 各ワーキンググループの活動のほか、運営委員会 4 回、総会 3 回開催

### 3 海とつながるまちづくり事業

牟岐町の大島内湾に生息する、南部圏域の豊かな自然の象徴である「千年サンゴ」を守る活動を支援するとともに、「海岸漂着物」を通じて海浜環境を学ぶ機会を創出し、生物多様性の保全と環境意識の向上を図りました。

また、海岸漂着物の観察や漂着物を活用したクラフト製作、県南のイベントに出展し海岸漂着ごみに関する啓発ブースの設置、啓発資料の配布などにより、地域で豊かな自然を守り育てるための環境啓発活動を行いました。

#### (1) 「千年サンゴ」の保全活動の支援・情報発信

NPO法人、地元団体、漁協、行政からなる「千年サンゴと生きるまちづくり協議会」の活動を支援し、その活動の情報発信を行いました。

##### 「千年サンゴと生きるまちづくり協議会」の活動

- ・サンゴに被害を与える恐れがあるオニヒトデやサンゴ食巻貝の駆除活動 2回
- ・牟岐大島周辺の海中環境の変化やサンゴ育成状況の調査 2回
- ・「千年サンゴサポーター」の募集
- ・シュノーケリング体験教室の開催
- ・イベントへの出展（写真パネル、映像）による啓発
- ・ホームページ、会報発行によるPR

#### (2) ビーチコーミング&ビーチクラフト in 牟岐

小学生とその保護者を対象に、海岸漂流物の観察（ビーチコーミング）や漂着物を活用したクラフト製作（ビーチクラフト）による環境啓発を実施しました。

#### (3) 海岸漂着ごみを通しての環境啓発

県南のイベントに出展し海岸漂着ごみに関する啓発ブースの設置、啓発資料の配布などにより、環境啓発を行いました。

（出展先）

阿南市科学センター（阿南市那賀川町）

## 4 公害対策関係事業

大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく各種届出等の事務処理及び工場・事業場に対する監視指導を行っています。また、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況について常時監視を行っています。

### (1) 発生源監視事業

#### 1) ばい煙等排出状況調査

公害防止協定等を締結している大規模なばい煙発生施設設置工場 6 工場を含む延べ 8 事業場に対し立入検査を行いました。そのうち 1 事業場では、ばい煙濃度の検査を行いました。

#### 2) 浮遊粉じん等調査

公害防止協定を締結している事業所の敷地境界における大気汚染状況を把握するため、浮遊粉じんと金属類（六価クロム化合物、全クロム、マンガン及びその化合物）について、2 地点に装置を配置し、毎月（六価クロム化合物は月 2 回）測定しました。

また、周辺の 3 地点に装置を設置し、同様に毎月測定しました。

#### 3) 特定粉じん排出等作業状況調査

建築物の解体等工事からのアスベストの飛散を防止するために、特定粉じん排出等作業実施届出が提出された解体等工事 12 作業場を含む 30 作業場に立入検査を実施しました。

#### 4) ばい煙及び粉じんに関する届出の受理

##### ア 大気汚染防止法関係届出状況

##### a ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表第一		年度末現在の 法対象施設数	電気事 業法	ガス事 業法	鉱山保 安法	計
1 の項	ボイラー	184	14			198
2 の項	ガス発生炉	2				2
3 の項	焙焼炉・焼結炉	2				2
5 の項	溶解炉	3				3
9 の項	焼成炉	6				6
10 の項	直火炉・反応炉	98				98
11 の項	乾燥炉	9				9
12 の項	電気炉	4				4
29 の項	ガスタービン	3	8			11
30 の項	ディーゼル機関	10	46			56
施設合計		321	68			389
届出工場・事業場総数		80	44			124

b 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第二		年度末現在の 法対象施設数	電 気 事業法	ガ ス 事業法	鉬 山 保安法	計
2の項	鉬物・土石の堆積場	81	5			86
3の項	ベルトコンベア・ バケットコンベア	67	102		7	176
4の項	破碎機・摩砕機	28	4		4	36
5の項	ふるい	19	4		1	24
施設合計		195	115		12	322
届出工場・事業場総数		78	3		2	83

c 水銀排出施設

大気汚染防止法施行令第3条の5 (水銀に関する水俣条約 付属書D)	年度末現在の法対象施設数
石炭火力発電所	4
届出工場・事業場総数	3

イ 県生活環境保全条例関係届出状況

a ばい煙発生施設

県生活環境保全条例 別表第二		年度末現在の届出施設数
1の項	ボイラー	49
2の項	乾燥炉	6
3の項	廃棄物焼却炉	14
施設合計		69
届出工場・事業場総数		46

b 粉じん発生施設

県生活環境保全条例 別表第三		年度末現在の届出施設数
1の項	鉬物・土石の堆積場	56
2の項	ベルトコンベア・バケットコンベア	221
3の項	おがくず堆積場	1
施設合計		278
届出工場・事業場総数		77

ウ ばい煙発生施設等の当該年度における届出件数状況

根拠法令	種類	届出件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設関係	52
	一般粉じん発生施設関係	17
	特定粉じん排出等作業関係	13
県生活環境保全条例	ばい煙発生施設関係	6
	粉じん発生施設関係	28

(2) 市町等との公害監視業務

市町等の監視業務等に対し、必要に応じて技術的指導や助言を行いました。

(3) 排水基準等監視事業

事業場に対し立入検査を実施し、事業場排水の水質検査を行いました。

水質検査の検査項目等は、次表のとおりです。

号番号	業種名又は特定施設名	事業場数 (延べ数)	検体数		有害物質	ダイオキシン類	違反数
			生活環境項目				
			一般項目	特殊項目			
2	畜産食料品製造業	1	6				
4	野菜・果実保存食料品	1	6				
17	豆腐又は煮豆製造業	1	6				
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	12	5	12		
26	無機顔料製造業	2	12	10	25		
27	無機化学工業製品製造業	2	12	5	12		
66の3	旅館	5	30				
66の4	共同調理場	3	19				
71の2	試験研究機関	4	24	5	13		
72	し尿処理施設	7	42		3		
73	下水道終末処理施設	4	24				
水濁法令 3条の2	し尿浄化槽 (201人以上500人以下)	7	42				
小計		39	235	25	65		
小規模未規制事業場 採水を伴わない調査		19					
合計		58	235	25	65		

※注1 一般項目：pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P等

2 特殊項目：T-Cr、S-Mn、S-Fe、Cu、Zn等

3 有害物質：Cd、Pb、Cr(VI)、Hg、As等

#### (4) 総量削減対策事業

指定地域内の事業場に立入調査を実施し、総量削減の指導を行いました。

なお、指定地域内事業場に対する立入調査の状況は、次表のとおりです。

総量削減対策事業における対象事業場

	産 業 分 類 (中分類)	事業場数(延べ数)	検 体 数 生活環境項目(一般項目)
指定地域内 事業場	33 電気業	2	6
	88 廃棄物処理業	0	0
	小 計	2	6
	小規模未規制事業場	3	18
	採水を伴わない調査	0	0
	合 計	5	24

※注 一般項目：COD、T-N、T-P

(5) 水質環境基準対策事業

1) 河川調査

水質等の調査測定を河川19地点において実施しました。

		項 目	検体数
環 境 ( 河 川 )	生 活 環 境 項 目	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	195
		溶 存 酸 素 (DO)	195
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	195
		化学的酸素要求量(COD)	107
		浮 遊 物 質 量 (SS)	195
		大 腸 菌 群 数	195
		全 窒 素	71
		全 リ ン	71
		全 亜 鉛	46
		ノニルフェノール	23
		直鎖アルキルベンゼン/脂肪酸及びその塩	23
		計	1,316
		健 康 項 目	カドミウム
	全 シ ア ン		12
	鉛		12
	六 価 ク ロ ム		12
	ヒ 素		12
	総 水 銀		12
	1, 4 - ジ オ キ サ ン		12
	P C B		12
	トリクロロエチレン		12
	テトラクロロエチレン		12
	四 塩 化 炭 素		12
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		12
	1,2-ジクロロエタン	12	
1,1-ジクロロエチレン	12		
シス-1,2-ジクロロエチレン	12		
1, 1, 1-トリクロロエタン	12		
1, 1, 2-トリクロロエタン	12		
1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	12		
ベ ン ゼ ン	12		
チ ウ ラ ム	11		
シ マ ジ ン	11		
チ オ ベ ン カ ル ブ	11		
セ レ ン	11		
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	12		
ふ っ 素	12		
ほ う 素	12		
計	308		

		項 目	検体数
環 境 ( 河 川 )	そ の 他 項 目	E P N	11
		ク ロ ロ ホ ル ム	3
		フ ェ ノ ー ル	3
		ホルムアルデヒド	3
		塩 ビ モ ノ マ ー	3
		エピクロロヒドリン	3
		全 マ ン ガ ン	3
		ウ ラ ン	3
		4-t-オクチルフェノール	3
		ア ニ リ ン	3
		2, 4-ジクロロフェノール	3
	計	41	
	そ の 他	塩 素 イ オ ン	11
		トリハロメタン生成能	1
		計	12
合計		1,677	

2) 海水浴場調査

管内3海水浴場において開設前後に、それぞれ2地点で調査を実施しました。

項 目		検体数	
海水浴場	評価項目	ふん便性大腸菌群数	24
		油膜の有無	24
		化学的酸素要求量(COD)	24
		透明度	24
	参考項目	水素イオン濃度(pH)	24
		病原性大腸菌 0-157	12
		合 計	132

(6) 地下水質監視事業

4市町、4地点において、地下水の水質汚濁の状況を調査しました。

項 目		検体数
環境 基準 地下水 目	カドミウム	3
	全シアン	3
	鉛	3
	六価クロム	3
	ヒ素	3
	総水銀	3
	トリクロロエチレン	3
	テトラクロロエチレン	3
	四塩化炭素	3
	ジクロロメタン	3
	1,2-ジクロロエタン	3
	1,1-ジクロロエチレン	3
	1,1,1-トリクロロエタン	3
	1,1,2-トリクロロエタン	3
	1,2-ジクロロエチレン	3
	1,2-ジクロロエチレン	3
	1,3-ジクロロプロペン	3
	1,4-ジオキサン	3
	クロロエチレン	3
	ベンゼン	3
	チウラム	3
	シマジン	3
	チオベンカルブ	3
	セレン	3
	ふっ素	3
	ほう素	3
	亜硝酸性窒素	4
硝酸性窒素	4	
計	86	

項 目		検体数
その他 項目	pH	4
	塩素イオン	3
	ナトリウムイオン	4
	カリウムイオン	4
	アンモニウムイオン	4
	硫酸イオン	3
	カルシウムイオン	4
	マグネシウムイオン	4
	E P N	3
	計	33
	合 計	119

## 5 廃棄物対策事業

廃棄物処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物）の設置許可及び指導に関する業務、自動車リサイクル法及び建設リサイクル法の施行に関する業務、不法投棄対策等に対する業務を行っています。さらに、浄化槽法の施行に関して県環境技術センターと連携して浄化槽の設置届出等の受理、適正な維持管理指導などの業務を行っています。

### (1) 産業廃棄物適正処理推進事業

産業廃棄物収集運搬業の許可（新規）	5件
〃（更新）	21件
〃（変更）	1件
産業廃棄物処分業の許可（新規）	0件
〃（更新）	2件
〃（変更）	0件
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（新規）	1件
〃（更新）	0件
〃（変更）	0件

### (2) 自動車リサイクル関係

引取業者の登録（新規・更新）	30件
フロン類回収業者の登録（新規・更新）	5件
解体業者の登録（新規・更新）	1件

### (3) 産業廃棄物適正処理監視・指導関係

環境監視員4名を配置し、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の事業所等に対する立入調査を実施しました。

処理業者	延 810回
事業所等	延 6,115回
計	延 6,925回

#### (4) 浄化槽関係

浄化槽維持管理指導事業を実施し、し尿、雑排水の流入による公共水域の汚濁を防止し、水環境の保全を図りました。

##### 1) 浄化槽設置・廃止届出件数

( ) 内は合併処理浄化槽

区分 市町村別	設置届出件数	廃止届出件数	総設置基数 (累計)	備考
阿南市	270(270)	36( 5)	24,121( 8,393)	
那賀町	10( 10)	1( 0)	2,429( 1,311)	
美波町	9( 9)	11( 6)	2,220( 736)	
牟岐町	4( 4)	2( 0)	1,473( 682)	
海陽町	18( 18)	12( 3)	3,025( 1,219)	
計	311(311)	62(14)	33,268(12,341)	

##### 2) 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく保守点検業者の登録等 (令和4年度)

新規登録	更新登録	変更届出	廃業届出
0 件	8 件	5 件	0 件

## 6 自然環境保全の推進

自然公園区域内の許認可事務を行うとともに、自然公園等監視員、公園監視団体等と協力して地域住民や観光客等に対して公園の適正利用、環境の美化等を呼びかけ、自然保護に努めています。また、鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するとともに、狩猟による危険の予防を図るための施策を実施することにより、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に努めています。

### (1) 令和4年度自然公園区域内の工作物の新築等の行為に関する許認可等

区分	公園名	市町名	工作物の新築	工作物の増改築	木竹の伐採・損傷	土地の形状変更	土石の採取	その他	計(件)
許 可 ・ 協 議	室戸阿南海岸 国定公園	阿南市	4	2	2				8
		美波町			1				1
		牟岐町	3						3
		海陽町	2			1		1	4
	剣山国定公園	那賀町					1		1
	東山溪 県立自然公園	那賀町							
	合 計		9	2	3	1	1	1	17

### (2) 鳥獣保護区の指定

指定年度	事由	指定目的	名 称	所在地	鳥獣保護区		特別保護地区		存続期間
					指定面積	13次計画	指定面積	13次計画	
令和4年度	期間更新	森林鳥獣生息地	春森	那賀町	ha 380	ha 380	ha 0	ha 0	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31
令和4年度	期間更新	森林鳥獣生息地	鞆奥	海陽町	ha 600	ha 600	ha 0	ha 0	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31
小計			2カ所		980	980	0	0	
管内計			17カ所		4,325		423		

(3) 特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定

指定年度	事由	名称	所在地	面積 ha	存続期間
令和4年度	期間更新	海南	海陽町	1,080	令和4.11.1 ~令和9.10.31
年度計		1カ所		1,080	
管内計		12カ所		9,219	

指定猟法使用禁止区域(くくりわな猟)の指定

指定年度	事由	名称	所在地	面積ha	存続期間
令和4年度	期間更新	権田・槍戸	那賀町	11,460	令和4.11.1 ~令和9.10.31
年度計		1カ所		11,460	
管内計		2カ所		11,558	

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可等

許可・認可等の名称	申請件数			処理済み件数			未処理 件数	未処理と なった理由
	前年度から の繰越分	当年度 申請分	計	可	不可	計		
狩猟免状交付(狩猟免許試験受験者)	0	39	39	39	0	39	0	
狩猟免状交付(狩猟免許更新者)	0	131	131	130	1	131	0	
狩猟者登録証交付	0	580	580	580	0	580	0	
認可計	0	750	750	749	1	750	0	
鳥獣捕獲等許可(鳥獣行政遂行)	0	4	4	4	0	4	0	
鳥獣捕獲等許可(傷病鳥獣保護)	0	1	1	1	0	1	0	
鳥獣捕獲等許可(学術研究)	0	3	3	3	0	3	0	
許可計	0	8	8	8	0	8	0	



## **Ⅶ 健康増進担当の事業**

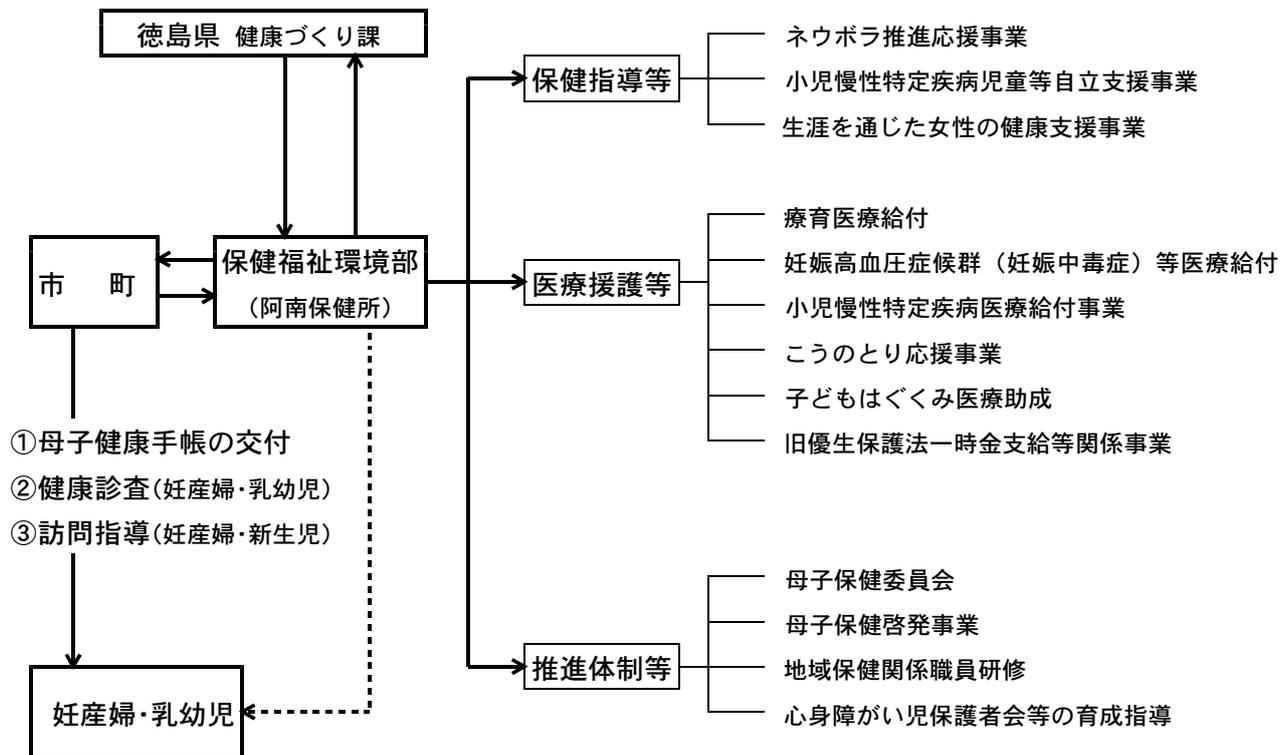
**(令和4年度実績)**



# 1 母子保健事業

生涯を通じた健康づくりの出発点である母子保健対策として、思春期から婚前・妊娠・出産・乳幼児期の母子に対して、保健・医療・福祉・教育機関等と連携を図りながら広域的・専門的な母子保健サービスの提供を実施しています。また、地域における療育相談体制の確立を目指すとともに、乳幼児・児童の健全育成のための事業を実施しています。

## 母子保健事業の概略



## 1) 保健指導等

### (1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

疾病等により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療養を確保するために、状況に応じた適切な相談、指導を行っています。

#### ①小児慢性特定疾病児童等相談

	相 談		訪 問 指 導		電 話 相 談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
計	30	61	0	0	25

#### ②相互交流事業

開催年月日	交流会内容
—	新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし

(2) 個別支援（訪問指導）

里帰り出産や、育児不安の強い妊産婦等養育支援が必要な家庭について、訪問指導等を行い、支援しています。

対 象	妊 婦	産 婦	新生児	未熟児	乳 児	幼 児	その他
実人員	0	8	1	3	4	0	1
延人員	0	19	2	10	9	0	4

※新生児：未熟児を除く ※乳児：新生児、未熟児を除く

(3) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性のライフサイクルには、それぞれの時期による女性特有の健康問題や心の問題があるため、相談体制の整備及び知識の普及等を図ることにより、女性はその健康状態に応じた自己管理ができるように支援しています。

①健康相談

随時相談
延人員
23

②健康教育

講 演 会		内 容
回 数	延人員	
3	—	<p>1 研修会 開催日：令和4年12月21日 場 所：オンライン 内 容：テーマ「誰もが自分らしく生きることのできる社会に ～ジェンダー平等を実現するために～」 講師 男女共同参画総合支援センター 男女共同参画専門員 参加者：保健所保健師、こども女性相談センター職員、地域包括支援センター職員 等 参加者12名</p> <p>2 女性の健康週間 パネル展 開催日：令和5年3月1日～令和5年3月10日 場 所：南部総合県民局阿南庁舎、阿南ひまわり会館 内 容：女性の健康に関するパネルの展示、リーフレットの設置 参加者：一般住民、来庁者 等</p> <p>3 高等学校文化祭 開催日：①令和4年10月1日 ②令和4年10月1日～3日 ③令和4年11月2日 ④令和4年11月5日 場 所：①富岡東高等学校羽ノ浦校 ②那賀高等学校 ③阿南光高等学校 ④阿南工業高等専門学校 内 容：リーフレットの設置 (①100部 ②200部 ③150部 ④200部) 参加者：高等学校生徒、教職員 等</p>

## 2) 医療援護等

母子保健等に係る医療の助成として、保健所が申請窓口となり、小児慢性特定疾病医療、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等医療、療育医療（結核児童）、こうのとりのり応援事業（不妊治療費助成事業）の給付を実施しています。また、市町村が実施する子どもはぐくみ医療助成事業に対し、補助金を交付しています。

なお、未熟児養育医療および自立支援医療(育成医療)は、平成25年度より市町村が申請窓口となっています。

### (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証受給者数疾患別状況

(令和5年3月31日現在)

	計	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	転機(再掲)			
																		死亡	転出	その他	
未就学児	7	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0
小学校就学 ～18歳未満	18	4	2	0	5	2	0	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
18歳～ 20歳未満	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	26	5	3	0	6	3	0	2	0	1	0	2	1	1	0	2	0	0			

※複数疾患該当者あり

### (2) こうのとりのり応援事業の状況

申請件数	承認件数	審査中件数	不承認件数
21	21	0	0

### (3) 不育症検査費用助成事業の状況

申請件数	承認件数	審査中件数	不承認件数
0	0	0	0

### (4) 子どもはぐくみ医療助成事業の状況

	受給者証交付件数	受診延件数
阿南市	7,967	108,003
那賀町	587	6,931
計	8,554	114,934

### 3) 推進体制

地域で問題解決を行うため、関係者の情報交換及び連携強化のための会議や研修会、住民への母子保健に関する普及啓発事業を行っています。

#### (1) ネウボラ推進応援事業

##### ①母子保健担当者会（母子保健委員会）

開催年月日	会議内容
第1回 令和4年8月2日	協議内容： (1) 母子保健事業にかかる情報提供 (2) 意見交換 場 所：第1回 阿南保健所 第2回 阿南医療センター 参加者：医師（小児科・産婦人科）、助産師、看護師、言語聴覚士、公認心理師、精神保健福祉士、管内市町保健師等 ※第1回は管内市町保健師、保健所保健師のみ
第2回 令和5年2月3日	

##### ②研修会

開催年月日	会議内容
令和4年12月21日	内 容：テーマ「誰もが自分らしく生きることのできる社会に ～ジェンダー平等を実現するために～」 講師 男女共同参画総合支援センター 男女共同参画専門員 参加者：保健所保健師、こども女性相談センター職員、 地域包括支援センター職員等 参加者12名 （生涯を通じた女性の研修会と共催で開催）

##### ③病院連絡会

定期的に管内の基幹病院である阿南医療センター、徳島赤十字ひのみね療育センターとの連絡会を開催し、情報交換を行っています。また、随時、徳島市民病院とケース検討の機会を設けています。

開催回数	実事例件数	延事例件数
14	57	65

#### (2) 心身障がい児保護者会の育成指導状況

阿南・那賀心身障害児親の会（太陽の会）の事務局として会の運営等の支援を行っています。

名称	設立年月日	支 援 状 況				運営に 関する相談
		総 会		交 流 会		
		回 数	延人員	回 数	延人員	
太 陽 の 会	平成2年4月	—	—	—	—	随時

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし

## 2 健康づくり事業

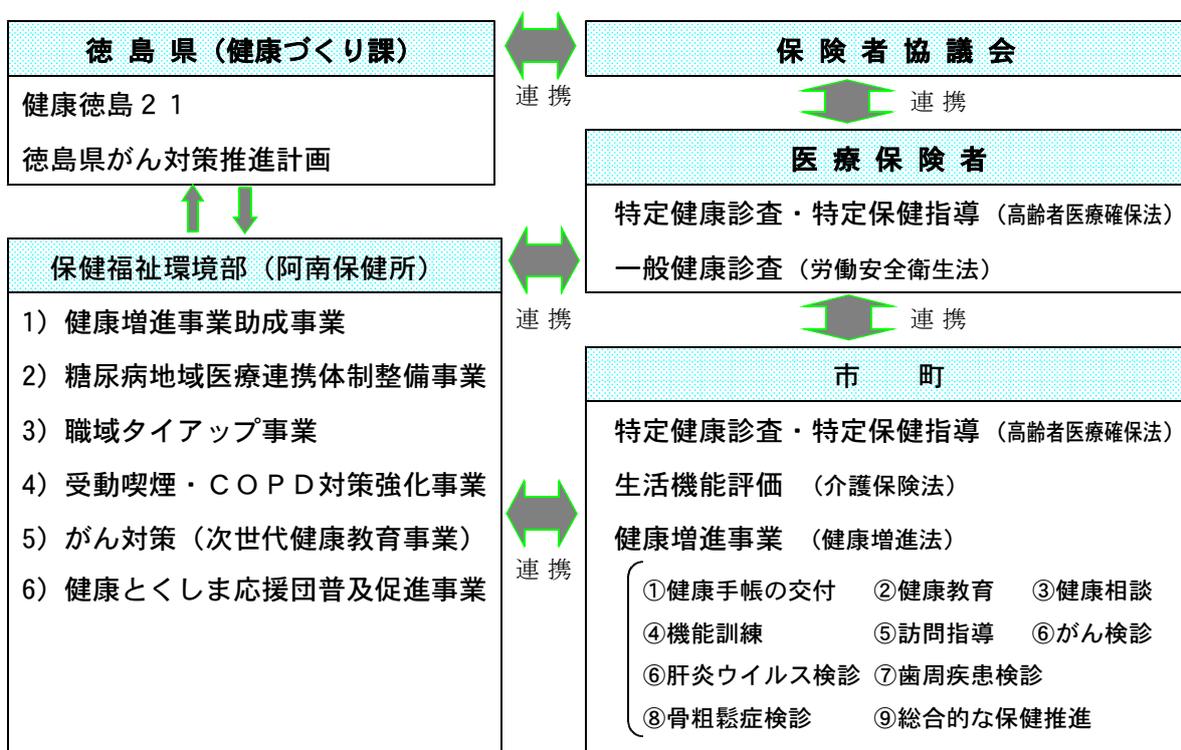
生活習慣病対策をはじめ、県民の健康増進を総合的に推進する「生涯健康とくしま」の実現を目指し、関係機関と連携して「健康徳島21」を展開しています。

健康づくりは、県民一人ひとりが主役となって生活習慣の改善等に取り組むことが重要であるとともに、健康を支え、守るための社会環境の整備も併せて必要です。

また、各保険者による特定健康診査・特定保健指導や市町実施の種々の保健事業等の効果的な推進支援のため、地域・職域の関係機関との連携体制の整備を図っています。

さらに、受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法の施行に伴い、望まない受動喫煙のない環境整備に取り組んでいます。

### 健康づくり事業の概略



#### 【健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）】

平成30年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。これにより、多くの方が利用する様々な施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となりました。

令和元年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートし、令和2年4月に、飲食店やオフィス・事業者などでも原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行となり、望まない受動喫煙対策を推進しています。

## 1) 健康増進事業助成事業

(単位：円)

実施市町	阿南市	那賀町
補助金(県費分)	2,523,000	333,000

## 2) 糖尿病地域医療連携体制整備事業

血糖値をコントロールしながら生活している糖尿病在宅療養者に対し、地域の初期安定期治療医療機関(かかりつけ医)と専門治療医療機関・慢性合併症治療医療機関等との間で「地域連携パス」(以下「パス」という)を活用した医療連携による効果的・効率的な治療・指導を行っています。また、地域の関係機関・団体を含む「地域医療連携システム」を構築し、継続的な食事療法等、糖尿病の療養に取り組みやすい体制を整備することにより、糖尿病患者の重症化・合併症の予防対策を推進し糖尿病死亡率の減少を図ることを目的に研修会の開催や普及啓発を行っています。

内 容
<p>1 研修会における情報提供・普及啓発</p> <p>糖尿病対策等に携わる関係者を対象とした研修会において、徳島県の糖尿病の状況についての説明や糖尿病対策推進の協力依頼、パンフレット配布等による啓発を実施。</p> <p>(1) 令和5年1月17日</p> <p>地域における食育推進研修会(ハイブリッド開催)</p> <p>対象：行政・保育所・学校関係者、食生活改善推進員 25名</p> <p>(2) 令和5年1月26日</p> <p>歯科保健・職域関係職員研修会(ハイブリッド開催)</p> <p>対象：歯科保健関係者、職域関係者 23名</p>
<p>2 「世界糖尿病デー」における普及啓発</p> <p>11月14日の「世界糖尿病デー」を中心に、糖尿病予防の集中啓発を目的として管内企業や団体と連携し、各箇所でブルーライトの一齐点灯を実施。</p> <p>(1) 日亜化学工業株式会社(食堂棟屋根) 令和4年11月11日～13日</p> <p>(2) 南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎(玄関ロビー) 令和4年11月11日～17日</p> <p>阿南工業高等専門学校生徒のLED作品の提示やポスター等の掲示</p>
<p>3 その他普及啓発</p> <p>野菜摂取量アップ対策と併せた生活習慣病予防のためのチラシ・パンフレット等の配付による普及啓発を実施。</p>

## 3) 職域タイアップ事業

地域・職域保健関係者が、生活習慣病予防対策やメンタルヘルス対策等の健康課題について情報を共有し、連携した保健事業を実施・評価するとともに、連携体制について協議し、生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する環境を整えることを目的に各種事業を実施しています。

## 内 容

### 1 地域職域連携推進協議会の開催（集合開催）

【開催日】令和5年3月1日（水）

【内 容】研修会及び協議会

（1）講演①「長期療養者就職支援の現状報告」

講師 ハローワーク徳島 長期療養者職業相談窓口職業第1部門

職業相談係 伊東 冴由美 先生

講演②「就労支援（両立支援）相談の現況と今後の課題」

講師 徳島赤十字病院 医療・がん相談支援センター相談員 高木 隆司 先生

（2）意見交換「がん治療と仕事の両立支援について」

【構 成】18機関 地 域（市町、保健所、婦人会、食生活改善推進協議会）

職 域（労働基準監督署、商工会議所、商工会、事業所、  
協会けんぽ、国保組合、食品衛生協議会）

その他（医師会、歯科医師会、薬剤師会、健診機関）

【出席者】20名

### 2 地域・職域関係職員研修会の開催（集合・オンライン開催）

【開催日】令和5年1月26日（木）

【内 容】

（1）講演 「働き世代におけるオーラルフレイル予防について」

講師 徳島文理大学保健福祉学部 口腔保健学科 中江 弘美 先生

（2）情報提供 「徳島県における糖尿病の現状」阿南保健所 健康増進担当

【対象者】事業所事業主、安全衛生担当者、人事・労務担当者、地域保健関係

職員、歯科保健関係職員等

【参加者】23名

### 3 事業者や職域団体等との連携事業及び普及啓発

（1）事業所における野菜摂取量アップ事業

◆連携先：阿南ひまわり会館

◆実施日：令和4年8月24日から令和4年8月31日

◆内 容：野菜たっぷり特別メニューと野菜量の掲示  
幟・パネル展示・ポスター等の掲示

（2）世界糖尿病デー（11月14日）におけるブルーライトアップによる啓発

・日亜化学工業株式会社 食堂棟屋根 11月11日～13日

・南部総合県民局保健福祉環境部(阿南庁舎)玄関ロビー 11月11日～17日

阿南工業高等専門学校生徒のLED作品の展示・ポスター掲示

### 4 その他普及啓発

（1）飲食店関係者等への受動喫煙防止対策の周知徹底及び COPD 対策に関する情報提供

（2）関係者及び地域住民へたばこの害に対する正しい知識普及のための出前講座及びパネル展の実施

## 4）受動喫煙・COPD対策強化事業

徳島県のCOPD死亡率は全国ワーストクラスで推移していることから、COPDの認知度を高め、正しい知識の普及啓発を図っています。

また、平成30年7月に公布された改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない環境整備

に取り組んでいます。

内 容
1 次世代を担う若者に対する健康講座 (1) 講師派遣(ライフサポート事業と併せて実施) ①回数：4回 ②参加者：小中学生169名
2 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策 (1) 相談、助言、立入：1件 (2) 喫煙可能室届出：0件
3 パネル展 (1) 開催日 世界禁煙デー 令和4年5月25日～6月7日 健康増進普及月間 令和4年9月20日～10月4日 (2) 場 所 南部総合県民局阿南庁舎 保健福祉環境部阿南庁舎 阿南ひまわり会館
4 情報提供 (1) 飲食店等を対象に改正健康増進法の全面施行に関するパンフレットの配布 (2) 市町、事業所団体等へのポスター等啓発資料の配付

#### 5) がん対策（次世代健康教育事業）

高校生等を対象に、がん検診の重要性を中心に、若い世代に知っておいてほしい知識に関する出前講座を実施し、その普及・啓発を行う次世代健康教育事業を、NPO法人AWAがん対策募金、県健康づくり課、保健所が協働で実施しています。

専門家によるがんに関する講義に加え、高校生が保護者等の大切な人へ、がん検診受診を勧めるメッセージカードを作成し、郵送しています。

内 容
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### 6) 健康とくしま応援団普及促進事業

地域住民が、自らの健康づくりに取り組める環境整備を促進し、生涯を通じた健康づくりを推進することを目的として、積極的に健康づくり対策に取り組んでいる店舗・事業所・団体等を「健康づくり応援団」として登録し、取組を支援しています。

健康とくしま応援団登録数 416事業所（令和5年3月末現在）

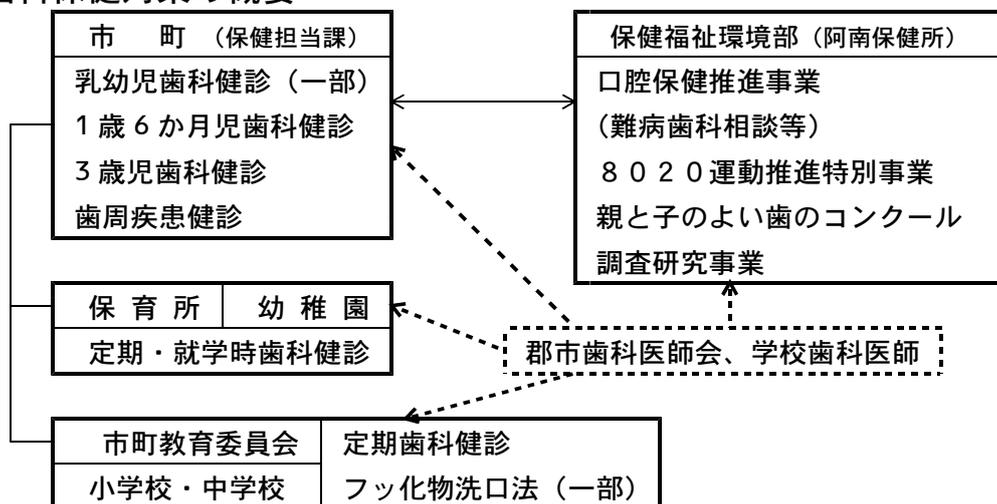
取組項目	①食環境づくり対策			②野菜摂取量アップ対策	③たばこ対策	④歯と口の健康づくり対策				⑤運動による健康づくり対策	⑥心の健康づくり対策	⑦その他の健康づくり対策		
	健康づくり推奨店	正しい食情報の提供	適切な食生活実践支援			たばこ対策の情報提供	禁煙サポート等の実施	建物内禁煙	敷地内禁煙				④歯と口の健康づくり対策	
登録数	244	23	241	27	49	331	116	140	31	181	121	172	124	122

※取組項目は、1事業所において複数登録の場合もあり

### 3 歯科保健事業

平成24年2月「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」の施行を受け、平成25年3月に策定された「徳島県歯科口腔保健推進計画」が、平成30年度より6年計画として改定されました。県民自らが歯と口腔の健康づくりに取り組むことができるよう、関係機関と共に、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯と口腔の健康づくりを推進しています。

#### 管内の歯科保健対策の概要



#### 1) 親と子のよい歯のコンクール (徳島県地方審査会)

親子の歯科保健の普及啓発を図ることを目的に「親と子のよい歯のコンクール」を開催していますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

#### 2) 口腔保健推進事業

口腔機能と全身は大きく関わりがあり、生涯の健康を保持増進するため、歯科保健対策の推進が重要な健康課題となっています。中でも、介助を必要とする障がい者や高齢者、在宅療養者の口腔保健は、オーラルフレイルや誤嚥性肺炎等の予防が重要です。

そこで、要介護者、その支援者等に対し健康講座や個別相談を実施し、口腔機能やQOLの維持・向上を図っています。

事業内容	
事業名：歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業	
1 障がい者及び高齢者への支援	
(1) 連絡調整会議の開催 (1回)	
出席者：延3名	
高齢者お世話センター職員、保健所	
(2) 口腔ケアにおける勉強会	
対象：地域活動支援センター利用者 (障がい者・高齢者) 及び関係職員等	
回数：1回	
参加者：32名	
2 指定難病患者等における歯科相談	
来所相談1件	

### 3) 8020運動推進特別事業

8020運動に対する普及啓発を行うとともに、地域の実情に応じた歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保を目的に研修会を開催し、県民の歯と口腔の健康づくりの推進を図っています。

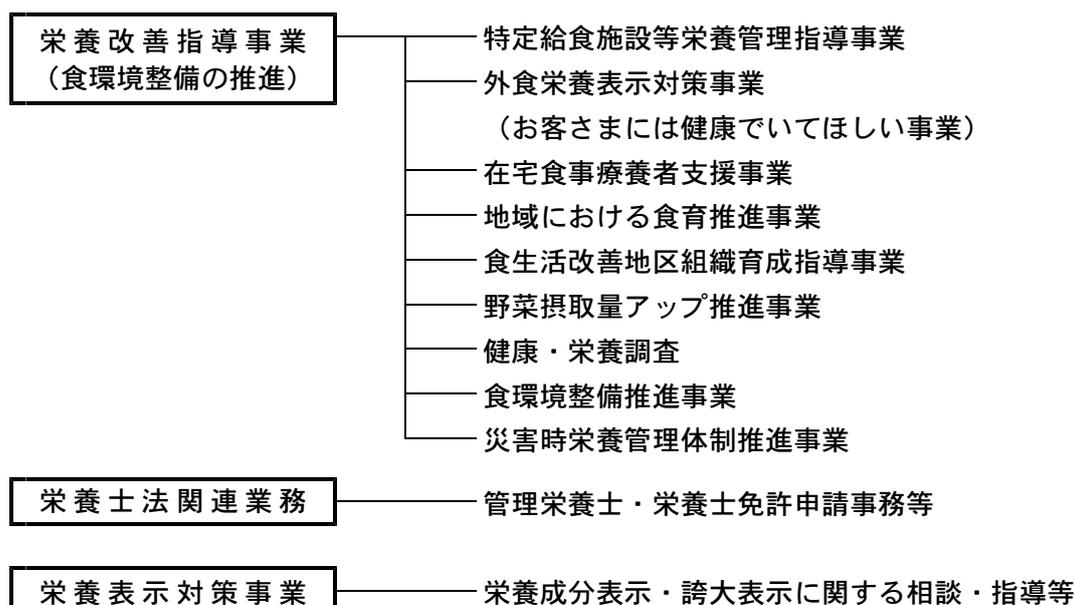
内 容	
1	開催日：令和4年12月20日（火） 内 容：講演「訪問看護における新型コロナウイルス感染症の現状と課題」 ZOOMによるオンライン研修 講 師：徳島県看護協会訪問看護ステーション阿南 在宅ケア認定看護師 中分 秀美 先生 参加者：南部圏域の在宅療養関係者、歯科保健関係者等 25名
2	開催日：令和5年1月26日（木） 内 容：講演「働き世代におけるオーラルフレイル予防について」 講 師：徳島文理大学 保健福祉部 口腔保健学科 中江 弘美 先生 参加者：事業所事業主、安全衛生担当者、人事・労務担当者、 健康づくり担当者、地域保健・歯科保健関係職員等 23名

## 4 栄養改善事業

食生活習慣やライフスタイルの変化等により、肥満や糖尿病及び心疾患等の生活習慣病が増加しています。生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康づくりのためには、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立が重要です。

栄養面における取組としては、保健所、市町、地域の関係機関・団体等が連携して、地域住民の栄養状態を把握し、正しい栄養情報の提供や望ましい食生活習慣の定着に取り組みやすい環境づくり（食環境整備）を推進するための各種事業を実施しています。

### 栄養改善事業の概略



#### 1) 特定給食施設等栄養管理指導事業

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設）等の給食施設において提供される食事は、施設の利用者をはじめ、その家族等に対する栄養改善にも大きな関わりを持っています。そのため、給食施設の栄養管理及び栄養指導等の充実を図ることを目的に、巡回指導や状況調査等を実施しています。

令和3年度末時点で、管内には、学校・保育所・病院・社会福祉施設・事業所等81施設の届出があり、これら届出給食施設を対象に栄養管理指導を行っています。

##### (1) 給食施設届出状況

健康増進法に規定する特定給食施設等の届出に関する業務を行っています。

種 別	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設	小規模 給食施設	計
	1回300食以上又は 1日750食以上 (知事指定施設※含む)	1回100食以上又は 1日250食以上	1回 50食以上又は 1日100食以上		
開始届件数	1	0	0	0	1
廃止届件数	0	2	0	1	3
変更届件数	1	4	2	1	8

※知事指定施設：特別の栄養管理が必要として管理栄養士を置くよう知事が指定した施設

(2) 個別指導実施状況

	栄養士の有無	特定給食施設			その他の給食施設	小規模給食施設	計	合計
		知事指定施設(※)	1回300食以上又は1日750食以上(※を除く)	1回100食以上又は1日250食以上	1回50食以上又は1日100食以上			
対象数	有	1	5	16	20	4	46	78
	無		1	9	13	9	32	
指導件数	有	11	40	79	67	3	200	261
	無		3	14	25	19	61	

(3) 集団指導実施状況

給食施設の関係者を対象に各種研修会や会議等を開催し、資質向上と施設間における情報共有及び連携の推進を図っています。

開催回数	延人数	延施設数
11	232	203

(4) 状況調査・報告

給食施設における給食並びに栄養管理に関する状況を把握し、給食施設に対する指導資料とするため、毎年11月に状況調査を実施しています。

特定給食施設等栄養管理状況調査	実施件数
	78

(5) 阿南保健所管内集団給食施設協議会の活動支援状況

阿南保健所管内集団給食施設協議会は、給食施設間の連携を密にし、相互支援及びネットワークの構築を行うことにより、給食施設における運営・技術の向上や危機管理体制の充実と食の安全・安心の確保、給食利用者並びに地域住民の健康増進に寄与することを目的として、平成21年2月25日に発足し、令和4年度末時点で、67施設が会員として活動をしています。

保健所では、地域の健康づくりを支えるために大きな役割を担っている組織として、協議会の活動を支援しています。

内 容
1 会議、委員会の開催 役員会1回、総会1回、会報編集委員会2回、危機管理対策委員会1回
2 研修会の開催
(1) 管理者研修会(R4.8.5) 参加数：16施設 22名(オンライン開催) 講義「避難所における災害時の栄養管理について」 講師 とくしま食育推進研究会 佐藤 香代子 先生
(2) 全体研修会(R4.12.19) 参加数：31施設 40名(オンライン開催) 講義「給食施設における衛生管理～冬場の食中毒を防ぐ～」 情報提供「水害時の感染症予防(消毒)について」

講師 南部総合県民局保健福祉環境部<阿南> 生活衛生担当

(3) 栄養士・調理師研修会 (R5.2.24) 参加数：14施設 15名

調理実習・講義「もっと野菜を食べよう！野菜を使ったデコ巻きずし実習～」

講師 全農とくしま管理部 企画管理課 広報室室長 仁木 智美 先生

3 会報誌の発行 「おいしんじょ」第14号 1、500部

## 2) 外食栄養表示対策事業 (お客さまには健康でいてほしい事業)

消費者への栄養情報の提供として、食品や外食産業での栄養成分表示のニーズが高まっています。外食産業における栄養成分表示やヘルシーメニュー提供の推進や、栄養成分表示の正しい知識の普及啓発を行っています。

外食栄養表示	個別指導延件数	集団指導延回数・延人数
	42	3回 33名

### 3) 在宅食事療養者支援事業

糖尿病等生活習慣病において、日常生活を送りながら自宅で食事療養をする人への支援は、病気を管理し生活の質（QOL）を向上させる上で不可欠です。また、高齢者の方においては、低栄養を予防することでQOLの向上につながります。そこで、在宅での食事療養を充実させるための支援等に関する研修会を実施しています。

内 容
南部圏域行政管理栄養士による検討の実施 開催日：令和5年1月16日 参加者：阿南保健所・美波保健所管内の市町及び保健所管理栄養士 11名 内 容：食事療養対象者の支援に係る情報共有及び意見交換

### 4) 地域における食育推進事業

食生活を取り巻く環境の変化の中、あらゆる世代が「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できることが重要です。

そのため、関係機関と連携し、野菜の摂取量増加及び朝食の欠食率の減少等を目指して各種事業に取り組み、食育を推進しています。

内 容
地域において食育を推進する関係者への研修会 開催日：令和5年1月17日 参加者：行政・保育所・学校関係者・食生活改善推進員 25名 内 容：講演「子どもの肥満と食の課題について」 講師 愛媛県栄養士会 地域活動実践栄養士協議会 管理栄養士 松林 さおり 先生 情報提供「徳島県の糖尿病等の状況」 阿南保健所 健康増進担当

### 5) 食生活改善地区組織育成指導事業

食生活改善に関する正しい知識が地域に浸透するよう、食に関するボランティアの地区組織（食生活改善推進協議会）の指導育成及び支援をしています。

食生活改善推進員等	個別指導延件数	集団指導延回数・延人数
	57	3回 22名

### 6) 野菜摂取量アップ推進事業

「とくしま野菜週間※」における集中的な啓発活動に加えて、関係機関や関係団体と連携して、野菜摂取の1日の目標量や野菜レシピの普及啓発等を実施し、県民の野菜摂取量アップに向けた取組を行っています。

※とくしま野菜週間：8月31日の「野菜の日」を含む一週間（日曜日から土曜日まで）

内 容
1 「とくしま野菜週間」における普及啓発 (1) パネル展の実施及び啓発資材の設置 実施期間：令和4年8月23日～9月6日 実施場所：阿南ひまわり会館、南部総合県民局阿南庁舎、保健福祉環境部阿南庁舎 (2) 事業所社員食堂と連携した野菜摂取量アップキャンペーンの実施 連 携 先：電源開発株式会社橘湾火力発電所 SB食堂、株式会社GF カフェテリア

実施期間：令和4年8月28日～9月3日

内 容：野菜たっぷり特別メニューの提供と野菜量の揭示  
のぼり・ポスター等の掲示、啓発資材の配付等

(3) 関係機関・団体と連携した普及啓発

管内市町、食生活改善推進協議会、集団給食施設協議会、健康づくり応援団、  
健康づくり推奨店を通じたポスター掲示、啓発資材の配付等

2 野菜摂取量アップに向けた環境整備の推進

「健康づくり推奨店」登録店舗へ啓発連携協力のための訪問 23店舗

## 7) 健康・栄養調査等

健康増進法に基づき、国民の健康状態、栄養摂取量及び生活習慣の関係等を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために国民健康・栄養調査が毎年実施されています。

また、その他の調査として、給食施設を対象にアンケート調査を実施しています。

調 査 名	内 容
国民健康・栄養調査	該当なし
県民健康栄養調査	1 調査対象 2地区 (1) 阿南市見能林町 60世帯〔1歳以上の世帯員 139名〕 (2) 阿南市那賀川町 36世帯〔1歳以上の世帯員 85名〕 2 調査項目 (1) 栄養摂取状況調査〔満1歳以上〕 (2) 身体状況・生活習慣調査 〔満15歳以上、※身長・体重は満1歳以上〕 (3) 歩行数調査〔満15歳以上〕 3 協力状況 (1) 阿南市見能林町 41世帯100名 (2) 阿南市那賀川町 29世帯 66名 4 食事調査結果送付 (1) 阿南市見能林町 33世帯 90名 (2) 阿南市那賀川町 24世帯 53名 5 調査実施のための訪問・調整等 (1) 対象世帯訪問 延べ396回 (R4.9~R4.12) (2) 調査員との打合せ・調整 延べ28回
その他の調査	給食施設における「野菜摂取量アップ」についてのアンケート調査 調査対象：届出給食施設 78施設 (回収率100%)

## 8) 食環境整備推進事業

「健康徳島21」における栄養・食生活分野の目標には、適正体重の維持や適切な食習慣の定着等、個人が取り組む内容に加え、飲食店等におけるヘルシーメニューの提供や給食施設の栄養管理の向上等、健康的な食生活の実践に取り組みやすい環境整備の項目が掲げられています。

その目標達成に向けて、関係機関や関係団体と連携し、食環境整備の推進を図っています。

内 容				
1 栄養表示（ヘルシーメニュー・ヘルシーオーダーを含む）実施店の状況				
健康づくり推奨店数		23		
実施メニュー数		89		
2 栄養に関する情報提供について				
対 象	項 目	個 別	集 団	
		延人数	回数	人数
	一般住民	5	0	0
	各種団体等	4	1	10
	栄養士、栄養士会	15	0	0
	調理師、調理師会	10	0	0
	学生実習	5	3	45
3 身近にいる食事や料理の仕方を教えてくれる人について 食生活改善推進協議会の活動状況				
会の状況		活動の総数		
協議会数	1	活動回数	指導住民延人数	
推進員数	61	31	826	
4 食事指導のできる市町村管理栄養士等について				
(1) 市町村管理栄養士・栄養士の配置状況				
保健所別	管轄市町村数	配置市町村数	配置率(%)	配置人数
阿南保健所管内	2	2	100.0	3
徳島県	24	18	75.0	29
(2) 市町村関係者の指導状況				
対 象	項 目	個 別	集 団	
		人数	回数	人数
	市町村関係者	48	1	11
5 利用者やその家族が栄養指導を受けることができる給食施設について（管内の状況）				
給食施設での栄養指導実施率			66.7%	
給食施設での栄養表示実施率			92.3%	
健康づくりの一環として給食を実施している施設			89.7%	
給食の給与栄養量評価を実施している施設			96.2%	
阿南保健所管内集団給食施設協議会加入率			85.9%	
※令和4年度特定給食施設等栄養管理状況報告書による				

## 9) 災害時栄養管理体制推進事業

「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模災害時に、避難生活の長期化を見据え、発災当初から被災者の健康状態を維持するために必要な栄養・食生活支援活動が迅速に展開できるよう関係機関及び関係団体と連携した体制整備の充実を図っています。

内 容	
1	関係者との情報共有・意見交換 ※南部圏域栄養関係業務担当者会時に実施 開催日：令和5年1月16日

参加者：南部圏域行政管理栄養士 11名（内 阿南保健所管内 7名）  
 内 容：災害支援活動事例報告  
 「平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨災害における食生活支援活動」  
 情報共有及び意見交換  
 「災害対策に関する体制整備の状況」

2 研修会での啓発（給食施設協議会 管理者研修会）

開催日：令和4年8月5日  
 参加者：給食施設職員 16施設22名  
 内 容：講義「避難所における災害時の栄養管理について」

3 学生実習における情報提供

- (1) 対象：徳島大学保健学科 1回 7名  
 県内3大学管理栄養士養成課程 1回38名  
 (2) 内容：講義「災害時の栄養・食生活支援について  
 ～災害時における管理栄養士の活動～」

## 10) 栄養士法関連業務

栄養士法に基づく管理栄養士及び栄養士の免許申請や各種証明に関する事務を行っています。

種 別	管理栄養士	栄 養 士	計
免 許 申 請	3	11	14
書 換 え	3	3	6
再 交 付	1	1	2
各 種 証 明	0	5	5
計	7	20	27

## 11) 栄養表示対策事業

平成27年4月に施行された食品表示法により、消費者向け加工食品への「栄養成分表示」が義務化され、消費者は栄養成分表示を参考にして食品を選択することが可能になりました。一方で、食品品関連事業者は適正な栄養成分表示の実施が求められるとともに、消費者は栄養成分表示に関する正しい知識と活用方法を身に付ける必要があります。

そのため、食品関連事業者や消費者に対し、食品の栄養成分表示に関する相談や指導、普及啓発を行い、適正表示の実施と健康づくりへの活用を推進しています。

また、食品販売店舗等における監視を行い、健康増進法に規定される健康保持増進効果等の虚偽誇大表示の禁止についても指導・啓発を行っています。

### (1) 個別相談指導・収去実施状況

種 別	項 目	個別相談指導延件数	収去延件数
食 品 表 示 法	栄養表示食品	16	2
	保健機能食品※	0	0
健 康 増 進 法	特別用途食品	0	0
	誇 大 表 示	16	0

※保健機能食品：特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品

(2) 集団指導実施状況

指導延回数	指導延人数
3 (0)	33 (0)

( ) 内は、消費者に対する啓発数で内数。

【参考】～栄養成分表示とは～

食品に含まれているエネルギーとたんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量等の栄養成分の量を示したものであり、自分の健康状態を考えて食品を選ぶ時の目安になります。栄養成分表示を上手に活用することで健康づくりに役立てることができます。

栄養成分表示(100g当たり)	
エネルギー	67 kcal
たんぱく質	3.3g
脂質	3.8g
炭水化物	4.8g
食塩相当量	0.1g

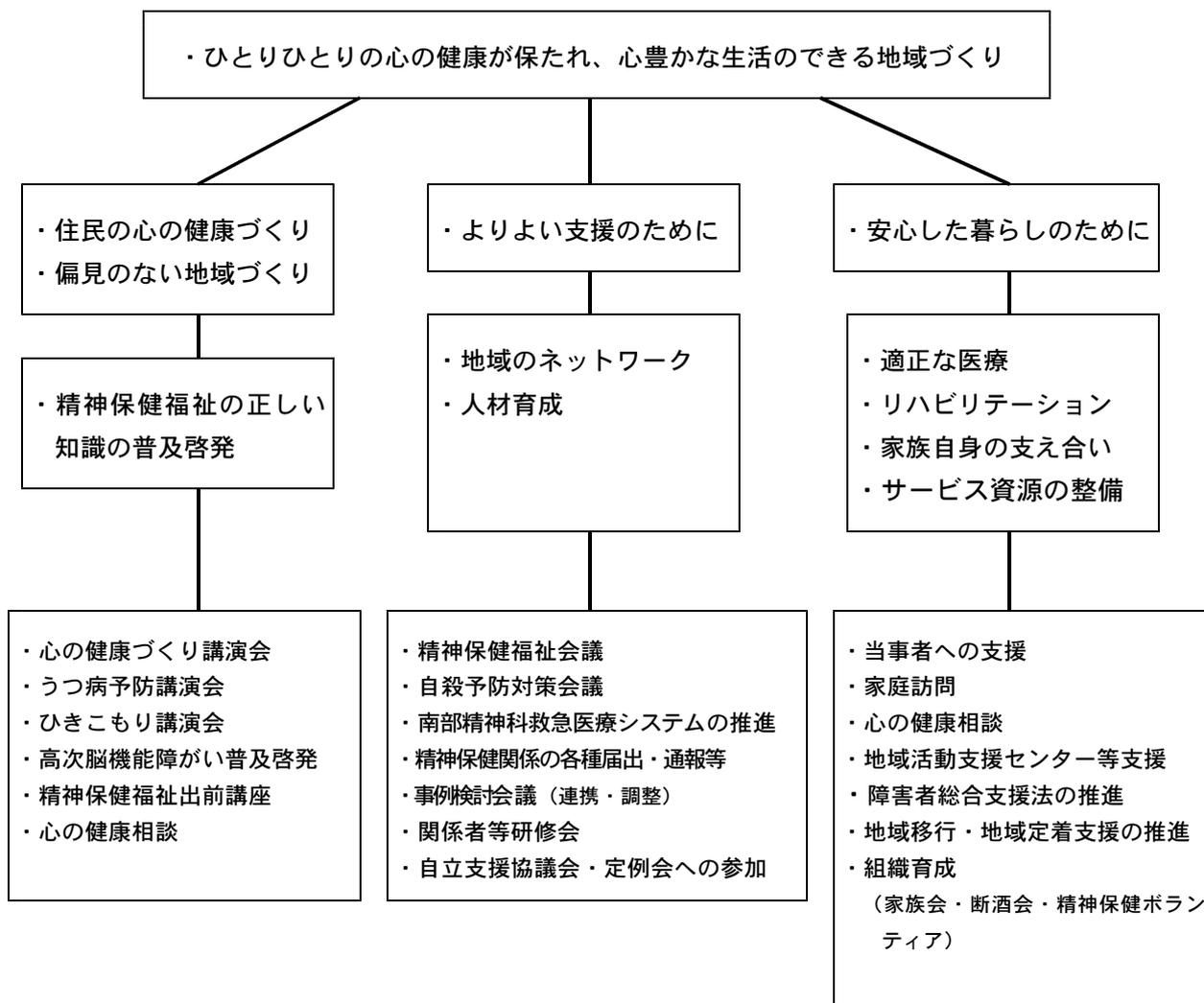
## 5 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障がい者が地域社会で適切な医療及び支援が得られるよう努めています。社会環境の変化や人間関係の複雑化、あるいは稀薄化する時代にあつて、統合失調症をはじめとした精神疾患の他、アルコール依存症や摂食障害、自殺、不登校、社会的ひきこもり、PTSDなど心の健康問題は、人々の生活の隣り合わせにあります。

しかし、現代の社会は心の病気になった人が、自分自身の心の SOS をすばやくキャッチできなかったり、病気になったことで差別や偏見の目でみられ、気軽に受診し治療できずに症状を悪化させることが多いことも事実です。

このような中、「入院医療中心から地域生活中心へ」と変換しつつある精神保健医療福祉施策においては、人々が地域で生活しやすい環境づくりが求められています。地域住民の心の健康を守るために、地域の医療機関、市町、相談支援事業所、社会復帰施設等関係機関や家族会、ボランティア、職場、学校等と連携を図りながら施策を進めています。

### 精神保健福祉業務の体系



## 1) 医療対策

最近では、精神科診療所（クリニック）が増え、以前に比べると外来での治療が受けやすくなりました。精神障がい者が地域で生活するためには、適切に医療が受けられるよう障がい者や家族及び関係機関との連携連絡が常に必要になります。

- ①措置入院：2人以上の精神保健指定医の診察の結果、自傷他害の恐れがあると認められた精神障がい者に対して強制的に入院させ、適正な医療・保護を行う制度（医療費公費負担）
- ②医療保護入院：指定医が必要と認め、家族の同意により本人の同意を得ることなく入院させる制度
- ③任意入院：本人の同意のもと行われる入院の制度
- ②応急入院：緊急を要し、家族や本人の同意がなくても指定医の診察により72時間に限り応急入院指定病院に入院させる制度
- ⑤自立支援医療：在宅精神障がい者が社会生活を送りながら適切な医療を受けるために、通院医療費の一部を公費で負担する制度

### (1) 精神障がい者の診察保護申請・通報・届出状況

区分	申請	※相談	通報				届出
	一般人 (22条)	警察官 (47条)	警察官 (23条)	検察官 (24条)	保護観察所長 (25条)	矯正施設長 (26条)	精神病院管理者 (26条の2)
数	0	29	2	1	0	1	1

※精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づく連絡相談  
令和3年10月13日より運用開始

### (2) 精神障がい者の診察保護申請・通報・届出状況

診察不要	要診察者のうち措置不要者数	要診察者のうち措置者数
3	1	1

### (3) 医療保護入院・応急入院・退院の届出件数

区分	医療保護入院	応急入院	退院届出
人数	29	2	30

### (4) 定期病状報告の届出件数

区分	措置入院	医療保護入院
人数	0	0

## 2) 地域精神保健福祉対策

精神障がい者は、病気による障がいとともに発病年齢の若さや長期入院による生活のしづらさを併せもつ障がい者であるという認識が基本になります。周囲の人からはわかりにくい疾病と「しんどさ」を抱えて治療の継続や社会参加を目指しています。精神障がい者やその家族が地域や家庭で安心して生活するためには、周囲の人からのいわれのない偏見や誤解を乗り越える大きな力と地域の医療機関、福祉事務所、市町、相談支援事業所、社会復帰施設等の関係機関や家族会、ボランティア、事業所等相互に連携調整しあいながら、自立と社会復帰並びに就労への参加を推進していく必要があります。

### (1) 家庭訪問

相談支援事業所や訪問看護事業所等関係機関と連携し実施しています。特に困難事例に対して、様々な関係者との連携により、再発予防や危機状況時に対応できるよう努めています。

( ) 実人員

種別	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん
件数	(2) 5	(18) 111	(8) 39	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(4) 22	(2) 7	(0) 0

その他	計	(再掲)								
		ひきこもり	自殺関連	自死遺族(再掲)	犯罪被害	災害	高次脳機能障がい	発達障がい	治療中断	
(11) 75	(45) 259	(3) 14	(1) 4	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 6	(1) 20	(5) 31	

### (2) 精神保健福祉相談

心の健康相談(精神保健相談)では、精神科嘱託医や保健師が定期あるいは随時に相談にのることにより、専門的な治療を受ける必要性の有無を判断し、必要に応じ専門機関への紹介を行うとともに、生活上の関わり方の工夫やコツなども助言しています。

相談内容は、当事者からの日々の生活における相談や、緊急対応件数が増加しています。

種別		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害
定期相談	開催日数(10日)	3	0	0	0	0	0	1	3	0
定期外相談	電話相談	43	917	209	0	0	0	17	241	40
	面接相談	10	61	8	0	0	0	9	27	0

てんかん	その他	計	(再掲)							
			ひきこもり	自殺関連	自死遺族(再掲)	犯罪被害	災害	高次脳機能障がい	発達障がい	治療中断
0	5	12	0	0	0	0	0	0	0	2
58	248	1,773	26	85	4	0	0	13	10	103
0	42	157	16	2	2	0	0	2	0	17

### (3) ケア会議

本人の抱える悩みや不安、家族の思い等を傾聴しながら必要な支援を検討し、関係機関と連携しながら対応しています。問題が複雑化・長期化しているケースも多く、継続的な支援が必要です。

ケア会議では、関係機関がそれぞれの役割を明確化し、チームで支援することにより本人・家族を多方面から支え見守る体制を構築し、予防的介入・危機事象の早期介入ができるよう努めています。

	計	(再 掲)	
		本人の出席	警察官の出席
件 数	3 8	6	4

### (4) 高次脳機能障がい支援普及事業

パネル展示により、高次脳障がいの理解や対応の仕方等の正しい知識の普及啓発を行っています。

### (5) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

精神病院に入院中の社会的入院患者に対して、地域生活への移行と定着を推進するため取組を行っています。

#### ・ピアサポート事業

精神科医療機関と連携し、ピアサポーターと専門職が協働できる仕組みづくりを検討し、ピアサポーターが地域で活動する機会をつくっています。

日 時	場 所	参 加 人 数	備 考
令和5年 2月13日	阿南保健所	6	内容：「WRAP」ってなんなん？ ※「けんなん”ほっと”つながるステーション事業の なんなん教室と共催

### (6) 「徳島県自殺者ゼロ作戦」推進事業

近年、自殺者は減少傾向にありますが、精神的に不安定で自傷行為を繰り返す等、自殺未遂に関する相談は増加しています。このため、市町や企業、関係団体と連携を図りながら、自殺の予防、危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応ができるよう、ネットワークづくり、人材育成、普及啓発を行っています。

事 業 名	事 業 内 容	回数	参 加 人 員
人 材 育 成 事 業	テーマ：「保健所保健師の活動について」 開催日：令和4年12月20日 対象者：南部1自立支援協議会定例会に参加している医療・福祉・教育・行政関係者等 講 師：保健所保健師	6	101
	テーマ：「けんなん”ほっと”ナビゲーター養成講座」 開催日：令和4年11月28日、令和5年1月16日 令和5年2月3日、2月22日、3月2日		
自殺予防サポーター養成講座	学生実習や傾聴ボランティア研修等での自殺予防サポーター養成	6	138

普及啓発	<p>自殺予防パネル展</p> <p>1 自殺予防週間、自殺対策強化月間  (1) 自殺予防週間  実施日：令和4年9月9日～9月20日  場 所：阿南ひまわり会館、南部総合県民局阿南庁舎</p> <p>(2) 自殺対策強化月間  ①実施日：令和5年3月1日～3月10日  場 所：阿南ひまわり会館、南部総合県民局阿南庁舎  ②実施日：令和5年3月1日～3月31日  場 所：阿南保健所</p> <p>2 若年層への普及啓発（学校文化祭）  保健所ブースの設置およびパンフレット配布を依頼する形式で実施。計4校 550部配付</p> <p>3 その他  阿南保健所庁舎内にて随時、啓発展を実施</p>	-	-
------	--	---	---

### (7) けんなん”ほっと”つながるステーション事業（南部総合県民局事業）

自殺予防で重要とされる他者との「つながり」や「役割の意識」を強化するために、地域において誰もが気軽に相談できる「ワンストップ」による相談体制を構築し、「つながり」を強化する。

事業名	事業内容	回数	参加延人員
けんなん”ほっと”ナビゲーター養成講座	<p>保健福祉関係職員を中心に、ワンストップコーディネートで必要な支援にしっかりつなぐ「相談窓口案内人（けんなん”ほっと”ナビゲーター）」を養成した。</p> <p>○阿南保健所  開催日：令和4年11月28日  対象者：地域保健医療福祉関係職員 19名</p>	1	19
なんなん教室	<p>本事業の周知を図るとともに、精神保健衛生支援者や住民が疑問に思っていることや地域の健康課題などをテーマとした意見交換会や勉強会を開催した。</p> <p>○「けんなん”ほっと”つながるステーション事業」ってなんなん？（5回 阿南保健所 101名）  ○「WRAP」ってなんなん？（阿南保健所 1回 6名）  ※精神障がい者地域移行・地域定着支援事業と共催  ○「自殺予防サポーター」ってなんなん？（1回 27名）</p>	7	134

### (8) 阿南保健所精神保健福祉会議

関係機関・家族等が精神保健福祉事業のあり方、さらに精神保健福祉の体制づくりについて情報交換や検討会を行い、精神障がい者が地域においてよりよい生活が過ごせるように協議しています。

また、令和4年1月に「徳島県阿南保健所管内精神保健福祉関係機関 医療・生活・仕事・仲間・相談マップ」を改定し、関係機関に配布することで情報共有しています。

開催年月日	協議内容
令和5年3月2日	<p>阿南保健所精神保健福祉会議（自殺予防対策会議と合同開催）</p> <p>(1) 場 所：阿南保健所</p>

	<p>(2) 内 容 :</p> <p>①新たな「自殺総合対策大綱」について</p> <p>②自殺者数の現状について</p> <p>③阿南保健所および南部総合県民局の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動報告</li> <li>・けんなん”ほっと”つながるステーション事業について</li> </ul> <p>④各関係機関における現状と課題・取組状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関から報告</li> <li>・意見交換</li> </ul> <p>(3) 構成員：医療・保健・福祉・消防・警察・労働            家族会・行政等 関係機関 20団体</p>
--	---

### (9) 組織育成

精神障がい者の暮らしやすい地域づくりのためには、ひとりひとりの障がい者に対する理解が必要ですが、個人の持つ力には自ずと限界があります。そのため、阿南保健所管内には障がい者の地域での暮らしを支えるために活動するグループがいくつかあり、その活動を支援しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が一部中止となっています。

名	称	支援回数	備 考
家族会	阿南地区家族会	0	
	さくら草家族会	4	
	丹生谷精神障害者家族会	0	
	徳島県家族会連合会	0	
当事者会	徳島県断酒会 阿南支部	0	

## 6 結核予防事業

全国的には、平成11年7月に「結核緊急事態宣言」が出されて以後、罹患率は減少し、令和3年には人口10万対9.2となり、結核低蔓延状況となりました。しかし、徳島県は結核罹患率が全国平均よりも高く、全国ワーストクラスです。管内における新登録患者数は、平成26年に増加しましたが、その後減少してから大きな変化はありません。

保健所では結核に対する正しい知識の普及啓発、発生動向調査、定期健康診断の励行と患者及び家族の検診の徹底などを行い、感染防止等に努めています。

### 結核予防対策の概略



### 1) 管内における結核登録者、新登録者患者の状況

#### (1) 結核登録者の状況

令和4年末現在（暫定）

	総登録者数	肺結核	肺外結核	不活動性	活動性	潜在性結核 感染症(別掲)
		活動性	活動性	全結核	不明	
管内	9	2	1	6	0	0
徳島県	154	39	20	83	12	11

(2) 結核新登録患者の状況

令和4年末現在(暫定)

	新登録患者数	肺 結 核			肺外結核
		喀 痰 塗 抹 陽 性	そ の 他 結核菌陽性	菌 陰 性 そ の 他	
管 内	6	2	2	0	2
徳 島 県	74	20	21	3	30

2) 定期、接触者健康診断の状況

結核患者の早期発見・早期治療及び感染防止を図るため、定期健康診断、患者家族検診、接触者健診、管理検診を実施しています。

(1) 管内の定期健康診断・予防接種の実施状況

区 分	対象者	実 施 者 数	健 康 診 断 の 内 容				B C G 接 種	受診率	被発見者 患 者 (おそれのある者)
			間 接		精密(直接)				
			保健所 実施分	その他	保健所 実施分	その他			
乳 幼 児	387	412					412	106.5%	0
高校1年生	1,059	1,050	0	1,050	0	0		99.2%	0
一般住民	27,645	1,648	0	337	0	1,311		6.0%	0
施 設	985	939	0	370	0	569		95.3%	0
事 業 所	4,059	3,785	0	907	0	2,878		93.2%	0
計	34,135	7,834	0	2,664	0	4,758	412	23.0%	0

(2) 市町別一般住民定期健康診断の実施状況

市 町 名	対象者数	受診者数			受診率(%)
		保健所	その他	計	
阿南市	23,736	0	1,311	1,311	5.5%
那賀町	3,909	0	337	337	8.6%
計	27,645	0	1,648	1,648	6.0%

(3) 管理検診の実施状況

区 分	対 象 者 数	実 施 者 数	受 診 率 (%)	健 康 診 断 の 内 容					被発見者	
				保健所実施分			委託医 療機関	その他の 医療 機関	患 者	おそれ ある者
				間 接 Xp	直 接 Xp	喀 痰 検 査				
管 理 検 診	10	10	100.0	0	3	0	1	6	0	0

#### (4) 接触者健康診断の実施状況

対象者数		受診者数									被発見者	
		保健所実施						委託医 療機関	その他	計	患者	おそれ のある 者
		内訳(重複あり)										
		直接Xp	ツ反	喀痰	BCG接種	QFT						
家族	11	11	9	0	0	0	10	0	0	11	1	1
接触者	23	1	1	0	0	0	1	0	22	23	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 3) 結核医療給付事業

保健所では、感染症診査協議会結核部会の意見を踏まえ、感染させる恐れのある結核患者に対して指定医療機関への入院勧告、あるいは入院勧告に係る医療費の公費負担及び結核の適正な医療を普及するため結核患者が医療を受けるため必要な費用についても公費負担を行っています。

#### (1) 感染症診査協議会結核部会の審査結果の状況

	申請件数	合格件数	不合格件数	承認件数	不承認件数
入院勧告(37条)	8	8	0	8	0
適正医療(37条の2)	8	8	0	8	0

#### (2) 入院勧告者の転帰等

令和3年度末 入院勧告者数	令和4年度中の増 加		令和4年度中の減少						令和4年度末 入院勧告者数
	新規	転入	治愈	通院	入院中	死亡	転出	その他	
1	1	0	0	0	1	1	0	0	0

#### (3) 患者指導等の状況

	相談		訪問指導件数				定期病状報告
	電話	来所	実人員	(再掲)DOTS	延人員	(再掲)DOTS	
人員	117	16	2	0	2	0	5

#### (4) 管外からの接触者健診等の依頼状況

	届出を受理した 保健所	依頼内容等	
		接触者健診の実施(人)	施設健診結果の把握(施設数)
県外	古河保健所	1	0
県内	吉野川保健所	1	0

### 4) 結核の発生動向調査の状況

流行の実態を早期かつ的確に把握するため、全国の保健所を定点にして結核発生動向調査が実施されています。保健所では患者発生状況、受療状況などの情報をコンピューター・システムで国へ報告しています。

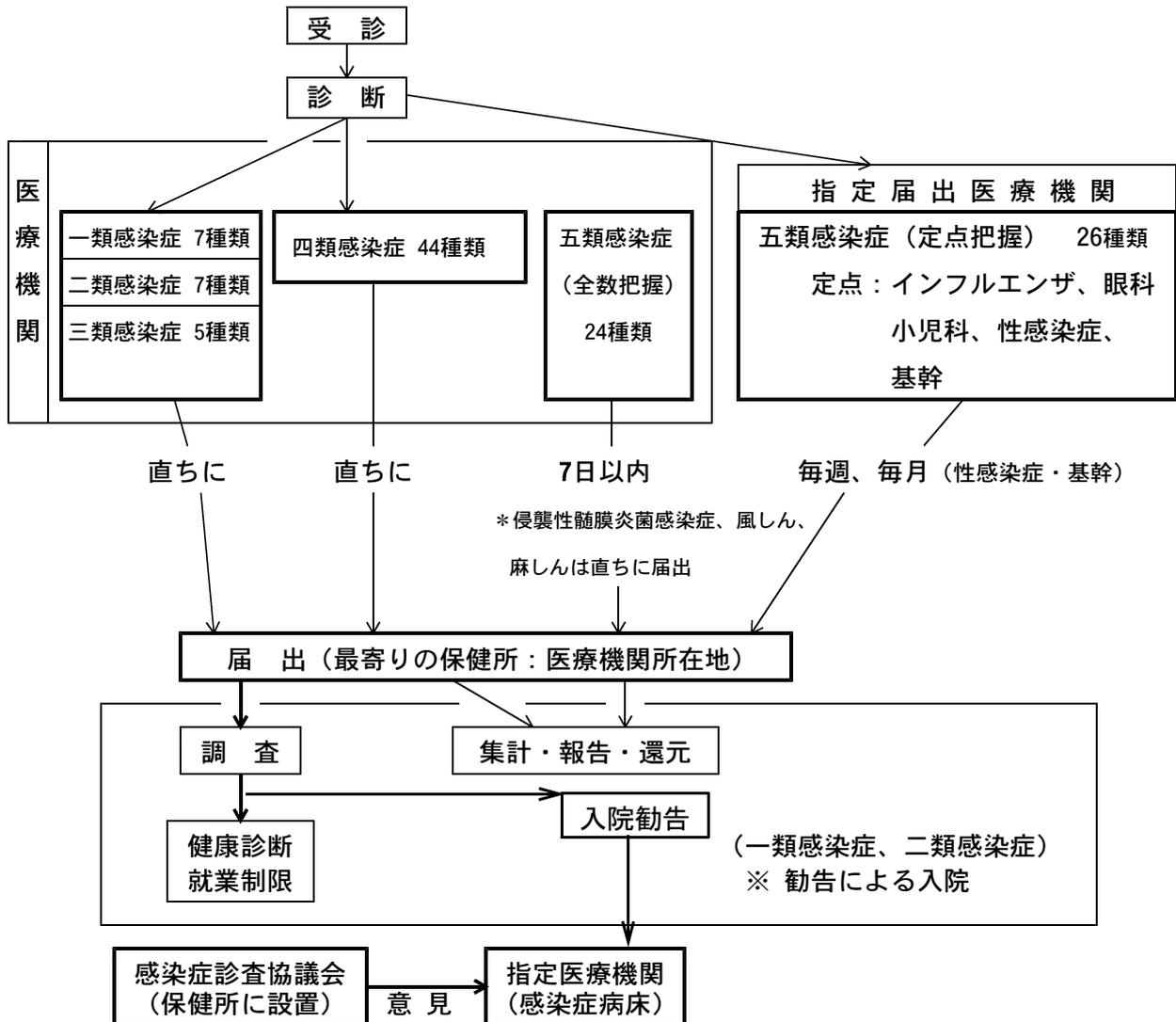
また、患者届出時の疫学調査、保健師による訪問指導及び要医療者、経過観察者(治療終了後の再発の多い期間の者)の状況を把握するために定期病状調査等を実施しています。

## 7 感染症対策事業

平成11年4月より施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時の適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っています。平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1 2009）は、平成23年3月に季節性インフルエンザ「インフルエンザ（H1N1 2009）」となりましたが、徳島県新型インフルエンザ対応マニュアルに基づき、保健所における体制及び物品の備蓄等の整備を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的流行や散発的なヒトへの感染発生から、新たな新型インフルエンザに対して病原性や感染力に柔軟な対応ができるよう、平時から危機管理の観点にたった防疫体制の整備等に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」として、陽性者への支援や感染拡大防止の取組みを行いました。（令和5年5月8日からは「5類感染症」となり、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。）

### 感染症法の概要（令和5年6月1日現在）



## 1) 感染症発生動向調査の状況

一類感染症から五類感染症の患者発生状況を把握・分析し、住民や医療等関係機関に対して情報を提供することにより、住民の感染症予防の推進を図っています。また、感染症の発生時には、積極的な疫学調査を実施するなど蔓延防止に努めています。

### (1) 主要な感染症（全数把握）の発生動向

	感染症類型	疾患名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全数把握	二類感染症	結核	8	11	15	11	6
	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	1				
		パラチフス	1				
	四類感染症	つつが虫病	1				
		日本紅班熱	1	6		3	2
		ライム病					
		レジオネラ症	1	1	1	1	4
		SFTS		2		1	
	五類感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1				
		後天性免疫不全症候群	1				
		急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）	1				
		カルバペネム耐性腸内細菌感染症					
		侵襲性インフルエンザ菌感染症					
		侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	1		
		水痘	1			1	
		梅毒	4	4	4		8
		破傷風					
百日咳			1				
風しん			1				
播種性クリプトコックス症			1	1	1		

### (2) 定点医療機関の状況

管内の定点医療機関は、4 インフルエンザ／COVID-19定点(小児科、内科)、2 小児科定点(12 疾患)、1 眼科定点(2 疾患)、2 性感染症定点(4 疾患)、1 基幹病院定点(9 疾患)が指定されています。

(3) 一類～三類感染症発生時の対応（結核は除く）

就業制限	入院	健康診断	消毒命令	その他	計
0	0	0	0	0	0

(4) 管内から管外への疫学調査、病原体検査依頼  
なし

2) インフルエンザ対策

インフルエンザ集団発生の状況

臨時休業を行った学校	休校	学年・学級閉鎖
3	0	3

3) 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）対策

「高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」をもとに、圏域において防疫演習及び、鳥インフルエンザ発生時の対応について関係部局間で協議を行う等体制整備を行いました。

4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、重症化リスクが高い患者を迅速かつ的確に必要な医療につなげることを目的に、電話による相談、積極的疫学調査、高齢者施設等への感染対策状況の確認及び指導等を実施しています。

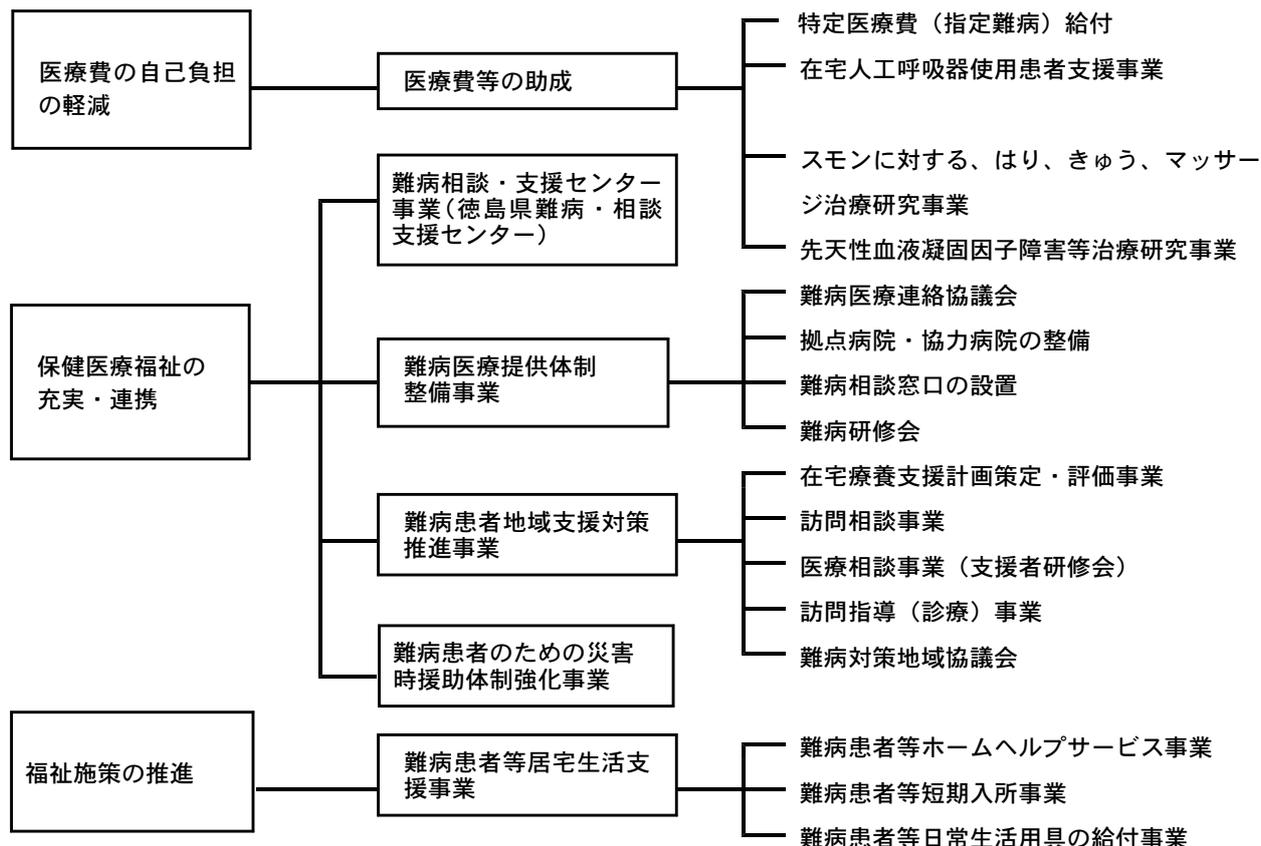
令和4年度実績

相談対応件数	クラスター施設訪問支援件数			
	医療機関	高齢者施設	障がい者施設	その他事業所
8,399 件	3 件	17 件	3 件	1 件

## 8 難病対策事業

難病患者等の療養上の不安の解消や生活の質（QOL）を高めるため相談窓口を開設するとともに、地域の関係機関と連携を図りながら各事業を展開しています。また、難病のうち指定難病については医療費の負担軽減を図るため医療受給者証を交付して医療費の公費負担を行い、申請手続き等の来所時には療養状況を把握し、相談及び情報提供を行っています。

### 難病対策事業の概略



### 1) 医療費の自己負担の軽減（特定医療費（指定難病）給付事業）

#### (1) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

(各年度末現在)

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数（徳島県）	6,255	6,542	7,273	7,765	
受給者数（管内）	579	616	664	646	659

- \* 平成26年12月31日までは特定疾病56疾患が対象。
- \* 平成27年1月1日より特定医療費（指定難病）110疾病に拡大。
- \* 平成27年7月1日より対象が306疾病に拡大。
- \* 平成29年4月1日より対象が330疾病に拡大。
- \* 平成30年4月1日より対象が331疾病に拡大。
- \* 令和元年7月1日より対象が333疾病に拡大。
- \* 令和3年11月1日より対象が338疾病に拡大。

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証申請状況

令和5年3月31日現在

審査結果	申請内容			
	新規		更新	
	一般	軽症高額	一般	軽症高額
承認	77	4	561	75
不承認	1	0	4	0
審査中	7	0	0	0
計	85	4	565	75

(3) 管内における特定疾患治療研究事業受給者証所持者数

令和5年3月31日現在

疾患名	受給者数（管内）
スモン	1

2) 個別相談窓口の開設

種別	延件数
家庭訪問	23
面接相談	586
電話相談	459

3) 在宅療養への支援（難病患者地域支援対策推進事業）

(1) 訪問相談員育成事業

回数	人員	内容
0	—	※新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし

(2) 訪問（診療）指導事業

専門医、主治医、保健師、看護師、理学療法士等により、在宅の難病患者さんを訪問して診療、療養指導を行っています。

訪問指導延人員	0
---------	---

(3) 医療相談事業

専門医、主治医、保健師、看護師、理学療法士等により難病患者さんが相談しやすい機会を設定し、療養上の不安の解消を図っています。

回数	人員	内容
1	25	クローン病と潰瘍性大腸炎の治療について

#### (4) 訪問相談事業

在宅の重症難病患者や家族の方の精神的負担の軽減を図るため、保健師、看護師等有資格者及び経験者を派遣して日常生活の相談応需や情報提供等の援助を行います。

訪問相談延人員	0
---------	---

#### (5) 在宅療養支援計画・評価事業

医療及び福祉関係者の協力を得て、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定等も行っています。

支援計画策定件数	7
支援計画評価件数	7

#### (6) その他

##### 在宅難病患者等における歯科相談

在宅療養中の支援区分 A または B の難病患者で歯科診療所への通院困難な者に対し、保健所の歯科衛生士及び保健師が訪問指導を実施するとともに、必要に応じ歯科医の訪問診療等へつなげます。

訪問相談延人員（実人員）	1
--------------	---

### 4) 自立への支援

#### (1) 患者団体への支援

全国や県の患者団体の主催する各種事業への協力や患者への情報の提供等を行っています。

### 5) 地域における保健医療福祉の連携強化、体制整備

#### (1) 難病医療提供体制整備事業

筋萎縮性側索硬化症やパーキンソン病等の重症難病患者が、病状に応じて適時に適切な医療を確保でき、また、必要な保健・福祉サービスを利用することができるように、診療連携拠点病院である徳島大学病院、県内 1 カ所の難病医療拠点病院及び 12 カ所の協力病院の協力を得て体制を整備しています。

拠点病院	協力病院（南部   医療圏）
国立病院機構徳島病院	徳島赤十字病院 阿南医療センター 県立海部病院

#### 6) 災害時難病患者支援体制整備

難病患者は医療依存度や介護依存度が高く、災害発生時には災害時要援護者として、その特徴

に応じた独自の支援体制が必要とされていることから、平成21年3月に作成された、「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」に基づき、災害時支援体制整備の推進を図っています。

(1) 災害時要援護難病患者支援台帳登録数

	災害時在宅要援護難病患者医療支援台帳登録数 (人工呼吸器装着者)	災害時要援護難病患者支援台帳登録数 (重症区分 A、B)
阿南市	2	5 1
那賀町	0	3

(2) 難病患者のための災害時援助体制強化事業

平時から災害時まで、地域で援助できる人（サポーター）を養成し、重症難病患者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、難病知識の共有や支援体制の強化を図っています。

また、重症難病患者を対象とした災害避難訓練を実施することで、初動段階における地域における災害時の支援、連携体制を再確認し、関係機関との連携の強化を図っています。

事業名	回数	延人員	事業内容
避難訓練	6	6 2	重症難病患者を対象とした災害時避難訓練、個別支援計画策定、災害時一時避難入院についての協議

7) 南部圏域難病対策地域協議会

(協議会委員：14名)

回数	参加者数	協議事項
1	2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病及び小児慢性特定疾病患者の状況と取組</li> <li>・ とくしま難病支援ネットワーク・患者会の現状課題</li> <li>・ 徳島県個別支援計画について</li> <li>・ 難病患者等に関する避難支援等体制の整備について</li> <li>・ その他</li> </ul>

## 9 その他疾病対策業務

### 1) エイズ対策

#### (1) エイズ相談・検査の実施状況

エイズは完治こそできないものの、病気の進行を抑える治療が可能になってきました。まず検査をして感染を早く知ることが大切です。保健所では原則として無料で匿名の即日検査を実施しています。

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
抗体検査	64	56	51	44	35
相談	114	71	77	116	98

#### (2) エイズ対策促進事業

世界エイズデー、エイズ予防週間を中心に、エイズに関する正しい知識と理解、エイズ患者に対する人権意識の普及啓発を図っています。

項目	内容
パネル展・ポスター展示・パンフレット配置	<p>(1) 開催日 HIV 普及週間 令和4年5月26日～6月6日 世界エイズデー 令和4年11月25日～12月2日</p> <p>(2) 場所 南部総合県民局阿南庁舎 保健福祉環境部阿南庁舎 阿南ひまわり会館等</p>
夜間エイズ検査	<p>(1) 開催日 HIV 普及週間 令和4年5月26日 世界エイズデー 令和4年12月1日</p> <p>(2) 時間：17時～19時</p> <p>(3) 場所：保健福祉環境部阿南庁舎</p> <p>(4) 検査数 HIV 普及週間 4件 世界エイズデー 7件</p>
普及啓発	管内関係機関へエイズに関するポスターパンフレット及び啓発グッズ等の配布

### 2) 肝炎対策

#### (1) 肝炎ウイルス検査相談事業

肝炎ウイルスに感染している者の早期発見・早期治療につなげるため、平成19年12月から、無料検査、相談を実施しています。

検査件数		相談件数
B型肝炎	C型肝炎	
2	2	202

(2) 肝炎治療特別促進事業

平成20年度からB型・C型肝炎ウイルスの根治を目的に行うインターフェロン治療に対する医療費助成を開始し、平成22年度からはB型肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療も助成対象に追加されました。また平成26年度からは、C型肝炎に対するインターフェロンフリー治療も助成対象になりました。医療費負担を軽減することで肝炎治療の促進を図っています。

	インターフェロン治療			インターフェロンフリー治療		核酸アナログ製剤治療		合計
	新規	延長	2回目	新規	2回目	新規	更新	
承認	0	0	0	3	0	4	86	93
不承認	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究事業

平成30年12月からB型・C型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対し、行われる入院関係医療に助成を開始。令和2年度からはB型・C型肝炎ウイルスによる肝がんの患者に行われる分子標的薬を用いた外来医療に助成が行われることとなりました。

	新規	更新	県外転入	計
承認	1	2	0	3
不承認	0	0	0	0
計	1	2	0	3

3) 原爆被爆者対策

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、各種手当の支給により被爆者の健康の保持増進及び福祉の向上を図っています。

(1) 被爆者健康手帳、各種手当の受給状況

被爆者健康手帳の交付状況					被爆者各種手当の受給状況								
1号	2号	3号	4号	計	健康管理手当	介護手当 家族以外	介護手当 家族	交通手当	保健手当	特別手当	葬祭料	医療特別手当	原子爆弾小頭症手当
5	5	1	0	11	11	24	0	1	0	0	2	0	0

注) 1号…原爆投下の際、広島市・長崎市または政令で定める隣接区にいた人  
 2号…原爆が投下されて2週間以内に政令で定める区域内に立ち込んだ人  
 3号…被爆者の死体処理・援護等に従事したため身体に放射能の影響を受けた人  
 4号…当時、1号～3号に該当する者の胎児であった者  
 注) 介護手当及び葬祭料については、年度の支給延件数を記載。

(2) 一般健康診断の実施状況

実施	対象者数	受診数	検診結果		
			異常なし	要経過観察	要精密
1回目	12	1	1	0	0
2回目	12	0	0	0	0

#### 4) 骨髄提供希望者登録推進事業

骨髄移植推進財団が実施する日本骨髄バンク事業についての普及啓発・骨髄バンクへの登録受付を実施し、骨髄バンクの登録促進を行っています。骨髄提供希望者登録普及推進員が献血併行型登録会を実施し普及啓発及び登録受付をすることにより、登録者の増加につながっています。

	相談件数	登録申込	相談日
保健所における登録相談	3	3	毎月第2・4月曜日11時～12時
献血併行型登録会	2	2	道の駅公方の郷なかがわ、阿波製紙株式会社阿南事業所で実施。

#### 5) 石綿（アスベスト）対策事業

平成17年7月25日に各保健所に石綿（アスベスト）相談窓口を設置し、地域住民の健康相談に対応しています。また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（石綿健康被害救済法）に基づく救済給付の申請・請求の受付業務をしています。

相談件数			石綿健康被害救済法に基づく 救済給付の申請件数
健康に関する相談	建築資材に関する相談	その他	
0	0	1	0

## VIII 児童相談担当の業務 (令和4年度実績)



## 1 業務の内容

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関で、主として次の業務を行っています。

〔当児童相談担当には児童相談所と家庭児童相談室が併設されていることから、共通の所管域については必要に応じ役割分担をしながら相談活動等を展開。〕

- (1) 市町村が行う業務（同法第10条第1項）の実施に関し、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行うこと。
- (4) 児童の一時保護が必要と認められる場合には、一時保護を行うこと。
- (5) 児童およびその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指示、指導、助言等を行うこと。

また、必要に応じて児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託してその福祉を図ること。

## 2 相談の種類と援助の内容

### (1) 相談種類

養護相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障がい児に関する相談、構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談、重症心身障がい児（者）に関する相談、知的障がい児に関する相談、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談
非行相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	以上のいずれにも該当しない相談

## (2) 援助方法

面 接 指 導	助言指導	一回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと
	継続指導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問等の方法により、継続的に心理療法やカウンセリング等、専門的な指導を行うこと
	他機関あっせん	当所で相談・指導を行うより、他の児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、教育相談所等の他機関に相談した方が良いケースを、該当機関に移管、あっせん、紹介すること
児 童 福 祉 司 指 導		非行児や不登校児等で問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が福祉事務所、児童委員、その他関係機関と連携して、家庭や学校等を訪問し、環境整備を行うなど専門的な指導を行うこと
児 童 委 員 指 導		非行・養護相談等において、問題が家庭環境にあり、比較的軽度のケースの指導を各地域の児童委員が行うこと
市 町 村 指 導 指 導		地理的要件や過去の相談経緯等により、市町村による指導が適切と考えられる事例に対し、指導措置を市町村に委託すること
訓 戒 ・ 誓 約		非行相談において、再びあやまちを犯さないように注意し、約束させることによって問題の再発を防止すること
児 童 福 祉 施 設 入 所 ( 通 所 )		家庭養護のできない児童や心身障がいのある児童等を児童福祉施設に入所(通所)させて必要な指導、療育訓練等を行うこと
指 定 医 療 機 関 委 託		厚生労働大臣の指定する指定医療機関に進行性筋萎縮症児(者)・重症心身障がい児(者)の療養を委託すること
里 親 委 託		里親として登録された人に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること
市 町 村 送 致		児童相談所による指導は必要ないと考えられるが、市町村において状況把握や働きかけ等の支援が適切であると考えられる事例を市町村へ送致すること
家 庭 裁 判 所 送 致		家庭裁判所の審判に付すことが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること
そ の 他		施設入所措置延長、迷子、指導打ち切り等、上記以外の処理によるもの

### 3 業務の現状

#### (1) 児童相談所業務

##### ア 相談受付の状況

###### ・経路別受付状況

(単位：件・%)

福祉事務所	都道府県 市町村		児童福祉施設等・ 指定医療機関	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関		学校等		里親・保護受託者	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	再掲 巡回相談
	児童委員	その他					保	医	学	教育委員会等							
100 (27.9)		25 (7.0)	1 (0.3)		68 (19.0)			9 (2.5)	15 (4.2)	1 (0.3)		129 (36.0)	7 (2.0)	1 (0.3)	2 (0.6)	358 (100.0)	4 (1.1)

(注)「相談受付の内訳」

- 1) 児童について2通以上の通告は1件として計上。
- 2) 警察から通告受付以前に家族・学校等から受け付けたケースは家族・学校等の欄に計上。
- 3) 継続指導中のケースの通告は計上していない。

###### ・種類別受付状況

(単位：件・%)

養護相談	保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児しつけ相談		
165 (45.8)				1 (0.3)	7 (1.9)	111 (30.9)	44 (12.2)	8 (2.2)		15 (4.2)	7 (1.9)		2 (0.6)		360 (100.0)

###### ・児童虐待相談受付状況

(単位：件)

相談件数		136
内	身体的	49
	性的	2
	ネグレクト	18
訳	心理的	67

(注)「養護相談の内数」

イ 相談種類別処理状況

(単位：件)

相談種類	処遇種類	処 理 件 数 (年 度 中)											未処理件数(年度末現在)	施設人所持機(再掲)					
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	市町村指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設					指定医療機関委託	里親・保護者託着委託	法第27条第1項第4号	その他の	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による	家庭裁判所送致(通)							
養護相談	児童虐待相談	37	65	7	5					7				1		14	136		
	その他の相談	8	8	4						4						5	29		
保健相談																			
障がい相談	肢体不自由相談																		
	視聴覚障がい相談																		
	言語障害等相談	1															1		
	重症心身障がい相談	7															7		
	知的障がい相談	111															111		
非相行談	発達障がい相談	44															44		
	ぐ犯行為等相談		4												2	2	8		
育成相談	触法行為等相談																		
	性格行動相談	11	4														15		
	不登校相談	4	3														7		
	適性相談																		
その他の相談	育児・しつけ相談	2															2		
	計	225	84	11	5					11				1	2	21	360		

ウ 一時保護業務

保護件数	保護日数	一件平均保護日数
延 25件	延 1,397日	70.4日

(注) 一時保護先：中央こども女性相談センター及び児童福祉施設

エ 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健診及び事後指導の状況

市町が実施する1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、特に精神発達面に問題のあるこどもについて、精密な健診・指導を行うとともに、事後指導を実施。

・ 1歳6か月児

	回数	人数
精密健診	3回	3人
事後指導	0回	0人

・ 3歳児

	回数	人数
精密健診	0回	0人
事後指導	0回	0人

## (2) 家庭児童相談室業務

### ・相談指導状況

(取扱状況)

(単位：件)

相談指導 実件数	相談指導延件数		
	所内	所外	計
245	102	255	357

(相談種別)

(単位：件)

性格・生活 習慣等	知能 言語	学校 生活	非行	家庭関係	環境 福祉	障がい	その他	計	
				虐待 その他					
10	2	6	1	80	12	75	3	56	245



## IX 女性支援担当の業務 (令和4年度実績)



## 1 業務の内容

売春防止法第34条による「婦人相談所」、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）第3条による「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、次の業務を行っています。性暴力被害者への緊急支援や相談のために「よりそいの樹 とくしま南部」を開設しています。

### （1）相談

配偶者からの暴力、性暴力被害、離婚問題、家族関係、その他人間関係、経済問題等日常生活において何らかの問題を有する女性について、広く相談に応じています。

電話相談、来所による面接相談により実施しています。

### （2）自立支援

①他法他施策・各社会福祉施設の活用援助 ②法律相談・調停申立援助 ③ハローワーク等の紹介、住宅等に関する情報提供 ④警察署や裁判所等関係機関への同行支援 ⑤各種証明の発行による支援を行っています。

### （3）保護命令制度利用援助

保護命令（配偶者からの身体に対する暴力により生命や身体に重大な危害を受けるおそれのあるとき、被害者からの申立てにより裁判所が加害者に対して発する命令）申立てについての情報提供・援助を行っています。

### （4）一時保護

緊急に保護することが必要と認められるDV被害者等について、本人の意思に基づき一時保護所に保護しています。

## 2. 業務の現状

### （1）相談業務

#### ①相談件数

	来 所			電 話			その他			合計(延べ件数)			計(実人員)					
	D V	交 際 相 手 ( 準 用 外 ) か ら の 暴 力	そ の 他 相 談 ( 人 間 関 係 等 )	D V	交 際 相 手 ( 準 用 外 ) か ら の 暴 力	そ の 他 相 談 ( 人 間 関 係 等 )	D V	交 際 相 手 ( 準 用 外 ) か ら の 暴 力	そ の 他 相 談 ( 人 間 関 係 等 )	D V	交 際 相 手 ( 準 用 外 ) か ら の 暴 力	そ の 他 相 談 ( 人 間 関 係 等 )	D V	交 際 相 手 ( 準 用 外 ) か ら の 暴 力	そ の 他 相 談 ( 人 間 関 係 等 )			
																件	件	件
	133	101	32	268	187	3	78	53	46	7	454	334	3	117	116	63	2	51
障がい者	9	5	4	32	21	1	10	3	1	2	44	27	1	16	11	7		4
外国人	2	2									2	2			1	1		

※相談件数の内、障がい者数及び外国人数は内数

### 相談者の状況

#### ア 年齢別 (延べ件数)

(単位：件)

	DV相談	その他相談	計
18歳未満	0	1	1
18～19歳	0	1	1
20歳代	35	9	44
30歳代	105	49	154
40歳代	153	18	171
50歳代	26	13	39
60歳以上	10	8	18
不明	5	21	26
計	334	120	454

#### イ 相談者の経路 (延べ件数)

(単位：件)

本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療関係	縁故者・知人	その他	計
349	34	2	3	0	0	0	2	10	0	3	28	23	454

ウ 処理状況

(単位：件)

助言指導	傾聴	他機関紹介	来所面接予約	文書作成支援	同行支援	情報提供	報告・連絡	一時保護	その他	計
192	155	5	61	1	33	0	3	1	3	454

エ DV相談者と加害者との関係（延べ件数）

(単位：件)

	配偶者			元配偶者	生活の本拠を共にする		計
	婚姻届あり	婚姻届なし	届出不明		交際相手	元交際相手	
件数	244	1	0	61	0	28	334

オ DV相談者の受けた暴力の種類（重複回答あり）

(単位：件)

	身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	社会的暴力	性的暴力	計
件数	126	316	165	139	105	851

カ 性暴力被害者支援

	相談	公費負担制度		
		医療費	カンセリング	法律相談
件数	13件	0件	0件	0件

(3) 保護命令に関する支援

申立書作成支援	0件
裁判所から書面提出を求められた件数	2件

(4) 一時保護

ア 件数	1件
------	----

イ 一時保護した者の年齢区分

(単位：人)

年齢	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
人数	0	0	0	1	0	0	0	1

ウ 一時保護した者の同伴児童(者)

区分	同伴児なし	同伴児(者)あり				計
		1人	2人	3人	4人	
人数	1	0	0	0	0	1

エ 一時保護日数

		1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	合計	平均日数(日)
DV被害者	人員(人)	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	
その他の者	人員(人)	0	1	0	0	0	0	1	8.0
	延べ日数(日)	0	8	0	0	0	0	8	

オ 一時保護した者への支援

(単位：回)

	面接	同行	問合せ・連絡	退所移送	引越援助	その他	計
延べ支援回数	3	4	6	1	0	0	14

(5) 婦人保護施設

該当なし

(6) 連携体制整備

会議名	実施状況	参加者数
DV被害者等支援ネットワーク研修会	令和4年11月9日(水) 13:30～15:30 対象：弁護士、民間団体、市町、福祉事務所など	28名

## X 統計資料

- 1 食品衛生
- 2 廃棄物対策
- 3 母子保健
- 4 健康づくり
- 5 精神保健
- 6 結核
- 7 感染症
- 8 難病
- 9 児童相談
- 10 女性支援



# 1 食 品 衛 生

## 1. 食中毒の発生件数の年次推移 (1月~12月)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管 内	事 件 数	0	1	0	0	0
	患 者 数	0	32	0	0	0
徳 島 県	事 件 数	5	7	5	4	4
	患 者 数	110	113	69	177	18
全 国	事 件 数	1,330	1,061	887	717	962
	患 者 数	17,282	13,018	14,613	11,080	6,856

## 2. 阿南保健所管内に原因施設があった最近の食中毒事例の概要

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発生年月日		元年11月下旬			
有症者		32名			
原因施設	なし	家庭(阿南市)	なし	なし	なし
原因食品		不明(バーベキュー)			
原因物質		カンピロバクター			

## 2 廃棄物対策

### 1 浄化槽設置状況

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
管 内	総設置基数	31,394	31,698	31,923	32,218	32,481	32,744	33,017	33,268
	うち合併設置数	10,045	10,427	10,752	11,093	11,432	11,744	12,050	12,341
	合併比率(%)	32.0	32.9	33.7	34.4	35.2	35.9	36.5	37.1
徳島県	総設置基数	188,798	190,840	192,970	195,433	197,325	199,460	201,647	203,763
	うち合併設置数	62,646	65,304	67,917	70,635	72,809	75,172	77,565	79,896
	合併比率(%)	33.2	34.2	35.2	36.1	36.9	37.7	38.5	39.2

### 2 管内における法定検査(7条検査)実施状況

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査実施基数		335	396	335	432	285	385	360	320	329
検査	適正	255	302	257	309	197	268	226	201	204
	概ね適正	70	83	61	102	75	90	100	90	87
結果	不適正	10	11	17	21	13	27	34	29	38

### 3 管内における法定検査(11条検査)実施状況

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
検査実施基数		14,953	15,077	15,220	15,710	15,451	15,255	15,640	16,189	16,092
検査	適正	6,382	6,264	6,239	6,418	6,462	6,240	6,280	6,494	6,263
	概ね適正	6,465	6,828	7,152	7,314	7,113	7,232	7,340	7,584	7,812
結果	不適正	2,106	1,985	1,829	1,978	1,876	1,783	2,020	2,111	2,017

### 4 ごみの排出量リサイクル率の推移

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一人一日当たりの 排出量 (g/人・日)	管 内	981.0	981.0	969.0	975.0	979.8	1027.2	1025.8	1032.7
	徳島県	949	957	945	946	954	964	958	950
	全 国	963	939	925	920	918	918	901	890
リサイクル率(%)	管 内	18.7	19.1	18.2	19.3	19.2	18.3	18.7	17.7
	徳島県	16.9	16.6	16.7	16.8	16.6	16.0	16.5	16.6
	全 国	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果

注) リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ総処理量 + 集団回収量) × 100

### 5 徳島県における廃棄物処理経費の状況(参考)

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一人当たりのごみ処理経費(円/人年)		18,589	18,858	18,304	19,988	21,425	19,504	20,568
一人当たりのし尿処理経費(円/人年)		3,351	3,505	3,547	3,682	4,446	5,579	5,402

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

# 3 母子保健

## 1 母子保健統計

### 1) 市町別状況

令和3年

	出生数 (率) *1	乳児死亡 (率) *1	新生児死亡 (率) *1	死産 (率) *2	周産期死亡 (率) *2
阿南市	384 (5.6)	— (—)	— (—)	4 (10.3)	— (—)
那賀町	23 (3.2)	— (—)	— (—)	1 (41.7)	— (—)
管内	407 (5.4)	— (—)	— (—)	5 (12.1)	— (—)
徳島県	4,337 (6.1)	7 (1.6)	3 (0.7)	87 (19.7)	15 (3.4)
全国	811,604 (6.6)	1,398 (1.7)	657 (0.8)	16,277 (19.7)	2,741 (3.4)

\* 1 : 出生千対 \* 2 : 出産千対

資料：令和3年徳島県保健・衛生統計年報

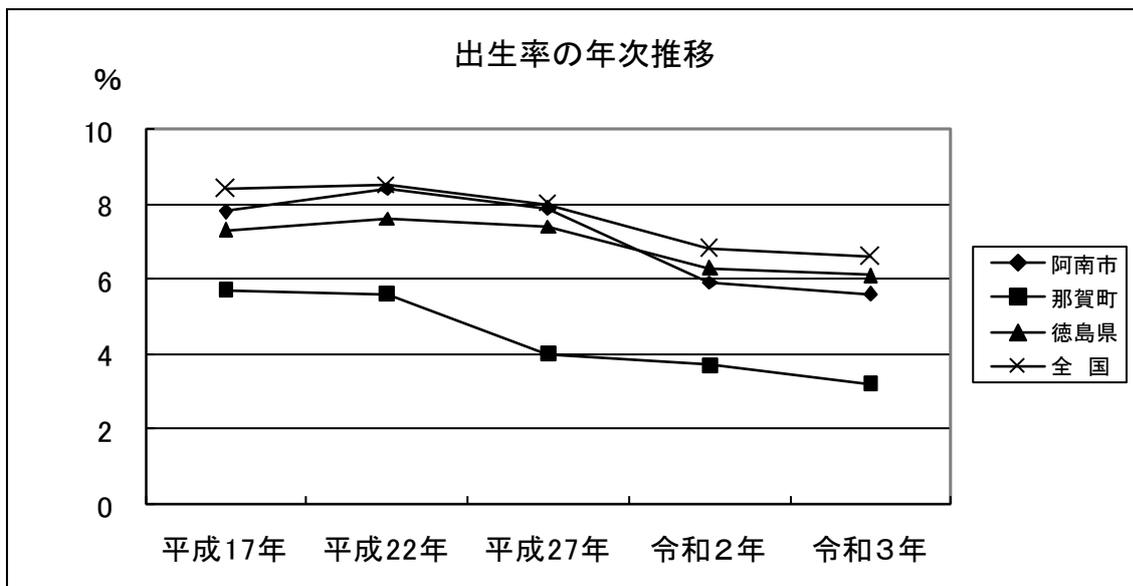
### 2) 出生(実数・率)の年次推移

(率：出生数/人口×1000)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年
阿南市	数	610	632	580	408	384
	(率)	(7.8)	(8.4)	(7.9)	(5.9)	(5.6)
那賀町	数	61	52	34	27	23
	(率)	(5.7)	(5.6)	(4.0)	(3.7)	(3.2)
徳島県	数	7,913	5,904	5,586	4,521	4,337
	(率)	(7.3)	(7.6)	(7.4)	(6.3)	(6.1)
全国	数	1,062,530	1,071,304	1,005,667	840,835	811,604
	(率)	(8.4)	(8.5)	(8.0)	(6.8)	(6.6)

資料：徳島県保健・衛生統計年報

注) 平成17年度については、合併後の市町別で示している。



### 3) 低出生体重児(実数・率)の年次推移

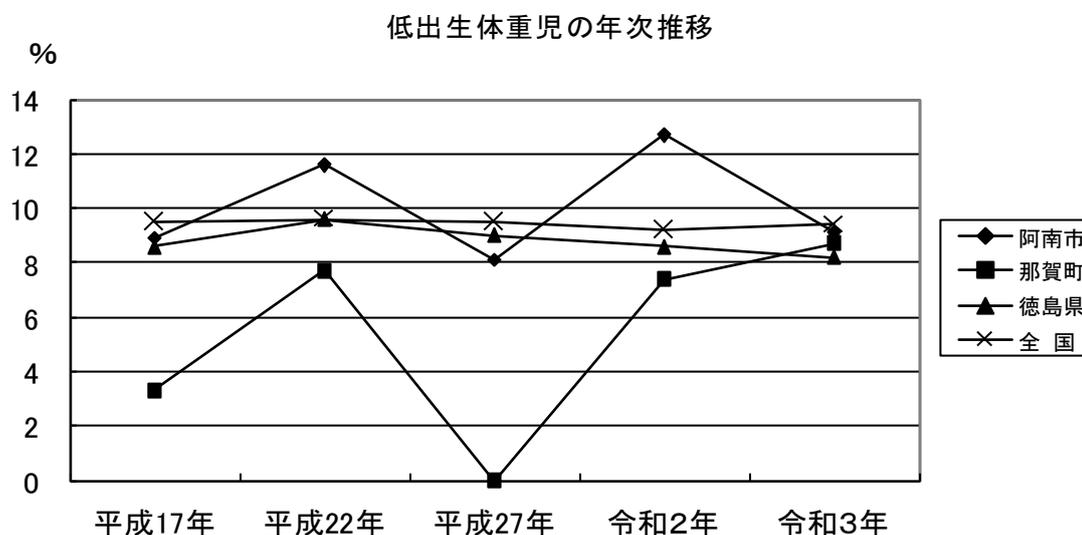
(率：低出生体重児／出生数×100)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年
阿南市	数	54	73	47	52	35
	(率)	(8.9)	(11.6)	(8.1)	(12.7)	(9.1)
那賀町	数	2	4	—	2	2
	(率)	(3.3)	(7.7)	(—)	(7.4)	(8.7)
徳島県	数	506	570	501	389	357
	(率)	(8.6)	(9.6)	(9.0)	(8.6)	(8.2)
全国	数	101,272	103,049	95,206	77,539	76,060
	(率)	(9.5)	(9.6)	(9.5)	(9.2)	(9.4)

資料：徳島県保健・衛生統計、厚生労働省「人口動態調査」

注) 1. 平成17年度については、合併後の市町別で示している。

2. 出生時の体重不詳を除いて算出している。



## 2 市町別妊娠届出状況

令和2年度

市町別	妊娠届出者数	妊娠週数				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳
阿南市	392	373	13	4	2	0
那賀町	21	21	0	0	0	0
管内	413	394	13	4	2	0

資料：令和2年度地域保健・健康増進事業報告  
徳島県の母子保健統計

### 3 医療給付状況

#### 1) 未熟児養育医療給付状況

令和2年度

出生時 体 重	1000g 以下	1001g以上 1500g以下	1501g以上 1800g以下	1801g以上 2000g以下	2001g以上 2300g以下	2301g以上 2500g以下	2501g 以上	計
件 数	0	3	3	4	1	0	0	11

資料：徳島県の母子保健統計

#### 2) 自立支援医療（育成医療）給付状況

令和2年度

障 害 別	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声・言語 そしゃく 機能障がい	肢体 不自由	心臓 障がい	腎・小腸 肝臓 障がい	その他 内部障がい	計
件 数	0	0	0	2	0	0	3	5

資料：徳島県の母子保健統計

### 4 母子保健における健康診査

#### 1) 1歳6か月児健康診査の実施状況

令和2年度

市町別	開 催 回 数	対象者 実人員	受 診 実人員	指 導 区 分 別 実 人 員				
				異常なし	既医療	要観察	要医療	要精密
阿南市	12	478	474	218	2	209	5	40
那賀町	3	20	20	4	3	12	1	0
管 内	15	498	494	222	5	221	6	40

資料：令和2年度地域保健・健康増進事業報告

#### 2) 3歳児健康診査の実施状況

令和2年度

市町別	開 催 回 数	対象者 (実人員)	受 診 実人員	指 導 区 分 別 実 人 員				
				異常なし	既医療	要観察	要医療	要精密
阿南市	12	525	503	177	2	120	5	40
那賀町	3	54	54	7	2	32	1	0
管 内	15	579	557	184	4	152	6	40

資料：令和2年度地域保健・健康増進事業報告

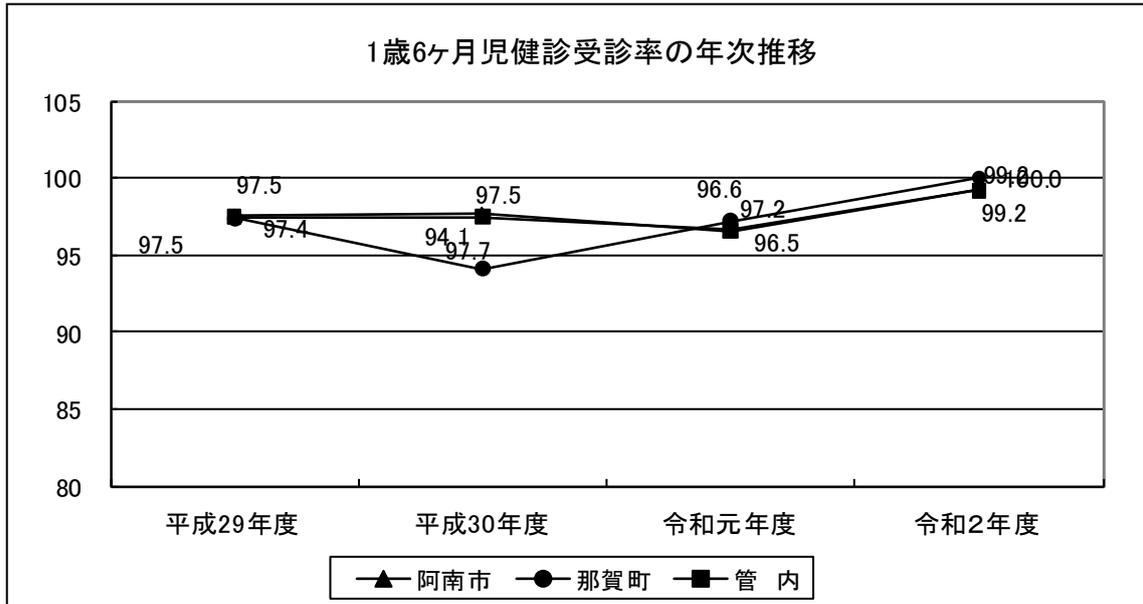
#### 3) 1歳6か月児健診受診率の年次推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
阿南市	対象者実人員	552	481	463	478
	受診実人員	538	470	447	474
	受診率	97.5	97.7	96.5	99.2
那賀町	対象者実人員	38	34	36	20
	受診実人員	37	32	35	20
	受診率	97.4	94.1	97.2	100.0
管 内	対象者実人員	590	515	499	498
	受診実人員	575	502	482	494
	受診率	97.5	97.5	96.6	99.2

資料：令和2年度地域保健・健康増進事業報告

注) 1. 受診率は「受診実人員/対象者実人員×100」で示す。

1. 前年度の未受診者は対象者数に計上しないが、受診者数に入れるため受診率が100%を越えることがある。



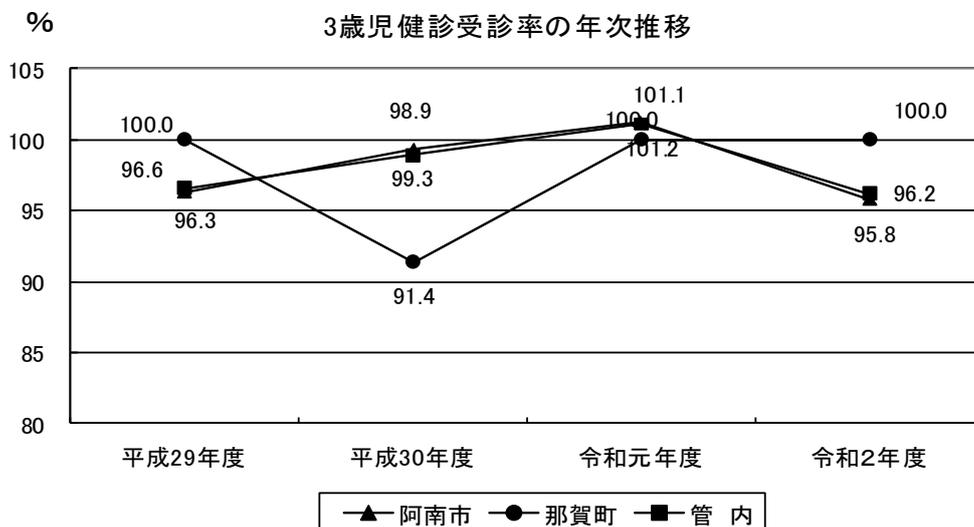
#### 4) 3歳児健診受診率の年次推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
阿南市	対象者実人員	515	576	508	525
	受診実人員	496	572	514	503
	受診率	96.3	99.3	101.2	95.8
那賀町	対象者実人員	37	35	27	54
	受診実人員	37	32	27	54
	受診率	100.0	91.4	100.0	100.0
管内	対象者実人員	552	611	535	579
	受診実人員	533	604	541	557
	受診率	96.6	98.8	101.1	96.2

資料: 令和2年度地域保健・健康増進事業報告

注) 1. 受診率は「受診実人員/対象者実人員×100」で示す。

2. 前年度の未受診者は対象者数に計上しないが、受診者数に入れる。



## 4 健康づくり

### 1 がん検診の受診率

(単位：%)

	阿南市					那賀町				
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
胃がん検診	6.7	6.6	6.3	5.8	5.9	4.5	5.1	5.3	5.8	6.7
肺がん検診	4.3	4.5	3.5	3.9	4.1	5.6	5.4	4.4	5.4	5.8
大腸がん検診	6.7	6.6	6.9	6.8	6.8	6.8	6.5	5.4	7.9	8.3
乳がん検診	11.6	12.3	11.6	11.4	11.6	8.8	8.6	9.3	9.4	10.0
子宮頸がん検診	14.5	14.5	14.1	14.1	14.4	7.3	7.8	9.0	8.9	9.2

資料：市町村がん検診・精密検診実績報告

### 2 特定健診・特定保健指導実施状況（市町村国保）

令和3年度

	阿南市	那賀町
特定健康診査対象者数	10,724人	1,438人
特定健康診査受診者数	4,427人	882人
健診受診率	41.3%	61.3%
特定保健指導の対象者数	514人	61人
特定保健指導の対象者の実施者数	434人	48人
特定保健指導実施者の割合	84.4%	78.7%

資料：徳島県国民健康保険団体連合会調べ

## 5 精神保健

### (1) 精神障害者の状況

平成14年度から精神保健福祉手帳・通院公費負担申請窓口事務が市町村で実施され、平成17年4月より障害者自立支援法が施行、その後平成25年4月1日から障害者総合支援法となり自立支援医療給付や精神保健福祉手帳所持等の保健福祉サービスの推進が図られています。

令和5年3月31日現在

市町村名	自立支援医療費 (通院公費負担制度利用者数)	精神保健福祉手帳所持者数			
		1級	2級	3級	計
阿南市	970	46	232	265	543
那賀町	89	8	24	19	51
阿南保健所管内	1,059	54	256	284	645
徳島県	11,967	649	3,110	2,755	6,514

資料：徳島県精神保健福祉センター調べ

### (2) 精神障がい者社会復帰のための事業

名 称	開 催 場 所	開始年度
ソーシャルクラブ 阿南	阿南市 ひまわり会館	平成17年度
わかあゆ会 よりそい	那賀町 よってみよ家かあちゃんく	昭和62年度

### (3) 精神障がい者のための地区組織

名 称	結成年度	活動内容
阿南地区家族会	昭和62年度	定例会・家族会運営他
丹生谷精神障害者家族会	昭和59年度	定例会・家族会運営他
徳島県断酒会阿南支部	昭和50年度	定例会・酒害相談他・自助グループ
ボランティア 那賀川のぎく	平成10年度	定例会・作業所支援他
メンタルヘルスボランティア ウエーブ	平成16年度	定例会・研修会・ソーシャルクラブ支援

### (4) 関連施設

X I 関係機関・団体及び関係施設参照

## 6 結 核

### 1 結核総登録者の市町別状況

令和4年末現在

	結核 総登録 者数	肺結核活動性		肺外 結核 活動性	不活動性 全結核	活動性 不明	潜在性 結核感染症 (別掲)
			再治療 (再掲)				
阿南市	7	1	0	0	6	0	0
那賀町	2	1	0	1	0	0	0
管内計	9	2	0	1	6	0	0

注) 1 全結核有病率の基準人口は令和4年10月1日現在

2 再治療は、塗沫陽性の再治療のみを計上

### 2 結核新登録患者の市町別状況

令和4年末現在

	新登録 患者数	肺結核			肺外 結核	全結核 罹患率 (人口10万対)	潜在性 結核感染症 (別掲)
		喀痰塗 抹陽性	その他 結核菌陽性	菌陰性 その他			
阿南市	4	2	1	0	1	5, 9	0
那賀町	2	0	1	0	1	28, 9	0
管内計	6	2	2	0	2	8, 0	0

注) 全結核罹患率の基準人口は令和4年10月1日現在

### 3 一般住民結核健診の市町別受診状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
阿南市	1, 451 (6. 2%)	1, 147 (4. 9%)	1, 210 (5. 1%)	1, 311 (5. 5%)
那賀町	359 (8. 9%)	219 (5. 4%)	275 (7. 0%)	377 (8. 6%)
計	1, 810 (6. 6%)	1, 366 (4. 9%)	1, 485 (5. 4%)	1, 648 (6. 0%)

( ) は受診率

### 4 結核登録者及び有病率、罹患率(人口10万対)の年次推移

各年末現在

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
登録患者数	15	12	13	15	9
活動性全結核患者数	5	6	6	7	3
有病率(10万人対)	6, 4	7, 7	7, 8	9, 2	4, 0
新登録患者数	7	8	10	10	6
罹患率(10万人対)	8, 9	10, 3	12, 9	13, 2	8, 0
徳島県	14, 4	13, 2	13, 5	12, 9	10, 7
全国	12, 3	11, 5	10, 1	9, 2	8, 2

※令和4年は概数

# 7 感 染 症

令和4年感染症発生動向調査の状況

一 類 感 染 症	
疾 病 名	管 内
エボラ出血熱	0
クリミア・コンゴ出血熱	0
ペスト	0
マールブルグ病	0
ラッサ熱	0
痘そう	0

三 類 感 染 症	
疾 病 名	管 内
コレラ	0
細菌性赤痢	0
腸管出血性大腸菌感染症	0
腸チフス	0
パラチフス	0

五 類 感 染 症・全 数 把 握	
疾 病 名	管 内
アメーバ赤痢	0
ウイルス性肝炎(A型, E型 肝炎を除く)	0
クリプトスポリジウム症	0
クワイフェルト・ヤコブ病	0
劇症型溶血性連鎖球菌 感染症	0
後天性免疫不全症候群	0
ジアルジア症	0
侵襲性髄膜炎菌感染症	0
先天性風疹症候群	0
梅毒	8
破傷風	0
バンコマイシン耐性腸球菌 感染症	0
バンコマイシン耐性黄色ブドウ 球菌感染症	0
急性脳炎(ウエストナイル脳炎 及び日本脳炎を除く)	0
百日咳	0
風しん	0
麻しん	0
カルバペネム耐性腸内細 菌感染症	0
侵襲性インフルエンザ菌 感染症	0
侵襲性肺炎球菌感染症	0
水痘(入院例に限る)	0
播種性クリプトコックス 症	0
薬剤耐性アシネトバクタ ー感染症	0

二 類 感 染 症	
疾 病 名	管 内
急性灰白髄炎	0
結核	6
ジフテリア	0
重症急性呼吸器症候群	0
鳥インフルエンザ(H5 N1)	0

四 類 感 染 症	
疾 病 名	管 内
ウエストナイル熱	0
エキノコックス症	0
黄熱	0
オウム病	0
回帰熱	0
コクシジオイデス症	0
ジカウイルス感染症	0
ダニ媒介脳炎	0
つつが虫病	0
デング熱	0
日本紅斑熱	2
日本脳炎	0
ハンタウイルス肺症候群	0
Bウイルス病	0
ブルセラ症	0
発しんチフス	0
マラリア	0
ライム病	0
類鼻疽	0
レジオネラ症	4
A型肝炎	0
E型肝炎	0
野兔病	0
チクングニア熱	0
レプトスピラ症	0
ポツリヌス症	0
重症熱性血小板減少症	0

五類感染症・定点把握		
疾病名	管内	県内
<b>小児科定点（週報）</b>		
RSウイルス感染症	46	1214
咽頭結膜熱	19	205
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3	109
感染性胃腸炎	63	4006
水痘	4	70
手足口病	15	410
伝染性紅斑	0	4
突発性発疹	8	399
ヘルパンギーナ	0	66
流行性耳下腺炎	0	19
<b>基幹定点（週報）</b>		
細菌性髄膜炎（真菌性を含む）	0	4
無菌性髄膜炎	0	6
マイコプラズマ肺炎	1	2
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0	0
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0	0
<b>性感染症定点（月報）</b>		
性器クラミジア感染症	11	260
性器ヘルペスウイルス感染症	34	117
尖形コンジローマ	1	60
淋菌感染症	1	60
<b>基幹定点（月報）</b>		
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	3	252
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	1

# 8 難 病

疾患別特定医療費（指定難病）受給者数

令和5年3月31日現在

疾患番号	疾患名	管内 受給者数
2	筋萎縮性側索硬化症	6
5	進行性核上性麻痺	12
6	パーキンソン病	94
7	大脳皮質基底核変性症	5
11	重症筋無力症	16
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎多巣性運動ニューロパチー	8
15	封入体筋炎	1
17	多系統萎縮症	7
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	14
19	ライソゾーム病	1
21	ミトコンドリア病	1
22	もやもや病	13
23	プリオン病	1
28	全身性アミロイドーシス	6
34	神経線維腫症	2
35	天疱瘡	7
36	表皮水疱症	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	2
40	高安動脈炎	2
41	巨細胞性動脈炎	1
43	顕微鏡的多発血管炎	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1
47	バージャー病	2
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1
49	全身性エリテマトーデス	26
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	16
51	全身性強皮症	15
52	混合性結合組織病	5
53	シェーグレン症候群	7
54	成人スチル病	1
56	ベーチェット病	11
57	特発性拡張型心筋症	9
58	肥大型心筋症	2
60	再生不良性貧血	7
61	自己免疫性溶血性貧血	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	15
65	原発性免疫不全症候群	2
66	IgA 腎症	8

疾患番号	疾患名	管内 受給者数
67	多発性嚢胞腎	7
68	黄色靱帯骨化症	3
69	後縦靱帯骨化症	31
71	特発性大腿骨頭壊死症	6
72	下垂体性ADH分泌異常症	5
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1
75	クッシング病	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
78	下垂体前葉機能低下症	6
84	サルコイドーシス	11
85	特発性間質性肺炎	11
86	肺動脈性肺高血圧症	4
90	網膜色素変性症	4
92	特発性門脈圧亢進症	1
93	原発性胆汁性胆管炎	12
95	自己免疫性肝炎	4
96	クローン病	46
97	潰瘍性大腸炎	85
98	好酸球性消化管疾患	1
107	若年性特発性関節炎	1
113	筋ジストロフィー	3
116	アトピー性脊髄炎	1
127	前頭側頭葉変性症	2
137	限局性皮質異形成	1
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1
147	早期ミオクロニー脳症	1
150	環状20番染色体症候群	1
158	結節性硬化症	1
160	先天性魚鱗癬	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1
163	特発性後天性全身性無汗症	1
208	修正大血管転位症	1
210	単心室症	2
220	急速進行性糸球体腎炎	1
222	一次性ネフローゼ症候群	13
224	紫斑病性腎炎	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1
240	フェニルケトン尿症	1
246	メチルマロン酸血症	1
271	強直性脊椎炎	10
300	IgG4関連疾患	6
302	レーベル遺伝性視神経症	1
306	好酸球性副鼻腔炎	21
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1
合計		659

# 9 児 童 相 談

## 1. 年齢別相談受付状況（令和4年度）

（単位：件）

	養護相談		保 健 相 談	障がいの相談						非行相談		育 成 相 談			そ の 他 の 相 談	計
	虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由 談	視 覚 障 害 相 談	言 語 障 害 相 談	重 心 症 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ ん 犯 行 為 等 談	触 法 行 為 等 談	性 格 行 動 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		
0 歳	9	11														20
1 歳	5	1												1		7
2 歳	8	1				1			1					1		12
3 歳	5	1						9	3							18
4 歳	5	1						4	2							12
5 歳	2	2						3	1							8
6 歳	6	5						9	3			2				25
7 歳	11						1	12	2			1				27
8 歳	11	2						3	1							17
9 歳	10						2	3	3							18
10 歳	10	1						7	3				1			22
11 歳	11	2						6	5	1		3	1			29
12 歳	10						2	11	5			4	1			33
13 歳	8						2	7	3				1			21
14 歳	9	1						15	5	2		3	2			37
15 歳	5							7	2	3		1				18
16 歳	5	1						9	3	1						19
17 歳	5							5	1	1		1	1			14
18歳以上	1							1	1							3
計	136	29				1	7	111	44	8		15	7		2	360

## 2. 児童福祉施設への措置状況（令和4年度）

区 分	施設数	当期中の増減		年度末
		入所数	退所数	措置児童数
児 童 養 護 施 設	6	10	3	40(2)
ファミリーホーム	2		1	2
知的障害児施設	2		1	3
知的障害児通園施設				
盲 児 施 設				
肢体不自由児施設				
重症心身障害児施設	1			1
情緒障害児短期治療施設				
乳 児 院	1	1	1	3
児童自立支援施設	1			
計		11	6	49(2)

- (注) 1. ( ) 内は県外施設分を内数表記  
 2. 措置施設数：年度中に措置実績のある施設数

## 3. 里親委託の状況（令和4年度）

年度末登録里親数	前年度末委託児数	当期中委託児数の変動		年度末委託児数
		新規委託	委託解除	
14	3	1	2	2

注) 南部こども女性相談センター管内分

# 10 女性支援

主訴別相談状況（延べ件数）

（単位：件）

主	訴	DV相談	その他相談	計
夫との関係	夫等の暴力	108	0	108
	酒乱・薬物中毒	0	0	0
	離婚問題	111	4	115
	その他	39	5	44
子どもとの関係	子どもの暴力	0	1	1
	養育困難	0	0	0
	その他	6	15	21
親族との関係	親の暴力	0	9	9
	他の親族の暴力	0	5	5
	その他	1	5	6
交際相手との関係	交際相手の暴力	0	4	4
	同性交際相手の暴力	0	0	0
	その他	0	1	1
その他人間関係	その他の者の暴力	0	10	10
	男女問題	10	4	14
	ストーカー被害	0	1	1
	家庭不和	0	0	0
	その他	4	31	35
経済関係	生活困窮	3	1	4
	借金・サラ金	0	0	0
	求職	0	0	0
	その他	1	13	14
医療関係	病気	4	0	4
	精神的問題	26	1	27
	妊娠・出産	0	0	0
	その他	2	2	4
住居	住居問題	19	8	27
	帰宅先なし	0	0	0
その他	不純異性交遊	0	0	0
	売春強要	0	0	0
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0
	5条違反	0	0	0
	人身取引	0	0	0
計		334	120	454

## X I 関係機関・団体及び関連施設



1) 精神障がい者地区家族会

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
阿南区地区家族会	774-0011	阿南市領家町野神319 (阿南保健所内)	0884-28-9878	0884-22-6404
丹生谷精神障害者家族会	771-5295	那賀郡那賀町横石字向原28-1 (よってみよ家かあちゃんく)	0884-62-1535	0884-62-1535

2) 障がい者地域共同作業所

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
あすなろ作業所	丹生谷心身障害者会	771-5410	那賀郡那賀町大久保字岡崎22-5	0884-62-2729	0884-62-2729

3) メンタルヘルス・ボランティア・グループ

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
メンタルヘルスボランティア ウエーブ	774-0011	阿南市領家町野神319 (阿南保健所内)	0884-28-9878	0884-22-6404
那賀川のぎく	771-5410	那賀郡那賀町大久保字岡崎22-5 (あすなろ作業所内)	0884-62-2729	0884-62-2729

4) 指定相談支援事業所

事業所名	対象地域	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
シーズ相談支援事業部	阿南市・那賀町	774-0044	阿南市上中町南島15-1	0884-24-3366	0884-23-0263
こなん	阿南市・那賀町	779-1510	阿南市新野町是国110番地2	0884-42-0999	0884-42-2668
相談支援センター西室苑	阿南市	774-0046	阿南市長生町間谷32	0884-22-1810	0884-23-6433
相談支援事業 淡島学園	阿南市・那賀町	774-0009	阿南市西路見町姥6-7	0884-22-0379	0884-22-6648
徳島赤十字障がい者支援施設ひのみね 障がい者相談支援センターひのみね	阿南市・那賀町	773-0015	小松島市中田町新開4-1	0885-32-0903	0885-33-3037

指定相談支援事業所続き

事業所名	対象地域	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
障害者相談支援センターびぎん	阿南市	774-0047	阿南市下大野町松ノ本5-6	0884-22-6374	0884-22-6374
相談支援事業所ちひろ	阿南市	779-1243	阿南市那賀川町南川淵134番地55	0884-24-9737	0884-24-9737
とみた県南コミュニケーションセンター 相談支援事業所とみた	阿南市・那賀町	779-2306	海部郡美波町西河内字月輪126-4	0884-77-1230	0884-77-1208

5) 心身障がい児親の会

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
太陽の会 (阿南那賀心身障害児親の会)	774-0011	阿南市領家町野神319 (阿南保健所内)	0884-28-9876	0884-22-6404

6) 食品衛生協会

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
徳島県阿南食品衛生協会	774-0011	阿南市領家町野神319 (阿南保健所内)	0884-22-3115	0884-22-6404

7) ごみ処理場

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
エコパーク阿南	阿南市	779-1631	阿南市橋町小勝1番地5	0884-49-5823	0884-49-5824
那賀町クリーンセンター	那賀町	771-5413	那賀郡那賀町蔭谷字土佐田山41	0884-64-0754	
海部美化センター	海部郡衛生処理事務組合	775-0007	海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1	0884-72-2614	0884-72-2227

8) し尿処理場

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
阿南市クリンピュア	阿南市	771-5171	阿南市熊谷町定方44番地	0884-21-5374	0884-25-0180
那賀町衛生センター	那賀町	771-5531	那賀郡那賀町日浦追立口249-1	0884-66-0710	
海部郡衛生処理事務組合第1し尿処理場	海部郡衛生処理事務組合	779-2304	海部郡美波町日和佐浦444-4	0884-77-2550	0884-77-3841
海部郡衛生処理事務組合第2し尿処理場		775-0512	海部郡海陽町穴喰浦字那佐90	0884-76-3014	0884-76-3933

9) 環境技術センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(公社) 徳島県環境技術センター 阿南支所	774-0011	阿南市領家町野神319 (南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎内)	0884-22-2862	0884-24-9990

10) 市町村社会福祉協議会

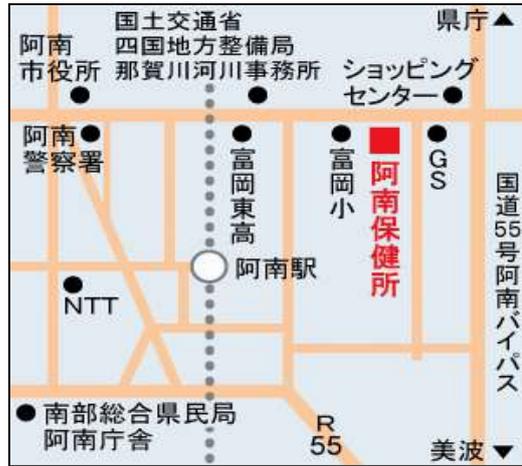
社会福祉協議会名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
阿南市社会福祉協議会	774-0030	阿南市富岡町北通33番地1(ひまわり会館内)	0884-23-7288	0884-22-7142
那賀町社会福祉協議会	771-5406	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	0884-64-0026	0884-64-0065
牟岐町社会福祉協議会	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1	0884-72-1151	0884-72-0611
美波町社会福祉協議会	779-2305	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	0884-77-0342	0884-77-0496
海陽町社会福祉協議会	775-0302	海部郡海陽町奥浦字新町44	0884-73-1980	0884-73-3471

11) 泉市町村・保健福祉相談窓口

施設名	保健福祉担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
南部総合県民局 保健福祉環境部 (美波庁舎)	防災・社会 福祉担当	779-2305	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7343	0884-74-7365
阿南市	福祉事務所	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-1593	0884-23-4200
	こども課				
	地域共生推進課				
	生活福祉課			0884-22-1592	
	保健センター	774-0045	阿南市宝田町荒井6番地1	0884-22-1590	0884-22-1894
那賀町	保健医療福祉課	771-5495	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	0884-62-1141	0884-62-1115
	すこやか子育て課	771-5295	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	0884-62-1150	0884-62-0214
	保健センター	771-5410	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-3892	0884-62-3893
牟岐町	住民福祉課	775-8570	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-3416	0884-72-2716
	健康生活課			0884-72-3417	
美波町	福祉課	779-2395	海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-3614	0884-77-1666
	健康増進課	779-2305	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2 美波町医療保健センター内	0884-77-3621	0884-77-3622
海陽町	長寿福祉人権課	775-0395	海部郡海陽町奥浦字新町44番地	0884-73-4312	0884-73-3880
	住民環境課	775-0295	海部郡海陽町大里字上中須128番地	0884-73-4152	0884-73-3097



## 庁舎位置図



徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(阿南庁舎)  
阿南保健所 南部こども女性相談センター

〒774-0011 徳島県阿南市領家町野神319

- |                          |           |                  |
|--------------------------|-----------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 防災・企画医療担当 | TEL(0884)28-9867 |
| <input type="checkbox"/> | 環境担当      | TEL(0884)28-9858 |
| <input type="checkbox"/> | 生活衛生担当    | TEL(0884)28-9870 |
| <input type="checkbox"/> | 健康増進担当    | TEL(0884)28-9874 |
| <input type="checkbox"/> | 児童相談担当    | TEL(0884)22-7130 |
| <input type="checkbox"/> | 女性支援担当    | TEL(0884)24-7115 |
|                          | 庁舎FAX     | FAX(0884)22-6404 |

禁煙で 自然も  
身体も クリーニング

